

令和 6 年

三川町議会会議録

第 5 回議会臨時会

令和 6 年 10 月 24 日 開会

令和 6 年 10 月 24 日 閉会

第 6 回議会定例会

令和 6 年 12 月 3 日 開会

令和 6 年 12 月 6 日 閉会

三川町議会事務局

令和 6 年

第 6 回 三川町議会定例会会議録

令和 6 年 12 月 3 日 開 会

令和 6 年 12 月 6 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月3日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・議員派遣報告	
山形県町村議会議員研修会の報告	4
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	5
庄内市町村議会議員全員研修会の報告	5
・常任委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	6
・議会運営委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	9
議第57号 令和6年度三川町一般会計補正予算(第5号)	9
議第58号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	9
議第59号 令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)	9
議第60号 令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第2号)	9
請願審査委員会報告〈継続審査〉	
請願第1号 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願	24
請願第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願	27

第 2 日 12月4日(水) 休 会

〈請願審査委員会 開催〉

第 3 日 12月5日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	31
付託事件の委員会審査期限延期要求(総務文教常任委員会)	
請願第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願	94

一般質問	1 名	9 8
議第61号	いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1 1 1
議第62号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 1 5
議第63号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 1 5
議第64号	三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	1 1 7
意見書第1号	国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書	1 1 9

令和6年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年12月3日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸 議会事務局長 飯鉢 凜 書 記
遠渡 蓮 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月3日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告
・ 議員派遣報告
山形県町村議会議員研修会の報告
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告
庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告
・ 常任委員会報告
閉会中の所管事務調査報告
・ 議会運営委員会報告
閉会中の所管事務調査報告 |
| 日程第 4 | 議第57号 令和6年度三川町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 5 | 議第58号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 6 | 議第59号 令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議第60号 令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 請願審査委員会報告〈継続審査〉
請願第1号 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願 |
| 日程第 9 | 請願第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願 |

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） ただいまから令和6年第6回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木重行議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る11月27日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和6年度各会計補正予算4件、条例改正3件、事件案件1件、以上8件があり、この他に諸般報告7件、請願審査委員会報告1件、請願1件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日3日から6日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告7件、令和6年度の各会計補正予算4件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、継続審査に係る請願審査委員会報告1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、請願1件が上程され、紹介議員からの請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。本日はこれで散会となります。

第2日目の4日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の5日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に5名の議員が一般質問を行います。次に、追加議事日程として請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日6日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問について1名の議員が行います。次に、町長提案の条例改正3件が上程され、質疑、討論、採決となります。なお、請願採択の場合は追記議事日程として意見書提出2件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月6日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間に決定しました。
- 議長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
「山形県町村議会議員研修会」、「庄内地方町村議会議長会議員後期研修会」、「庄内市町村議会議員全員研修会」について、派遣議員からその報告を求めます。9番 町野昌弘議員。
- 9番（町野昌弘議員）

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和6年10月25日（金）

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 山形国際交流プラザ

5. 研修内容 講演「議会が守るべき政治倫理 ハラスメント防止と議会の取組み」
講師 弁護士 太田 雅幸氏

講演「議事機関としての質疑質問とは」

講師 一般社団法人 地方公共団体政策支援機構
上席研究員 長内 紳悟氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和6年12月3日

三川町議会

副議長 町野昌弘

庄内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和6年10月30日(木)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 講演「2024年度 酒田河川国道事務所 事業概要」
講師 国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所長 鈴木 之 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和6年12月3日

三川町議会

副議長 町野 昌 弘

庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和6年11月12日(火)

3. 参加者 議員9名
4. 研修地 酒田市 酒田駅前交流拠点施設「ミライニ」
5. 研修内容 講演「庄内総合支庁における令和6年度の主な取組みについて」
講師 山形県庄内総合支庁
支庁長 村上朋也氏
- 講演「庄内地域公共交通について」
講師 東北公益文科大学
学長 神田直弥氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和6年12月3日

三川町議会

副議長 町野昌弘

- 議長（志田徳久議員） 次に、閉会中の所管事務調査報告として、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。6番 鈴木淳士議員。
- 6番（鈴木淳士議員）

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査
2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要である。このため、これまでの提言事項について検証し、町政運営のチェック機能や提案機能を積極的に行うことで、常任委員会活動の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

- (1) 「第4次三川町総合計画」に関することについて
- (2) 議会提言事項の検証について

4. 調査経過及び5. 調査結果については、記載のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、所管事務調査の報告といたします。

令和6年12月3日

三川町議会

議長 志田 徳久 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木 淳士

○議長（志田徳久議員） 次に、産業建設厚生常任委員会委員長の報告を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査
2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要である。このため、これまでの提言事項について検証し、町政運営のチェック機能や提案機能を積極的に行うことで、常任委員会活動の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

- (1) 「第4次三川町総合計画」に関することについて
- (2) 議会提言事項の検証について

4. 調査経過

記載のとおりとなっております。

5. 調査結果

記載のとおりとなっております。

以上、所管事務調査の報告といたします。

令和6年12月3日

三川町議会

議長 志田 徳久 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会

委員長 鈴木 重行

○議長（志田徳久議員） 次に、広報常任委員会委員長の報告を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが、豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会の実現と町民参画を進める上で広聴・広報活動は重要である。このため、町民の議会活動に参加する機会の確保と広報紙を通じた情報提供を積極的に行い調査・検証することで、常任委員会の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

(1) 広聴・広報活動の充実について

(2) わかりやすい広報紙作りについて

4. 調査経過及び5. 調査結果については、記載のとおりであります。

以上、報告いたします。

令和6年12月3日

三川町議会

議長 志田 徳久 殿

三川町議会広報常任委員会

委員長 佐久間 千佳

○議長（志田徳久議員） 次に、議会運営委員会報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2番（佐藤栄市議員）

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

開かれた円滑な議会運営に資するため、議会活性化の調査・検証を積極的に行い、委員会活動の充実を図る。

3. 調査事項

(1) 開かれた円滑な議会運営について

4. 調査経過と5. 調査結果については、記載のとおりであります。

令和6年12月3日

三川町議会

議長 志田 徳久 殿

三川町議会運営委員会

委員長 佐藤 栄市

○議長（志田徳久議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第4、議第57号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第5号）」、日程第5、議第58号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第6、議第59号「令和6年度介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第7、議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第57号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第5号）」、議第58号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議第59号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第57号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第5号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,008万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を5億2,895万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。職員の給料、手当及び共済費にかかる人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げます。2款総務費については、財産管理費、防犯費及び町営バス運営費の追加補正、3款民生費については、社会福祉総務費、障害者福祉費及び保育費の追加補正であります。

6款農林水産業費については、農政対策費の追加補正、7款商工費については、商工振興費の追加補正、8款土木費については、道路維持費の追加補正、橋梁維持費の財源更生、下水道費の追加補正及び住宅管理費の財源更生であります。

9款消防費については、常備消防費及び防災費の追加補正、10款教育費については、小学校費の学校管理費、中学校費の学校管理費、教育振興費及び学校給食費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億5,700万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第58号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を7億1,707万円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、一般管理費における人件費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。3款県支出金について、保険給付費等交付金に所要額を計上い

たしたものであります。

続きまして、議第59号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億9,962万8,000円といたすものであります。

まず歳出であります。4款地域支援事業費について、包括的支援事業及び任意事業における人件費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」であります。一般会計補正予算と同様に、職員の給与等に関する山形県人事委員会勧告に基づき所要額を補正するものであり、収益的収入及び支出をそれぞれ48万1,000円、資本的収入及び支出をそれぞれ15万8,000円増額するものであります。

なお、収入の合計額63万9,000円につきましては、一般会計補正予算の歳出、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費において下水道事業会計補助金として計上しているところであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 2点伺いたいと思います。1点目は一般会計補正予算から14ページにあります学校給食費補助金のところ59万2,000円、こちらの内容、内訳の方をお聞かせください。それから、2点目は国民健康保険特別会計の補正予算の方から4ページ、レセプト点検員基準報酬1人分26万5,000円とあります。こちらの方は、人件費の増額というお話でございましたけれども、これは何か新たな事業が発生するので人員の増強とかそういうものなのか、その点をお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食費の補助金に関するご質問でございますが、今回の59万2,000円というこの補助金の中身につきましては、お米の価格が改定されたということが要因でございます。本町では山形県学校給食会よりお米の方を納入しているところがございますけれども、その米の価格につきましては、全農山形と学校給食会の方で、その買い付けについて調整をいただいているところがございますけれども、その中で11月から価格の改定がございまして、米1kg当たり10月までの単価から11月以降の単価といたしまして140円増額というようになったところがございます。

それに従いまして、現在の本町でのお米の価格改定による引き上げが小学校で1食当たり10円、中学校で1食14円の引き上げを行わなければならないというような状況になりました。それを11月から3月までを見込んだ際に積算した額といたしまして、59万2,000円のお米の引き上げに伴う補助が必要になってきたというような状況でございます。本町といたしましては、これまでの物価高騰分に合わせまして、この額を今回補正として計上させ

ていただいたところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 国民健康保険のレセプト点検員基準報酬の増額に関するご質問でございます。こちらにつきましては、新たな取り組みを行うという意味での増額ではございません。月額報酬及び期末手当、勤勉手当の増額改定に伴う増となっているところでございます。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 学校給食費の方ですけれども、今後もお米以外にずっと物価の高騰が続いておりますので、他の食材がまた上がっていけば今後もこのような同様の措置を考えていただけるのか、その辺を確認したいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回の補正につきましては、現時点では米の価格高騰による部分というのが大きいところでございますけれども、他の食材についてもやはり一部値上げをしているところもございます。ただ、それにつきましては、これまでの単価の中で納入する食材等の選定などの中で努力をしながら現状の価格の中で抑えるように現在努力をしているというのが実情でございます。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。初めに、ページ数で11ページ、7款1項2目商工振興費の中の三川町ふるさと応援寄附金推進事業2,135万8,000円に関してですが、11月28日の資料によりますと、令和6年度の三川町のふるさと納税の申し込み状況を見ると、寄附申込件数が1万3,817件、前年比120.1%、寄附金額が3億1,948万3,682円、前年比136.4%となっておりますが、まずは上がっている要因についてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、ページ数12ページ、9款1項1日常備消防事務委託事業2,115万円に関してですけれども、これに関しては基準財政需要額の割合額が上がっているためと推測できますが、これに関して上がっている要因が分かればお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと応援寄附金の上昇の要因についてのご質問でございました。現時点で把握・調査をしている中では、今年の夏のいわゆるお米の品不足による需要が、いわゆる小売店等の店舗からお米がなくなったということで、ふるさと納税の返礼品に需要があったということで、件数・金額が伸びておるといように分析をしているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 常備消防の委託料に関するご質問ですが、まず今回の補正額については、令和6年度の委託料の精算ということになります。こちらについては、当該年度は、当初予算ではその年に見込まれる額、それから前年度の鶴岡市と三川町の消防費に係ります基準財政需要額割というものに基づいて数字を置き、次年度に当該年度の決算といいま

すか、その決算を迎えてさらに使用しております基準財政需要額割が前年度のものを使用し
ての算出・算定になっていますので、実際の年度の基準財政需要額に訂正といいますか置き
換えて再計算をいたします。そうしたところ令和5年度の実際にかかった経費の方が人件費
の上昇等もあります、資材費の上昇等もありまして、まずその対象となる経費が増額したと
いうことがまず一つございます。

それから、基準財政需要割額についても、令和5年度においては、当初予算の段階ではそ
の割合を本町が9.67%という数字で算定しておりましたが、実際の令和5年度のこの割合に
ついては9.7289%という割合ということで高くなりました。ということで、経費そのものも
決算として増額した、需要割についてもパーセンテージが上昇したというところで、この金
額を補正させていただくものであります。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは、最初のふるさと応援寄附金に関してですけれども、令
和6年度のふるさと応援寄附金の歳入額が3億6,000万円としていたのが、年明けには4億
円に到達する見込みかと想定できますが、ここまでまず上がった要因の一つには、職員一丸
となり対応したものであり、大変頑張っている姿に敬意を表したいと思っておりますけれども、一
方、職員の負担が相当その分負担がかかったのかなといった部分で見受けられました。その
辺に関して、今後職員の負担を減らすための考え方などがあれば、補充など考えているので
あればまたお聞かせ願いたいと思っております。

また、三川町では事業者側の商品の価格変更が3月にあると聞いておりますけれども、そ
れに伴い返礼品の推移も変わっていくものと想定されます。価格帯の指導や対応策などを考
えているのであれば、再度お聞かせ願いたいと思っております。

続きまして、常備消防事務委託事業費に関して大変難しい内容だったので、なかなか分か
りにくい部分もあったのですけれども、私なりにいろいろ資料等も集めてみましたけれども、
基準財政需要額の算定の仕組みに関しては、単位費用掛ける測定単位、また補正係数など、
これらの数字に則ってそういった算定の仕組みが出てくるといった部分で、なかなかそう
いった部分の中身まで分からないと計算ができないのかなと感じておりました。しかしなが
ら、例えば簡単に、簡単ではないんですけれども、昨年度の例えば出動件数ですけれども、
火災件数を見ますと、三川町では2024年度が2件、前年度の2023年度が5件で3件減って
いるようですし、また緊急の救急車になるわけですけれども、2024年度に関しては281件、
前年度よりも18件減っているような統計が出ております。

中身に関して、この常備消防事務委託事業の中には、そういった出動件数の部分の割合も
絡んでくるのか。私、特に中身がよく分からなかったんですけれども、三川町には救急車等
はないわけですが、三川町に出動した件数がこれほどあるといった部分も改めて理解できま
したけれども、そういった費用も含めてこの中の数字に入っているのか、再度お聞かせ願
いたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から1点目、ふるさと応援寄附金の担当職員の

業務量と人数についてのご質問につきましてですが、ふるさと応援寄附金につきましては、最高額で7億円を超えたという年もございました。そのときは4名の体制で実施をしておりましたが、その後、いわゆる産休代理等の関係もございまして、瞬間的には6名体制まで増員になったというところでございます。ただ、その後、ふるさと応援寄附金につきましては思ったほど寄附金額が伸びないということがございまして、近年は3億5,000万円前後で推移をしておるという状況でございます。

このような中で、実は本年4月より、これまで4名でありました体制を3名体制にいたしまして事務の実施を行っている。その背景には、いわゆる毎年年明けにふるさと納税の関係の事務証明の発送という手続等がございまして、こちらにつきまして業務委託を実施したということで、事務の軽減を図りながら実施をしておるというところでございます。

ご指摘ありましたとおりに、想定を超える形での寄附金額の増加ということで今回補正を上程させていただいたわけですが、当然寄附金額の増加に伴いまして事務量の増加もあるということでございますので、その辺につきましては、状況を見ながら今後対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、返礼品の価格の設定等に関するご質問でございました。返礼品の協力事業者等は毎年3月に説明会及び次年度の価格決定、あるいは新たなサイトに対する参入の仕方等について研修会等を実施しておるというところでございます。本町の場合、毎年新年度に、4月に新たなサイトの設定をいたしまして、寄附金額等を決定した後は1年間その金額で実施をするという形になってございます。今年のように、先程申し上げましたとおりにお米の品不足による高騰等によりますと、その4月に設定をした寄附金額が非常に割安感といたしますかお得感があるということで件数が伸びたというように考えておりますが、他の自治体ですと、様々な状況によってその都度寄附金額と内容の見直しを実施するという自治体もございまして、本町におきましては、あまりに変更の回数が増えますと、いわゆる納税者、寄附者の混乱を招くということもございまして、基本的には4月に設定をした寄附金額をそのまま1年間続けるという形で実施をしておるというところでございます。

ただ、事業者の中にはその4月の設定にこだわらずに、逆に概算金等あるいは市場の状況を見ながら時期をずらしてサイトを開設するという事業者もございまして、その辺につきましては3月の段階で返礼品の協力事業者に対する説明及びその意向を確認しながら、適切な形で実施してまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず普通地方交付税に算入といたしますか算定における基準財政需要額の消防費、これは実態とか実績ということではなくて、先程ご質問にありましたとおり、それぞれ単位とか補正係数等、様々なその体制を整えるために標準的に必要な経費ということで算出されるものであります。ただし、実際に本町の委託料については、そういったところに実際にかかった経費ということになりますので、ご質問にありました救急等も含めて総額いくらというところでの経費に基準財政需要割を乗じまして算出された額を委託料として支払っているということになります。

なお、その経費に対する割合を掛けたものプラス、現時点では今年度もそうですが、本庁舎の整備に対する負担金、それからデジタルに関する設備の負担金等も合算して委託料としてお支払いをしているところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私から2点ほど質問をさせていただきます。一般会計補正の7ページです。7ページの下段にあります町営バス運営費の中の修繕料、この内容についてお伺いしたいと思います。それから9ページ、3款民生費の中の障害者自立支援等事業の中の障害児通所給付費の増額の要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町営バス運営費における修繕費の内容でございますが、こちらについては、日赤バス、町が所有するバスについてですが、経年劣化に伴いまして排気ガス浄化システム、こちらが修繕の必要があるということで計上させていただいたものであります。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 障害児通所給付費の増額の理由ということでございました。その増額の理由に関しましては、利用人数の増加、また1人当たりの利用回数等が増加しているためということで分析をしております。この障害児通所給付費の中身に関しましては放課後デイサービス、それから児童発達支援という事業が主な内容になるのですが、放課後デイサービスの利用人数を見ますと、実人数で、令和5年度が11人、それが令和6年度は13人ということで2人増加しております。利用延べ人数で7ヵ月分を見ますと、令和5年度が60人、令和6年度が84人ということで24人増加しております。また、1人当たりの月平均の歳出額を見ますと、令和5年度が12万9,687円に對しまして令和6年度が15万1,697円ということで2万2,000円ほど増加しております。また、児童発達支援に関しましても、利用実人数が、令和5年度7人に対して8人、利用延べ人数が27人に対して37人、1人当たりの月平均の歳出額も19万1,000円から26万円ということでそれぞれ増加しております。

年度途中であり、詳細な分析はまだできておりませんが、7ヵ月分の歳出額から割り返した金額ではこのようになり、先程説明したように人数・回数の増加の原因ということで分析をしております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 日赤バスの経年劣化による修繕ということでありました。導入から長い期間が経っているもので修繕料はこれからも増すものかと思うところでありますし、大人数が乗車するというので、特に安全性が求められるものとなるかと思っております。耐用年数の考え方でありますけれども、どのようにお考えかということをお伺いしたいのと、現在の利用率と併せて町が保有する台数についての考えをお伺いしたいと思いますし、また安価なものではないという考え方から更新計画等をお持ちであるかどうかをお伺いしたいと思います。

民生費については、障害を持つ子どもたちが増えているというようなお話でありました。この障害は様々な症状があろうかと思えますけれども、増えているのはどういった症状、障害を持つ児童が増えているのかお伺いしたいのと、県・国から補助金が出ているというのは分かりますけれども、こういった場合、自己負担というものはどのぐらい発生するか。また、増加傾向にあるということで、受け入れの施設といったものは十分間に合っているのか確認したいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず町営バスの耐用年数に対する考え方ということにつきましては、車としての耐用年数は確かにあろうとは思いますが、基本的にはその車両の劣化の程度等でその更新等については判断しているところであり、具体的に保有バスを何年に計画的に更新するというような計画は持っていないところでもあります。

今後の町有バスの保有、また運行等に関しましては、実際に現在の所有するバスの利用内容といいますか使用内容等、大きくは園、それから小学校のスクールバスという使い方が大きいわけです。また、それ以外に町内の団体等に対しても一定程度の条件下ではありますけれども貸し出しをし、その活動を支援しているところでもあります。ただ、今後同様の利用のあり方が続いていくのかどうか、そういったものも十分に勘案して町のバスについては整備をしていきたいということで考えているところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 3点ほどご質問がありました。1点目のどういった障害の子どもが増えているかというご質問でございましたが、申し訳ございませんが、そういったところは把握しておりません。ただ、診断基準の変化により、多くの子どもが診断を受けるようになり、適切な支援が受けられるようになって増加しているものというところが一部あるかなというように思っております。

それから、自己負担ということでございましたが、放課後デイサービスは国と地方自治体から利用料金の9割が給付されるため1割負担で利用できます。また、所得ごとの負担上限月額が決まっており、過度な負担にならない仕組みになっています。なお、負担上限額に関しましては、生活保護受給、市町村民税非課税世帯は0円、市町村民税課税世帯は4,600円、それ以外の方は3万7,200円が月の上限額となっております。また、児童発達支援は個人負担なしで利用できる状況となっております。

それから、受け入れ施設が足りているのかというご質問でございました。今のところ待機している、利用できないという子どもはいないんですけれども、ただ、利用する回数だとか、そういったところの制限があって、なかなか毎日の利用ができないという状況はあると認識しております。幸い、令和7年4月1日より町内で放課後デイサービスに取り組む事業所ができるということで情報を承っているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私の方から数点お伺いしたいと思います。主には2点になろうかと思えます。一般会計補正予算全般に関わる質問になってしまうかと思うんですが、一般職

員分給料というところを拝見いたしますと、増減がかなり乱高下しているかなと思ひまして、先程町長の方からも提出の理由としては、給与の人事院勧告に関わり増加するという旨の説明が先にありましたけれども、この減額されている給与、計上されている部分に関して、どのような要因があったのかなど。例えば人員配置換えでしたり退職等ですね、その減額要因に関してまず状況を説明いただきたいと思ひます。

それと併せて、先に給与の勧告の概要ということでいただいております。こちらに関してやはり記載されているものによりますと、平成4年以来32年ぶりの高水準であるということで、こちら人事院勧告との関係もあろうかと思ひますけれども、改めてですが、人事院勧告の査定、パーセンテージが2.76%ということで示されております。一方、県の民間の事業者との較差といいますが2.32%ということで、この辺の擦り合わせの考え方を少し説明いただきたいと思ひます。これがまず1点です。

2点目ですが、これは少し事業説明をいただきたいと思ひます。10ページになりますが、6款1項農業費の中にあります農政対策費、農地利用効率化等支援事業費補助金ということで計上されております。この要因、事業内容に関して説明をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 人件費についてのご質問でありました。まず1点は、一般職、会計年度任用職員以外の職員ということで、町の正規職員に係る部分のマイナスの部分があるというところにつきましては、今年度も当初予算では91名ということで定員適正化計画を満たす職員配置の中で予算計上しておりましたが、実際に今年度入りましてマイナス1名ということでありましたので、その分を改めて予算を精査いたしまして給与等についてはマイナスとなった、共済費についても1名減の分がマイナスになったというところでございます。

それから今回の人事院勧告、それから県の人事委員会の勧告についてであります。ご質問にありましたとおり、例年にない高水準ということでの勧告内容となっております。それぞれ参考にする民間企業の規模等は違うものではございますが、今回手当等のいわゆる期末勤勉手当等もアップになりますけれども、特に給与ベースですけれども、これが相当上がっています。その際、平均の値を出す段階で、国では10級ぐらいあるものが県になりますと8級ぐらいでしたか、本町では6級が最高級になります。近年の傾向といたしましては、特に1、2級等の若年層のベースを高くしているところであります。

国においては、いわゆる上級職になりますと、ほぼベースが変わらないというのもありますし、上の職のほどその上がり幅が小さいというベースになってございます。そうした中で2.何%、県も同じような形で、その恩恵といえますか上がり幅が非常に上位の方は薄い。本町の場合ですと6級ということで、ほぼすべての級にわたってベースが上昇いたします。そうしたところからしますと割合にしますと、本町の場合は3.05%ということでの上げ幅になるところであります。

そうしたところもありまして、今回各款に盛られたそれぞれの補正予算の額は大きくなっ

ているというところではありますし、併せて会計年度等についてもベースの反映部分がござい
ますので、その分を精査いたしまして計上いたしたところであります。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 農政対策費の農地利用効率化等支援事業補助金の内容に
対するご質問でございました。本補助金につきましては、当初予算といたしまして300万円
を計上しておったというところでございます。この300万円につきましては、2件の申し込
みでございましたが、1件が不採択になったということで、現時点では300万円のうち130
万2,000円分について補助の決定がなされているというところでございます。

今般、県の方から追加の要望の調査がございまして、こちらに対しまして、現在要望のあ
りましたトラクターにつきまして補助金額について申請を行ったというところでございます。
この額につきましては、補助率として354万8,000円の補助額になるというところござい
ます。この354万8,000円から、先程の当初予算300万円から決定額の130万2,000円を減
じました169万8,000円、こちらが現在の補助の予算額として計上になってございますので、
354万8,000円から169万8,000円、こちらを減じましたところの185万円につきまして今
回予算の計上を行ったというところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時55分)

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは再度ご質問させていただきます。先程の説明ですとベー
ス3.05%、本町の場合は上昇しているということで説明いただきました。再度、その全体の
説明は確かにこの説明書の16ページにあります。補正前91名から補正後90名というこ
とでのこういった差異は示されているわけではありませんが、気になるのが、その各款、
各部署においての増減がかなりばらつきがあるなと思ひまして、どのような要因があるのか、
大きいところだけで結構ですので説明いただきたいと思ひます。

加えてですが、やはり32年ぶりの高水準となっているわけですし、後段で出てきます条
例にも関係してはいかがでしょうかと思ひますので、少し予算先議の概念も入れながら質問させてい
だきたいと思ひますが、採用に関してやはり影響があったのではないかなというふうに思わ
れます。と言いますのも、民間企業と比べて今現状で給与がまだ低い状態で比較されますと
やはりどうしてもそちらに流れていくのではないかなというように単純に見て考えられるわ
けであります。そういった採用への影響がなかったかどうか。

今回の3.05%というのが、この人事委員会勧告に基づいてベースを上昇した際にマイナス
に計上されている部署もありますが、総じて3.05%、給与としては上昇した計算になってい
るのかどうか。先程の答弁ですと、一人分減額したので、その分全体的に減額になっている
部分が見えるというような説明でもありましたが、その3.05%はこの減額の中に上昇として
入っているのかどうか、まずそこを教えてくださいたいと思ひます。91名、まだ年度途中
ではあります。91名ということで定員適正化計画に基づいての数値よりもまた低いとい
うことで、その要因、やはりどのような形が影響があって採用されなかったのかどうか。そ

こについても再度お伺いしたいと思います。

続きまして、農地利用効率化等支援事業であります。1件不採択になったということで、農業者からの意見交換等で聞くお話ですと、やはり採択基準がかなり厳しくなっていてなかなか採用されないんだというような声が伺えました。やはり予算を組む際に採択見込みがあつて組んで話を進めている中で不採択になってしまうこの要因、様々お話を聞きますと、後から県の方で条件を追加してきたり変更があつたりとか、そういった理不尽な条件変更といますか、そういった要因はなかったのかどうか。この不採択になった要因についてもう少し詳細な説明をいただきたいと思います。また、そういった事象にならないためにとられる手立てはどのようなことを考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず一つ目の各款における補正の額のばらつきについてであります。これは当初では、そのときの予算編成での人員で予算等は見ますが、今年度その年度初めといいますか定期異動に伴いまして、それぞれ職員の給与等がここで精査されますので、それによるばらつきでございます。

それから、町の方では全体として3.05%という数字であります。あくまでこれは平均であります。先程の質問に対するお答えした内容と重複いたしますが、いわゆる若年層には非常に手厚いということで、場合によっては10%云々というところもございます。6級等になりますと、それが1%云々ということで非常に低い、全体として3.05%の上昇ということでご理解をいただきたいと思います。

そうした中、官民間問わず人材確保は非常に大きな課題となっているところであります。そうした状況も踏まえまして、人事院勧告なり県の人事委員会の勧告等では、そうした面も配慮しての若年層への大幅な給与ベースの引き上げに至ったと推測されるところであります。

ただ、公務員においても人材確保は非常に大きな課題であります。単に給与だけではない部分もあるのではないかとこのように思うところであります。当然、公務員試験にあつては、選抜試験、筆記試験、面接等のするそれぞれタイミングが時期がございます。民間においては、いわゆるインターンシップ云々ということで、より早く優秀な人材を確保するというような中での職員採用といいますか社員採用というようにもなっているのかな。どうしても採用するタイミング等も影響するかと思います。そうした中でなかなか公務員試験を行いましても、毎年その希望といいますか、応募される方も非常に減少しつつあるというところで、給与の他にそういった公務員希望、もしくは優秀な人材を確保するための手立てということは、常に検討課題としてこれを解消すべく検討を重ねているところであります。

もう1点、その職員の人数についてですけれども、補正予算にあります16ページ、この中には90という数字はございますが、実はこれ以外に、下水道事業、補正予算で言いますと、ページで下水道事業会計の6ページ、ここに2という数字ございますけれども、これを合わせた92というのが今年度の正規一般職員の人数でございます。定員適正化計画では93ということで1名減の状態ではありますが、採用にあたりましては退職を見込む2名の他に

1名ということで予定はしておったんですが、2名のところが年度末に来まして、昨年度末にプラス1名ということで、残念ながら今年度も定員適正化計画の93に対してマイナス1という数字、職員体制の中で現在執務を行っているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 農政対策費の農地利用効率化等支援事業補助金に対するご質問の中で、まず第1点といたしまして、この補助金につきましては申請の段階で町の予算に計上してあることというのが大前提になります。ということで、実際に予算計上の際には、現在からしますと前年度の予算、町の採択基準をもとに計算をいたしまして、執行率、金額等を換算すると。その際は様々な県の基準の中でのいわゆる点数化になります。例えば増加面積でございますとか、その条件で点数というのがございますが、実はこの点数というのは先程ご質問にありましたとおり、次年度に若干変更になるという部分はございますが、そんな大幅な変更はございませんので、通常想定、計算をした点数というもので申請を上げるということになります。これは残念ながら他の市町村からの申請者もございまして、そういうことの比較になるということになってございます。例えば、これは仮の点数ですけども、前年度は15点で採択になっていたものが、最低限その前年度までに採用になっていた点数をもって計画書・申請書を作成するわけですが、次年度申請を上げた際にその点数では採択にならないということが発生をします。本年につきましてもそのような状況でございました。

ご質問がありましたとおりに不採択な方から何でだというお話があったわけですけども、特に県の採択基準、あるいは審査の中で理不尽な状況というものが発生したということではなくて、あくまで他者との競争、他者との比較になるということでご理解をいただきたいというように思います。当然ながら不採択になった場合には、こちらの方としても県の方に様々な理由等の説明を求めるわけですけども、残念ながら不採択になった方につきましては、他の補助事業あるいは様々な支援等がないか手厚く対応してまいりたいというように考えておりますし、それによりまして営農意欲の減退が生じないように対応してまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私の方から数点お聞きしたいと思います。一般会計補正予算の7ページで、防犯費の安全で明るい町づくり推進整備事業の修繕料、この中身を教えてください。

それから、12ページの消防費の防災費ですけども、工事請負費と備品購入費の内容を教えてください。

それから最後に、13ページの教育費の小学校管理費の燃料ですね。これはどういうのに使うのか教えてください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それではまず1点目の防犯費、安全で明るい町づくり推進整備事業の修繕費についてであります。こちらの内容については町が管理する防犯灯の修繕と

ということになります。箇所といたしましては2ヵ所ございまして、一つが土橋と助川を結ぶ町道になりますけれども、この箇所の修繕が5灯、それから加藤と小尺を結ぶ、こちらの間で3灯の防犯灯を修繕する予定でございます。

それから、次に12ページの防災費についてのご質問でありました。地域防災事業の中のご質問の1点目、工事請負費についてであります。これは先の議会等でも災害等において避難所となる小学校の会場についての手法ということで検討を重ねてまいりました。小学校等とも十分話し合いをしながら、職員が地震の際、洪水等といいますか時系列で余裕がある場合はいいんですけども、地震はやはり瞬時にまいりますので、その場合、本町の計画に沿って震度5強で各体育館施設を解錠できる仕組みというのを三つの小学校それぞれ体育館の入り口に付ける工事をさせていただきたいというように考えております。設置工事については、その内容、使い方等について集落等に十分な説明をし、対応してまいりたいということで考えているところであります。

それからもう1点、備品購入費につきましては、こちらは県の補助等がある事業の中で、やはり災害時にトイレを、トイレ購入に対して県の補助ということで示されました。組み立て式のトイレということで、それに係る備品購入ということになります。一部消耗品も必要だということで、その上段の消耗品にも予算は計上させていただいておりますが、なお、県の補助要件といたしまして、各市町村、県内いずれの市町村にも数量はともかく本町には1基ということで自動ラップ式トイレ、組み立てるものをボランティアセンターに配置してくださいという条件の中で町が購入いたしまして、それを災害時のボランティア派遣等の拠点となりますセンター、本町では町の社会福祉協議会を想定しておりますが、そこにボランティアの方が来られて、なかなか施設だけでは足りないだろうということで、屋外等に設置するトイレということでの購入を予定している内容のものになってございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 小学校管理費に計上しております燃料費につきましては、この中身につきましては各小学校におきます重油、それから灯油、それからガソリンといったことで、主には冬の期間の暖房等に活用する燃料代に不足が生じるというようなことから今回補正として計上させていただいた部分でございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 安全で明るい町づくりの修繕費でありますけれども、今回土橋が5灯、加藤の方が3灯ということでした。これはLEDになるのか、それとも今までLEDではないんですけども今後LEDにするというような中身なのか、内容の方をもう少し詳しく教えてください。

それから、防災費の各小学校の体育館の解錠する機能ということでありますけれども、具体的にどんなもの、前に少し聞いたときには、確かキーボックス、鍵をキーボックスに入れておいて、そのキーボックスが震度いくらになると自動で、鍵がかかっているキーボックスが開くというように聞いておりましたけれども、この辺の内容をもう少し具体的に教えてもらいたいと思います。

また、トイレの方、備品購入はトイレということでしたけれども、どのくらいの国の補助率で数量としては間に合っているのか。他の小学校にも必要ではないかなというように思いますけれども、この辺、今後の整備関係、予定が分かりましたら教えてください。

それから燃料ということで、重油・灯油、燃料が上がるということでしたけれども、中学校の方はガスか何かで行っているから燃料代は中学校には発生しないということなのでいいのでしょうか、教えてください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず1点目の防犯灯はLEDでございます。

それから2点目のボックスの中身ですが、ご質問にありましたとおり、そのとおりで体育館を解錠するときのキーといいますか、それがボックスの中に入れておまして、震度は一応一定程度設定はできるというところの中で本町では震度5強ということで、いわゆるレベルといいますかそういう機械が中に入っていて、震度5強を感知した段階で自動的に開くというものでございます。

それからトイレについてであります。先程申し上げたとおり県を介してほぼ10/10の補助であります。ただ、お答えとしては先程申し上げましたとおりトイレ1基が必要かどうかということもありますが、まず昨今のボランティアセンターが非常に多くの方からボランティアをしていただくということで、施設のトイレだけでは足りないだろうということで屋外にもそういった設備を配置してくださいということで、小学校とかそういう避難所ということではなくて、条件としてはボランティアセンターに設置することという一つの決まりの中で、今回補助を受けて整備するものでありますのでご理解をいただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 中学校の燃料費に関しての補正はないのかというようなご質問でございましたが、お見込みのとおりガスの使用、それから電気等におきまして、中学校の方は燃料代の方をカバーしておりますので、今回の補正の方には計上していないものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 私の方から一般会計16ページの給与費明細書に触れさせて質問します。中間にございます職員手当の内訳の中に、その他の手当1万8,000円が出ておりますが、この内容について少し詳しく説明を求めたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 16ページにあります給与職員手当の内訳といたしましては、ここにいわゆる一般的に扶養手当、管理職手当、そして大きくは期末手当、勤勉手当がございますけれども、それ以外ということで、実は今年度、7月25日の大雨の際、災害本部、対策本部を設置いたしました。その際、日をまたいで管理職が勤務をした場合、その勤務につき1人2,000円の特別手当を支給するというようになっております。私以下管理職9名ということで、1人2,000円掛ける9名の1万8,000円ということで、こちらに記載になったものでございます。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 災害対策本部を設置して、そこに管理職9名がその職に従事されたということでありましたが、金額を今聞いてびっくりするんですが、あれだけの災害があって相当の所要時間を要した割にはこの金額2,000円というのは果たしてどうなのかなと正直疑念を持ちます。条例の規則の中に、いわゆる管理職は月額3万3,000円と謳われていますよね。月額3万3,000円掛ける9人だと、今ここの管理職手当の350某が出てくるんですよ。計算上は。管理職手当の条例の中に、いわゆる災害対策本部条例に基づく災害事務に従事する場合は3万3,000円に限らないと謳っているんですよ。これをどう読むかということですね。

それともう一つは、この管理職手当を私は少し山形県のホームページでずっと、各地方団体の内容・中身を少し調べたんです。三川町の人口規模、それから産業構造、それが全く似ている団体、山形県内では三川町の他に8団体あるんですね。大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、それから真室川町、そして小国町、飯豊町、この8団体の管理職手当の年額は52万円ですよ。三川町の場合は39万円ですね。8団体の中で一番低い。管理職と言えばやはり部下を、成果を出すようにその業務に向かう場合のその指導・監督、その責任を負っています。そして、また育成をしながら指導しながらモチベーションを高めていくのが管理職なんですね。私はこうしたスキルを持っている管理職にしては非常に三川町は管理職手当、これが低いというように断言せざるを得ないんです。

ですから、この2,000円の管理職員特別勤務手当もそうですが、管理職手当と併せて、先程新しい3.05%の給与ベースのアップの話も出ましたが、当然この手当も含めた給与に関することについては、やはりこの体系を少し見直す必要があるのではないのかというように私は思ったんですよ。町長、どう思いますか、あなたの指導のもとで。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の県の人事委員会の改定という部分については、今の雇用環境という中における対応というようなことで、町も県の人事委員会に沿った形で対応を進めてきたところであります。こうした中において、小林議員から管理職手当についてのご指摘がございましたが、議会からこのような現状における面において改善をすべきというような声をいただくというのは大変ありがたいことでもあります。町の管理職においては、管理職としての様々な業務における指導的な立場というような部分についてのその評価というものについては、本当にそのように受けとめてもらえるというのは大変ありがたいことなんです。小林議員が言われましたような県内のほぼ同等の自治体というような比較においては、他の比較要素というのもよく比較される場所でもあります。

そういった中において、やはり三川町の歴代の管理職というのは、ある面において自分のこの立場というよりは役場職員全体というようなことでの非常に配慮をした給与体系においても、当然国・県の動向に沿った形では進めているわけでありますが、町といたしましては、やはり職員給与手当も含めて管理職自らがこれは他と比べてこれが同等ということ、三川町民の三川町役場の長い歴史の中においては、やはり管理職というのは多少我慢している、

犠牲になっているという部分については私も感じておりました。

そういった面において、今回ご指摘いただいたような中においては、しっかりその管理職としての身分に沿った形での手当のあり方がどうかということは十分検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算4件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第57号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第57号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第58号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第58号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第59号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第59号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第8、「請願審査委員会報告」を行います。

この委員会報告は、令和6年9月議会定例会に提出された請願1件について、会期中に

結論を得るに至らなかったため、総務文教常任委員会から審査期限の延長要求により、継続審査となっていた請願の継続審査報告であります。

請願第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願」の件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

- 議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。
- 6番（鈴木淳士議員）

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見
1	令和6年 9月3日	国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である

なお、審査経過につきましては、10月1日に趣旨説明の聞き取りを行った後、11月6日の委員会において紹介議員と委員長を除く8名で採決したところ、採択とすべきが4人、不採択とすべきが3人、継続審査が1人という結果になりましたことを補足説明の上、請願審査の報告といたします。

令和6年12月3日

三川町議会議長 志田徳久 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木淳士

- 議長（志田徳久議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

本件の委員長報告は、採択であります。したがって、最初に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） ただいま上程されています、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願に関して、反対の立場から討論いたします。

意見書にあります米軍基地に起因する事故が述べられていますが、これと同じような事故は日本国内各所で毎年起きております。一例を申し上げますと、警視庁の2016年犯罪統計資料から見ますと、性犯罪認知件数人口1万人当たりでありますけれども、沖縄県が17位の0.53件、また三沢基地がある青森県は28位の0.42件、岩国基地のある山口県は41位の0.34件と、あたかも米軍ばかりが事故・事件を起こしているかのような意見書かと思われまます。

日米地位協定の問題点は、主権国家としての国で起きた事件を国の司法で裁くことができないところにあるのです。この意見書からは司法の問題には触れず、事件・事故を起こすから米軍は日本から出て行けと言っているようにしか読み取れません。正確な情報をもとに建設的な議論に努める三川町議会としては、この意見書を提出することには反対いたします。議員諸兄の賛同を求めます。

○議長（志田徳久議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ただいま上程されております、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願に、賛成の立場で討論いたします。

日米安保条約第6条で米軍が日本の施設及び区域を使用することを定めています。日米地位協定はこの安保条約第6条に基づくもので協定は28条からなっており、外務省が1973年4月に作成した日米地位協定の考え方によれば、米側は我が国の施政下にある領域であれば、どこにでも施設区域の提供を求める権利が認められている。これが日本政府の解釈となっています。米軍が望むところはどこでも基地にできるという全土基地方式をとっています。日本に配備されている米軍の四つの部隊は海兵遠征軍、これは海兵隊のことです。そして空母打撃軍、遠征打撃軍、航空宇宙遠征軍と、どの部隊も遠征、打撃などの名前で、すべて海外での介入専門の部隊です。そのことはアメリカの当局者も認めています。レーガン政権時代のキャスパー・ワインバーガー国防長官が、海兵隊は日本防衛の任務を割り当てられていないとアメリカ上院で証言しています。

その米軍米兵によって沖縄では、小学生の少女が暴行される事件や女性を強姦し死亡させ遺棄するなどの刑法犯罪が6,235件、沖縄国際大学に米軍ヘリコプターが墜落するなどの航空機関連の事故が910件発生していると沖縄県知事公室基地対策課が公表しています。他にも、青森県の三沢基地や山口県の岩国基地、長崎県の佐世保基地の米兵や基地関係者によ

る性犯罪が起きています。公務外で犯罪を犯した場合でも容疑者の身柄が米軍側にある場合には日本側が逮捕・拘束することができない。墜落など重大事故が起こっても現場に警察も入れないなど警察権が及びません。環境面でも三沢や横田、厚木、横須賀、普天間、嘉手納など米軍基地周辺の河川や湧き水から永遠の化学物質と言われ発がん性が指摘されている有機フッ素化合物 PFAS などが検出され、近隣住民への健康被害が懸念される中、米軍の排他的管理権によって基地内への立ち入り調査はできていません。検疫でも国内法が適用されず、米軍基地が新型コロナウイルスの水際対策の大穴となりました。

また、日本の航空法が地位協定で適用除外になっているため、日本の空が超低空で騒音をまき散らしながら自由に使える訓練場となっています。日本に駐留する米軍への基地の提供とともに、米軍米兵に様々な特権を保障し、日本の国家主権、国民の人権を侵害するものとなっている日米地位協定は世界に類を見ない従属性が際立つものであります。

国会は、日本政府が独立国の政府として、米側に日本の主権を認識させるための議論を始めることが重要と考えます。よって、国民の命を守るために国会で早急に日米地位協定の抜本的改定の議論を始めることを求める本請願に賛成するものです。議員諸兄の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議 長（志田徳久議員） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 請願第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は「採択」であります。

お諮りいたします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立多数であります。したがって、請願第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願」は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第9、請願第2号「学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ただいま上程されています、請願第2号「学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願」について趣旨説明をいたします。

学校給食は、子どもたちの健康と成長を支えるだけでなく、食について学ぶ生きた教材の役割も担っています。給食への有機農産物や地産地消に努力し、自校方式による本町の給食は大変おいしいと子どもたちから多くの声が聞こえてきます。しかしながら、昨今の物価の高騰の中で実質賃金は上がらず、子育て世代にとって学校給食費は大きな負担となっており軽減を求める声が上がっています。併せて、義務教育はこれを無償とするという憲法の趣

旨に沿って、学校給食費の無償化を進める動きは全国に広がってきております。教育の機会均等という観点からも、国が無償化とすることを求める本請願は子育て世代の要求を反映しているものと理解します。

以上、説明としまして、審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

○議長（志田徳久議員） ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定いたしました。

○議長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって散会とします。

（午前11時45分）

令和6年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年12月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	飯鉢	凜書	記
遠渡	蓮書	記	佐藤裕太	書記
井上史則	書記			

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 12月5日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 付託事件の委員会審査期限延期要求(総務文教常任委員会)

請願第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上、5名の議員より一般質問を行い、後の1名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 防犯意識の向上策と抑止力について | 1. 闇バイトによる犯罪や、弱者を狙った犯罪が横行している現状に町民から不安の声も聞こえている。町としての予防対策を伺う。 |
| | 2. 安全対策として町で管理する集落間の街灯、町内会で管理する街灯に関して数を増やして欲しいと中学生から要望があった。聞き取り調査などをし、町として要望箇所の把握に努めるべきと考えるが見解を伺う。 |
| | 3. 現在防犯カメラは役場と袖東公園の二か所に設置されているが、各地域の主だった場所に抑止力の観点からも設置していくべきと考えるが見解を伺う。 |
| 2. 移住促進と子育て世帯への情報発信について | 1. より一層の移住を促進するため、子育ての支援策の他、各課の支援策などをひとつにまとめた分かりやすい冊子などを作成し、公共施設や住宅業者などに置いてもらうべきと考えるが見解を伺う。 |

3. イベント開催について
1. イベントに関して、担当職員の負担も大きく限界に来ていると感じる。再度、観光協会の会員の協力を得ながらイベントを開催するのも方策の一つと考えるが見解を伺う。
 2. マスコット「みかわん」の着ぐるみを作り、より一層のPR活動に力を入れる考えについて見解を伺う。

令和6年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

質問事項1、防犯意識の向上策と抑止力について。

1、闇バイトによる犯罪や、弱者を狙った犯罪が横行している現状に町民から不安の声も聞こえています。町としての予防対策を伺います。

2、安全対策として町で管理する集落間の街灯、町内会で管理する街灯に関して数を増やしてほしいと中学生から要望がありました。聞き取り調査などをし、町として要望箇所の把握に努めるべきと考えますが、見解を伺います。

3、現在防犯カメラは役場と袖東公園の二カ所に設置されていますが、各地域の主だった場所に抑止力の観点からも設置していくべきと考えますが、見解を伺います。

質問事項2、移住促進と子育て世帯への情報発信について。

1、より一層の移住を促進するため、子育ての支援策の他、各課の支援策などを一つにまとめた分かりやすい冊子などを作成し、公共施設や住宅業者などに置いてもらうべきと考えますが、見解を伺います。

質問事項3、イベント開催について。

1、イベントに関して、担当職員の負担も大きく限界に来ていると感じます。再度、観光協会の会員の協力を得ながらイベントを開催するのも方策の一つと考えますが、見解を伺います。

2、マスコット「みかわん」の着ぐるみを作り、より一層のPR活動に力を入れる考えについて見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の防犯意識の向上策と抑止力について、1点目の全国各地で多発する闇バイトによる犯罪や、それに起因する住民の不安に関するご質問ではありますが、本町においては、このような犯罪の抑止を目的に、日頃より警察や町内会、防犯協会と連携しながら、防犯に対する意識の高揚を図るとともに防犯パトロールや安全みつめたい活動等を実施するなど、地域全体での取り組みを実践しているところであります。

個々の対策としては、在宅時の施錠、センサーライトや防犯カメラの設置など、地域においては住民相互の見守り、そして地域の繋がり強化や情報の共有などが防犯力を高めるも

のであることから、町といたしましては引き続き関係機関・団体等と連携を図り、その活動が強化されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の街路灯に関するご質問であります。日没以降の下校に不安を感じる箇所などについては、毎年PTAを通じて学校から交通安全に関する要望をいただき対応しているところであります。

次に、3点目の防犯カメラの設置に関するご質問であります。防犯カメラは犯人の早期逮捕に繋がるほか、犯罪を抑止するという点で有効であると認識しております。町では、役場のほか、学校や保育園・幼稚園、いろり火の里施設等にも防犯カメラを設置し、防犯力の向上に努めているところであります。

ご質問の各地域の主だった場所への設置につきましては、その場所の状況や費用対効果等を勘案し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

質問事項2の移住促進と子育て世帯への情報発信について、子育て支援策等の冊子作成に関するご質問であります。本町におきましては、各種子育て支援策をまとめたチラシを毎年度作成しており、町内の保育園・幼稚園や小学校を通じて保護者に送付するとともに、子育て支援センターや小児科医院、金融機関等に配置していただいているほか、不動産事業者にもチラシの配布をお願いしているところであります。また、若い子育て世代に対する周知方法として有効な手段である町ホームページやLINEなどのSNSを活用した情報発信も行っているところであり、今後もこのような取り組みを継続してまいりたいと考えております。

なお、移住促進策の事業につきましては、各所管課において毎年度その内容を周知しているところではありますが、子育て支援策を一つにまとめたチラシ等は作成していないことから、今後どのような形式が良いのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

質問事項3のイベント開催について、1点目の観光協会会員のイベントへの協力に関するご質問であります。本町の観光行政については、町内の事業所・商店・農業生産者の企画と行動力により、「いろり火の里」エリアの賑わいの創出を図るとともに、庄内広域の観光団体である庄内観光コンベンション協会等との連携により、農村の持つ癒しの空間と安らぎや温かさなど本町の魅力を発信し、更なる交流人口や関係人口の拡大に向けたイベントを展開してきたところであります。このイベントを開催するにあたっては、観光協会や町職員をはじめ各種団体の協力等により人員を確保し実施しているところであります。

ご質問の観光協会の会員の協力につきましては、以前は、理事・役員の方よりイベント運営への協力をいただいておりますが、その方々の負担を考慮したことや、コロナ禍による自粛期間の長期化等、それまでの体制でのイベント実施が難しくなったところであります。

今後は、企画会議の持ち方やイベントの実施方法等も含め、より良い体制が作れるよう観光協会とともに議論を進めていくこととしているところであります。

次に、2点目の「みかわん」の着ぐるみ作製に関するご質問であります。いわゆる、ゆるキャラの着ぐるみによるPRにつきましては、一定の効果はあるものと認識しておりますが、本町では、「みかわん」のキャラクターを行政広報での使用や封筒、LINE スタンプ等により有効に活用しているところであり、着ぐるみ作製につきましては今後の検討課題として

まいりたいと考えております。

また、本町においては、これまで菜の花むすめにより町内イベントや望郷みかわ会への参加、JR東日本主催イベント等において本町のPRに努めてきたところであり、当面の間はこれまでどおり菜の花むすめを前面に押し出し、本町をPRしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。岸田政権下では2024年6月18日にとりまとめられた国民を詐欺から守るための総合対策をベースに、それまでの被害が拡大していた振り込め詐欺、オレオレ詐欺やロマンス詐欺、SNS、また投資詐欺など犯罪から国民を守る、生活を守る取り組みを模索する動きがありましたが、犯罪の手口が多様化しているため犯罪は減らず、警察や行政立法の事情はお構いなしに実行者も先端技術を使い、犯罪行為を繰り返し、詐欺的な金を巻き上げることを目的とし、類型を作ってもどの部署が何の犯罪を担当するかという話をいくら集めても対策がなかなか進まないといった現状にあるといった話を聞いております。

一方、三川町では、山形県警察で出している山形県の刑法犯罪認知・検挙状況を見ると、認知件数は前年同期比414.3%であり、犯罪率では令和6年10月末で497.4%であり、県内で最も高いことが分かりました。三川町としてはどうも気持ちのいいものではないと感じております。確かに三川町の場合、大型ショッピングセンターもあり、万引きなどで件数も増えていると想定できますが、町として町民が関与する犯罪内容や詐欺など被害に遭った件数や内容などについて、警察では今後の捜査に支障があるなどのために情報を流さないと聞いております。しかしながら、分からないとなると速やかな犯罪予防対策の遅れなどが懸念されます。防犯には不審者の情報を共有したりし、被害に遭わない心構えも変わってくると思いますが、不審者などの情報に関してどのような伝達で伝わっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 不審者情報に関する情報の把握についてであります。それは住民の方であったり、または登下校時の子どもたち、学校を介しての情報提供等、もしくは近隣の市町でもそのような情報があった場合は総務課なり教育委員会等からの情報をもとに共有をしているところであります。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。一般の方からの通報等、そういった関連機関からの情報を得ながら情報を発信しているといった部分ではありますけれども、やはり緊急的なもの、そして特によく耳にして全国的にも話になっているのが、緊急的な例えば動物の被害、熊が出たとかいった内容に関しては即座にそういった情報が流れているように感じておりますけれども、今言った例えば一方的な情報に関して、これを確認するための時間等も必要になると感じております。そういった部分に関しての判断の基準は、誰がどのように判断して

いるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 不審者の情報といっても、その不審者に関する情報の内容は様々でございますが、やはりそうした情報を目撃された方、見た方がこういった状況でしたということをも把握して、実際にその現場にいてもその不審者については確認がなかなか難しいというように思いますので、得られた情報の中で最大限そうした不審者を起因とする犯罪が起こらないようということで、速やかに庁舎内もしくは学校、教育委員会を通して広くその情報共有を図るということをしているところであります。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。そういった関連機関と連携しながら情報を発信していくといったような形であると思います。今後ともそういった部分に関しては、緊急的なものに関しては、速やかに外部の防災無線等でも情報を流し、当然三川町に関してはホームページ、そしてLINE等での情報も速やかに発信されているようですので、今後ともそういった情報に関しては速やかな情報提供をお願いしたいと思っております。

予防対策では、駐在所広報みかわで犯罪を起こさない環境づくりとして書かれておりました。私も今日1枚紙を持ってきたんですけども、こういった紙が配られておりました。この中には防犯の基本は鍵掛け、防犯環境の整備、そして電話や訪問者への対応策が載っているようでした。特に電話の対応に関しては、自宅の電話は知らない相手からの電話には出ないようにするため、留守番電話を設定するといった内容が書いてありました。

この間、集落で聞き取り調査をしてみると、残念ながらほとんどのひとり暮らしの高齢者宅でそういった機能をつけていない状況が分かりました。NTT 東日本特殊詐欺対策のダイヤルサービスでは、70歳以上の高齢者宅の場合、無償でナンバー・ディスプレイ機能もつけられるのに行っていない。これではいくら犯罪に巻き込まれない環境をとっても意味がなく、調べてみると、高齢者がナンバー・ディスプレイを活用しない理由はいくつかありますが、一つは技術の使い方が難しいと感じてしまうといった内容が入っておりました。スマートフォンやタブレットの操作が難しい場合、ナンバー・ディスプレイの使い方も同様に難しいのではないかと。また、高齢者には疑念や不安があると新しい技術やサービスに対して不信感を持つことがあり、それがナンバー・ディスプレイの利用を避ける一因となり、利用しないことが多いようです。

三川町では、企画調整課で独自に希望があればパソコンや携帯電話の操作の指導も取り組んでいるので、そういった活動にプラスし推進するのはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました企画調整課で行っておりますDXに関する格差対策としての外に出向いての講習等については、これはあくまでもDXという分野に限って行っているところであります。住民の方々からそういったご要望があらかじめあれば、そういったナンバー・ディスプレイ関係のことについても所管である総務課危機

管理係の方と情報連携をしながら教えることも可能かと思いますが、その場で急に出された部分につきましては、なかなかやはり対応は難しいのかなというように思います。

また、その家庭に置かれている電話機器の状況ですとか、そういった部分が全く分からない状況ですと、こちらの対応も難しいと思いますので、そういったナンバー・ディスプレイの周知につきましては、警察それから危機管理係の方と連携をとりながら適切なチラシ配布なり広報周知なり、そういった対応が適切ではないのかなというように考えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。そういった部分の見解の話はよく理解しましたし、しかしながら、駐在所広報みかわが、11月号に関しては詳しく内容に書いております。せつかくのこういったチラシに関して、読んでもやはり使い方が分からないとなると、せつかくの情報が無になってしまいますので、特に年末にかけ、やはりどこもこういった防犯対策に関しては、再度そういった部分を高めるためにそういった情報等に関しても、もし町民からそういった要望があれば何らかの対応をお願いしたいと思っております。犯罪を起こさない環境づくりも大切ではありますが、まずは犯罪に巻き込まれない対策もよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長答弁でも防犯を高めるための施策を数点挙げていました。犯罪の抑止力を高める防犯カメラは不審な活動を記録し、証拠として使用することができ、適切な照明の確保は犯罪者が近寄りにくくなり、防犯ブザーやアラームの設置では不審者が潜入しようとした際に警報音が鳴るなどし、犯罪者を驚かせ周囲にも異常を知らせることができる利点があるようです。ぜひ防犯の予防対策の一環として、装備を促進する取り組みをお願いしたいと思っております。

ところで、押切小学校の子どもたちで防犯対策として防犯ブザーや笛などを持って登下校しているか調べてみると、1年生は全児童が所持しているようでした。2年生になると半分くらいの所持率になっていき、高学年になるにつれて所持率が低下する傾向にありました。

三川町では、防犯パトロールや登下校時の安全みつめたいなど特色のある活動をし、抑止力の面からも大きな支えになっていると感じます。今後とも近隣住民との良好な関係を築き、互いに助け合うことができるまちづくりをお願いしますが、このまま個々の家庭に任せっぱなしでいいのでしょうか。疑問に思う点がありますが、子どもたちの安全対策として教育委員会の考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 子どもたちの防犯対策、安全対策といたしましては、教育委員会といたしまして、これまでも学校、地域、家庭と一体となって子どもたちの安全確保に努めてきたという経過でございます。そういった中で、防犯ブザーとか防犯ホイッスルなどの所持につきましては、これまでも民間の企業等からのご協力をいただきながら、子どもたちにその都度配布をし、対応してきたという経過でございます。これからも地域の方々の力を借りて、安全みつめたいの方々でありますとか、更にはスクールガード・リーダーといった

方々の力を借りて地域の防犯に努めていきたいというように考えております。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 調べてみますと、提供があって子どもたちに配ったといったような話を聞いた部分がありました。しかしながら、そういったものに関しては、毎年寄附をしてくれる方があればいいのでしょうかけれども、やはり子どもたちの安全対策に関しては、経済的に劣っているという言い方は変ですけれども、一律に提供できるような環境を整えてもらいたいと思いますし、やはり三川町にとっても子どもは地域全体で守る、そして、なかなか目が届かない場合に関してもそういった防犯ブザー、または笛でも効果があると聞いておりますので、ぜひそういった部分についても検討を今後ともお願いしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、街灯に関する質問に入りますが、私も昔 PTA の役員をしていた際に危険箇所の取りまとめをし、危険箇所マップを作り、子どもたちや地域に配った記憶がありますが、後から考えたら大人が目線で危険箇所を把握し、実際の子どもの意見が盛り込まれたか、今になって疑問に思うところがあります。大人と子どもの目線も違い、感じ方も大きく違うのではないのでしょうか。

小中学生では夏休み前などに長期休暇の過ごし方などについて育成会や子ども会で話し合われると聞いております。その際に、子どもたちから危険箇所や街灯の要望箇所などを把握し、問題を整理する必要もあると感じますが、いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 危険箇所、交通安全、防犯等について、その把握においては、当然 PTA ということで、子どもたちの普段の生活等におけるその危険箇所等の把握といたしますか、そういったものは毎年の要望の中では、当然その一方的な大人目線、親目線だけではなくて、子どもたちからの声や話も聞いた上で、本町に各学校等の PTA から、また場合によっては学校としてそういった子どもたちの声も拾った中で集約されたものが町への要望ということで来ているものと認識しております。そういった要望を受けまして、各関係部署等において実際に現地に赴き、確認の上、対応方法については検証し、実際に何かしらの対策という場合にはそれに応じた適切な策を講じているところであります。

ご質問にありましたとおり、一方的に親目線で、すごいスピードを出し過ぎる場所だとかそういうことではなくて、そういった子どもたちの意見を拾った中で要望があり、それに町として対応しているというところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。ぜひそういった意見をまとめながら、取り組みをしてもらいたいと思っています。この案件に関しましては最初に質問事項 1 で述べたとおり、中学生との議場懇談会の際に中学生の方から要望があった内容ですし、なかなかそのときには時間の関係でどこの箇所とかそういった内容に関しては聞けなかった部分もありましたので、ぜひそういった機会があれば、特に夏休みの過ごし方に関しては、教育委員会の方がそういったまとめ等もしていると思いますので、そういった連携をしながら各課の連携を

持ちながら意見の取りまとめをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、防犯カメラの設置に関しての再質問をさせていただきますけれども、防犯カメラに関しては費用面や維持管理費に多額の費用がかさむわけであり、これ以上財政を圧迫しないよう考えなければなりません。しかしながら、ダミーカメラなども予防対策になるのではないのでしょうか。実際にダミーカメラを取り付けたところ、不法にゴミを捨てる人がいなくなり大変効果があったと情報もありますし、商店などでは万引き対策としてダミーカメラを設置しているところは多くあり、犯罪の減少に一役買っていると聞いております。また、ダミーカメラではなく、そういった文章等でカメラ設置といったような内容も実は多くの抑止力といった効果ではあるようです。

ですので、私が言いたいのは、経済的に厳しいといった部分に関しては、私も当初予算等、そして、そういった内容について把握しておりますので十分理解はしているところですが、やはりそういったアイデアを工夫することも一つの得策になると思います。

わざわざこれはダミーだと知らせる必要もないわけですので、ダミーを置く目的として経費を減らすだけではなく、先程言ったとおり抑止力を高め町全体として見張っているといった認識が必要なのではないのでしょうか。再度見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防犯カメラについては先程町長答弁にもありましたとおり、犯人の早期逮捕等ということでは非常に効果があるというように私も認識しております。ただ、昨今の犯罪を見てみますと、防犯カメラの有無には全く関係なく発生しているということにも思われるところであります。そうした意味から、ご質問にありました単純に防犯カメラ、ダミーも含めて設置だけではなくて、そういった防犯に資する設備等を各所にありますよということをお知らせするといいますか、実際の設置の有無は関係なく、広い意味でのそういった犯罪防止対策を町としてやっていますよ、地域として設置していますよというのは一つの提案なのかなというように捉えました。

そういったことが、ただ逆に広まりますと、実際にはないのにポスターを張っているというようなことも、そういった情報が流れますと、かえってまた危険ということにもなりますので、その辺については十分検証して有効であればそういった手立ての町としての取り組みについても検討していきたいと思ひます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ぜひそういった部分も取り入れながら、考えながら話を聞いてみますと確かにそのとおりだといった部分の内容も私も理解できます。そういった部分で過剰なそういった中身にならないような中身も当然必要だと私も思ひましたし、しかしながらやはり町全体として抑止力を高めていくといった部分に関しては同じ考え方だと思ひますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひいたします。

続きまして、議会研修の方で沖縄嘉手納町の子育て応援 BOOK といったものを拝見することができました。これに関して再質問させていただきますけれども、嘉手納町では軍事基地もあり財源的にも豊富などころであり、比べものになりませんが、子育てに向かう姿勢や移

住促進を進める部分に関しては共感を得ることができました。冊子を開くと、多様な支援で、こういった冊子なんですけれども、ページ数でいきますと14ページの中身で、絵も描いてありカラー刷りで大変見やすい内容となっております。

ですので、ぜひこういった部分に関して三川町でもいかがでしょうかといった内容になりますけれども、冊子を開くと、安心子育て給食費無償化が75万円、入学祝金、教材費助成で20万円の補助、ようこそ赤ちゃん支援では、妊娠の届出を出した場合5万円の給付、オムツを使う時期にはごみ袋の支給、細かい点も載っておりますけれども、第2子保育料全額無償化など、子育て世帯へ支援策の充実が見受けられました。

財政的にも同じような支援策は、私は三川町の場合は無理と思っておりますが、しかしながら1冊の冊子でその町の特徴が読み取れるのもありがたいものだと思います。三川町には大変すばらしい、こういった黄色い紙で書かれております、令和6年度子育て支援情報も出されております。比べてみると、1枚のペーパーでありながら、内容が丁寧すぎて、そして字数も多く、なかなか詳しく読み取りにくい部分もあると感じました。これでは情報が読まれにくく、せつかくの情報が伝わりにくいのではないかと感じました。

今後、三川町では更なる移住促進を進めなくてはなりません。より一層の促進を進めるため、町の支援方法が分かりやすく、子育て世代が住みたくなるような町を紹介し、各課のそういった垣根を取り越しながら1冊に取りまとめ、移住促進を更に進めるべきと考えます。

特に、三川町で今まで出した中身を見ますと、例えば令和6年度三川町の住まいづくりの支援状況に関しましては、これに関しては広報みかわの4月お知らせ版に載っております。4月お知らせ版の方の半ページの方に住宅支援策、移住安定促進、上限20万円、35歳以上の場合は50万円とか、こういった内容が載っているようです。しかしながら、現在皆さんのアンケート等ではこういったチラシ等はなかなか読まれにくい。特に上町の方の町内会長から聞いた話によりますと、いくら配っても読んでもらえない。そういった内容の話を何度も聞いたことがあります。これではせつかく配ったのに大変残念だといった話も聞いておりますので、やはりこの1冊の広報みかわの4月お知らせ版だけでは、やはり見逃してしまった場合、なかなか情報が取りにくいと私は思っておりますし、例えばもっとありました。就学援助制度について、こちらの方も大変ありがたい内容ですけれども、これに関しては実はホームページの方から探して出してみました。

ですので、やはり1冊の中にそういった情報が盛り込まれているといった場合、長期的に何度も見ることが出来ますし、ホームページ等で探すのも実は私はこの1冊を探すのに2時間かかってしまいました。私の場合はなかなかそういった取り組みが苦手なタイプなんですけれども、やはりそういった方のためにもぜひこういった冊子、でも、実はこういった冊子を作るのに、年で制度の内容も変わってくるといった内容も聞いております。ですので、毎年作るとなると費用的にこういった費用がかさんでしまい、その辺どうなのかといったような話も聞いております。

しかしながら、実はこれをよく見てみると、あちこちテープで修正箇所が貼ってあった部分もありました。ですので、そういった部分の取り組みもできなくはないと私は思っており

ますので、ぜひ検討を願いたいと思いますが、その考えについて再度見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 現在三川町で発行しております子育て支援情報、これにはご質問があったように様々な事業の項目が掲載されております。確かに沖縄県の嘉手納町のように冊子形式ではなくカラーでもありません。イラスト等も少ないということで、確かに見にくいという部分はあろうかと思われます。しかしながら、現在ご質問にもあったように、国の制度内容の改正などにすぐ対応できるように、三川町では現在のこのような形に落ち着いたというところであります。やはり冊子形式にしてしまいますと、その制度改正があったときの対応が困難だという部分もありますし、経費も相当かかってしまうというところでもあります。

子育て情報に関しましては、特にやはり若い世代の方々が対象となってくるということがありますので、町としてはこのチラシのほか、やはり町のホームページ、それからLINE等での情報提供というところに力を入れるべきではないのかなというように感じております。今、小野寺議員が自分がほしい情報を探すのに相当時間がかかったということでありましたので、そういった部分ではホームページの内容の組み直しなり、そういった部分は町の方で今後考えていかなければならないのかなというようには考えております。

また、移住促進という部分ではありますが、こちらについても子育てを対象とする方々と、やはり対象が違ってくると、確かに若い世代の方々が移住してくることもありますが、そうではない方々、高齢の方々の移住もあり得るところで、対象がやはり違ってきますので、そういった部分では子育て情報と移住促進策を一緒にまとめることが適切なのかどうか、その辺も慎重に考えていきたいというように思っております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 移住促進を進める上で肝心なのは、若者世代にいかにといったような内容が今説明ありました。私もそのとおりだと思っております。やはり若者世代に簡単に興味を抱かせ理解をさせられるかが鍵だと私も思います。例えば、今後検討する上で予算は厳しいとすると内容のアイデアが肝心なのではないでしょうか。

なかなかこういった冊子は、今の答弁では厳しいといったような内容の話はありましたけれども、しかしながら、費用に関しては紙の質、そして中身に関してカラーの色の具合とかも当然関係ありますけれども、細かい部分はいいんですけれども、私はまずは作った場合、作るメンバーが実は肝心になると思います。たぶん今の答弁では企画調整課を中心に考えるといった部分だと私は思いましたけれども、しかしながら企画調整課の中でそういったアイデアが豊富に、そしてもっと多数の意見を聞くとした場合、企画調整課だけではやはり不十分だと私は思っております。特に今回の冊子に関しては、関連部署の内容を載せるため各関連部署から1名、それも、できれば若手職員で構成され、女性目線でこんな情報があったらなど盛り込めば大変すばらしいものができると思えます。いかがでしょうか。

私は確かに移住促進に関しては若者のそういったターゲットの部分は必要になると思えますし、しかしながら今の答弁にあったとおり若者だけではないといった部分もあります。

私は実際にこういった子育て応援 BOOK を見たときに、若者ではたぶんないと思います、自分でも。しかしながら大変興味を持ちましたし、私が実際にこれを手にしたときに、自分の子どもにこれを見せました。そうしたら、やはり子どもたちは興味を持ち、大変中身の方に關心を持っていました。

ですので、そういった子どもをターゲットにするだけでなく、大人をターゲットにして子どもに繋げていくといったような考えも視野に入れておかなければならないと思います。ぜひそういった部分に関して再度見解を伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいま様々ご提言をいただきましたので、それらを今後の町の子育て情報に限らず、様々な分野での活用とさせていただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） よろしくお願ひします。ぜひみんながわくわくするような、そしてせつかく作ったものが評価されるような中身であってほしいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、イベント関係に関して質問させていただきます。三川町で行われているイベントに関しては、私も観光協会の役員をしていた際に実行委員方式で参加し、企画から片付けまで大変忙しかった記憶が蘇ります。正直、役場職員にすべての内容が移りゆっくりしていたところではありますが、イベント会場で忙しく動き回る職員の頑張りを見て、これでいいのか何となく申し訳なく、イベントに行くのも申し訳なく感じた部分がありました。

例えば、企画段階までは役場がメインで行い、事前準備やイベント当日の片付けなどの協力をもらうやり方ではいかがでしょうか。観光協会、青年団組織、農協組織や商工会組織、そして中学生の協力を得ながら開催し、次回のイベントに繋げる関係づくりを望みたいと思っております。

納涼祭では、町の事業ではないといった部分は十分理解しておりますけれども、納涼祭では町長は毎回夫婦で参加し、一番後ろの席で食事をとっている姿を見た町民から、「これでいいのか。町の顔である町長だぞ。」とお叱りをいただいた記憶があります。あくまでも観光協会の事業なので、この場で質問するのも戸惑いますが、やはり部署が産業振興課内にあるので質問させていただきました。簡素化することも大切だとも感じますが、一般参加者から見た場合、町の主催なのか観光協会が主催なのかなどはどちらでも関係なく、三川町を会場に三川町で行っているイベントである以上、主催者側や町側から参加した皆さんに向け、感謝の言葉をいただくのが当たり前と思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 私からただいまご質問にありましたイベントの開催時における、いわゆるセレモニーといいますか、主催者あるいは実行委員会等の挨拶的な部分の実施についてというご質問であろうかと思ひます。ご質問の中でお話がありましたとおりに、納涼祭につきましては実行委員会形式ということでございます。実は菜の花まつりにつきましても、以前は実行委員会方式ということで、観光協会の理事等の役員と町の職員、あるい

はご質問にありました農協、商工会等関係団体の代表の方によって実行委員会を組織して実施をしておったという経過がございます。

その中において、観光協会の会長でありますとか実行委員長が挨拶という形でセレモニーを実施してきたという経過がございますが、実は資料によりますと、平成30年で一つの区切りといたしますか実行委員会の形の中で、いわゆる挨拶の実施をしまいましたが、令和元年の開催からセレモニー的な開会式は実施をしないと。お話がありましたとおりに、町民の方、参加者に対する感謝を込めた挨拶という部分も必要ではないかというご指摘ございましたが、広く多くの方から参加をしていただく中で、いわゆるセレモニーによってその流れといたしますか、せっかく楽しんでいただいているところの分断が生じておるのではないかという判断のもとで、そのセレモニーは実施してこなかったというところでございます。

実はもう1点、そのセレモニーの実施にあたっては、以前セレモニーを実施してきたときには、菜の花むすめの認定式といたしますか。新たに菜の花むすめを務める方に対してのその認定のセレモニーも実施をしておったというところでございます。ただ、令和元年のときに広く周知をするということで、実はイオンを会場に認定式を実施したということがございまして、そのセレモニーの必要性といたしますか、ということは薄れたということもございまして、令和元年度はしてこなかったと。実は令和2年、3年につきましては新型コロナウイルスによりましてイベントを実施しておらないということで、令和4年につきましてはキッチンカーでのイベントということで、いわゆるお祭りというイベントと若干趣旨が変わってきたということもございましたのでセレモニー的なところは実施をしておらないと。

もう1点、実は令和4年につきましては、菜の花むすめ等も実施をしておらなかったのですが、令和5年度以降につきましては、いわゆるマスコミ発表という形で、町長室において菜の花むすめの方に対する認定式及びその後のイベントにつきましては、なの花ホール等に着替えをしての様々なお披露目といたしますか、そのような形で実施をしておるという経過もございまして、令和5年以降につきましても、いわゆるセレモニー的な開会式は実施をしておらないという状況でございます。

納涼祭における町長の対応ということでございますが、先程お話をいたしましたとおりに実行委員会形式ということで、町長も町民の一人として納涼祭を楽しんでいただいておりますというところで理解をしておるところでございます。その中で、今後の実行委員会の方にもそのようなご意見がありましたということはお伝えをして、様々な形で交流を図っていただければということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 歴史的なもの、そして令和元年度からのセレモニーがそういった部分の中身も実は私も役員をしていた時期でしたので十分に把握しております。そういった部分で簡素化になってきて、確かにメインが例えばカレーであれば、参加していた人たちはそういった開会式等に関してはそんなに関心はないと私も正直なところ思いますが、しかしながらやはりそういった多くの参加者が集まるイベントに関しては、実は町外の客が多いように私は感じております。三川町だからそういった部分が薄くてもいいのではなくて、私は

逆にそういった小さな町から大きな発信をすることが、いかに町外の方に知らせるものがすばらしいと感じています。先程申したとおり、小さな町から発信するパワーというのは、やはり三川町のパワーだと私は感じております。

そういったものに関して、確かに簡素化していきながら今の形になった部分ではあります。確かに簡素化になった部分、そういった動きが大勢の人の意見とか大勢の人がいなくても成り立つような中身にはなっているわけですが、やはり物事には始まりがあり終わりがある、そういった流れにはどこのイベントに関しても実はそういった中身があるように私も感じております。開会式だから最初にするのではなく、町長の挨拶が来賓としての挨拶が最初にあるのではなく、途中で私は簡単に町長から、町長といひましようか実行委員会側の会長の方から挨拶をもらい、みんなで乾杯するのもいいと思いますし、カレーイベントであれば、みんなである程度の段階で「いただきます」をするのもいいと思います。そして、最後の方に「ごちそうさまでした」、これは私は、子どもにとって食事はいただきます、そしてごちそうさまとしているのに、なぜそういったイベントに関しては簡素化といった考えが成り立つのか、いま一つ理解に苦しむところではあります。

ぜひ、そういった時間を、長時間かけて次誰々、来賓誰々なんて言わなくても私は中身を考えれば十分分かりますので、例えば今言った一つの例ではありますが、カレーイベントであればそういった取り組み、例えば納涼祭であれば乾杯、そして皆さん気をつけて帰ってください。特にお酒も飲みますので、車の運転には十分気をつけながら、飲酒運転はしないようにといった部分に関して、私は最後の締めにとっては大変効果的なものだと私は感じております。

そういった部分で、やはり中身に関しても今答弁いただきましたけれども、ぜひ町の特色が、町の顔がアピールできるような取り組みを今後ともお願いしたいと思っております。決して私が言いたいのはイベント自体がだめだとかではなくて、せっかく良いイベントをやっているのに、更なるバージョンアップをするためにそういった取り組みも考えてもらいたいといった部分ですので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それでは、もう時間の方もなくなってきましたので最後の質問に入らせていただきます。キャラクターとしてのみかわんの取り組みに関して、今後三川町では誕生70周年記念事業などが開催されると思われませんが、三川町のキャラクターとしてだいぶ定着してきていると思います。先程町長答弁でもあったとおり、私も実は議会だよりの方にもそういったキャラクターを利用させてもらいながら、そういった部分でみかわんの利用をさせてもらっているところではございます。

着ぐるみに関しては、まず検討課題だといったような中身ではありましたが、実際に中身を調べてみると、費用の方では平均すると70万円から140万円ぐらいの費用が発生する内容が載っておりました。また、イベントや町のPR活動に一役買っているのは十分理解はできますけれども、では実際に着ぐるみを誰が着るのかとか、誰が入るのといった内容に関して、なかなか課題が多くあるように聞いております。しかしながら、先日、県主催の物産展に三川町として参加してきました。その際に市町村ごとの着ぐるみが集まり、大人

から子どもまで多くの人が集まり、イベントの人集めとして大変有意義なものだと感じました。

確かに先程の答弁の方では、三川町には菜の花むすめもいるといったような話で、それを前面に押し出していくといったような答弁をいただいたように思いました。しかしながら、菜の花むすめは確かに他にはない、特に撮影会やイベントなどでも拝見することができ、大変にぎやかに撮影会など取り組まれている部分にもすごい評価を得るところではありますけれども、例年菜の花むすめを集める際に大変な苦労もあると聞いております。なかなか人が集まらず困ったといった内容や、そして、人を集めても蓋を開けてみたら町内の人間が誰もいなかったといったような苦情的な話も聞いておりました。せっかくそういったイベントをするのであり、皆さんから気持ち良く、そして役場の職員の皆さんからも観光協会の職員の皆さんからも大変苦労している分、報われない部分も実は感じているところではございます。そういった部分、今後ますますそういった人探しに苦労し、職員の負担も増えると感じております。着ぐるみといったものは実際に誰が中に入っても分からないし、菜の花むすめのように本人でなければ代わりがないといった部分、実は代役も着ぐるみの場合は、先程言ったとおり誰が入っても分からないですので、代役も叶うので助かるといったような話を実は聞いたことがあります。

まずは子どもからお年寄りまで楽しく感じ関心を持ってもらえるのが必要だと私は思います。様々な活用も含め、将来的な部分も含めて検討願えればと思います。

最後になりますけれども、防犯に関しては、先程答弁の方では各課の方から教育委員会、そして企画調整課の方からも意見をいただきました。やはり防災に関しては、総務課だけではなく、そういった部分で全体的に取り組む必要がある。そして、そういった子育て応援BOOKに関しても様々な部署、先程さっと調べても三川町に関しても観光協会、そして教育委員会、そして健康福祉課、そういった内容の部分がありますし、各課の概念を飛び越えて、そしてそういったチームを集めるといったような部分は私は三川町はできるのではないかと感じております。そして、こういったイベントに関しても、町民は十分理解しておりますし、役場職員の苦労も大変見ている部分があります。

ぜひそういった部分では、三川町の特徴であるそういったイベントを今後とも継続してもらいながら、しかしながら、少ない人数で無理することなく協力してもらえることは、みんなから協力してもらい、そして成功したらみんなで楽しみながら反省会をするといったのも私は十分に楽しいイベントの継続性を考えたらできると感じております。

ぜひそういった部分も取り入れながら、考えに入れてもらいながら、今後の町政運営をしていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げ、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志田徳久議員） 以上で、1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番 (砂田 茂議員)

1. 健康保険証の利用について	1. 12月2日から健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証での利用に切り替わったことで、これまでの健康保険証が使えるとの誤った認識がある。正しい情報の発信が必要と考えるが、見解を伺う。
2. 学校給食費の無償化について	1. 学校給食は、児童生徒の発達にとってどのような役割を果たすと考えているのか伺う。 2. 無償化について、全国的な動向はどのようなになっているのか、またその背景にはどのような要因があると考えているのか伺う。 3. 学校給食運営に関する費用の設置者負担分と保護者負担分の考え方を伺う。
3. 新型コロナワクチン接種について	1. 9月の広報みかわで、新型コロナワクチン接種費用の助成についてお知らせし、すでに10月から定期接種が行われている。各人が接種をするかしないかを判断する材料として、新型コロナウイルスの感染状況とあわせて副反応等のリスク情報を伝えることも必要と考えるが、見解を伺う。

本定例会において通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、健康保険証の利用について。

12月2日から健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証での利用に切り替わったことで、これまでの健康保険証が使えるとの誤った認識があります。正しい情報の発信が必要と考えますが、見解を伺います。

質問事項2、学校給食費の無償化について。

学校給食は、児童生徒の発達にとってどのような役割を果たすと考えているのか伺います。
無償化について、全国的な動向はどのようなになっているのか、またその背景にはどのような要因があると考えているのか伺います。

学校給食運営に関する費用の設置者負担分と保護者負担分の考え方を伺います。

質問事項3、新型コロナウイルスワクチン接種について。

9月の広報みかわで、新型コロナウイルスワクチン接種費用の助成についてお知らせし、すでに10月から定期接種が行われています。各人が接種をするかしないかを判断する材料

として、新型コロナウイルスの感染状況と併せて副反応等のリスク情報を伝えることも必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の学校給食費の無償化に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の健康保険証に関するご質問であります。医療機関の受診に関しましては、本年12月2日より、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」による受診を基本とした仕組みへと移行したところであります。

この制度変更については、本町が保険者となっている国民健康保険制度だけではなく、協会けんぽや共済組合、後期高齢者医療など、すべての公的医療保険制度に共通するものであり、移行時の混乱を避ける目的のもとに、各保険者より周知がなされているところであります。

本町においても、本年7月の保険証一斉更新に合わせて、国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者に対し、制度概要をまとめたチラシを配布し、その周知に努めたところでありますが、今後問い合わせ等があった場合においては、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

質問事項3の新型コロナウイルスの感染状況と、ワクチン接種の副反応等に関するご質問であります。新型コロナウイルスの法律上の位置付けが5類に移行したことに伴い、新型コロナウイルスの感染状況を示すデータは、これまでの「全数把握」から全国約5,000の医療機関からの報告をもとに公表する「定点把握」に変わったところであります。そして、その定点把握による新型コロナウイルスの感染状況は、庄内において11月の第2週が1.42人とインフルエンザを上回る状況にあり、今後冬を迎え感染者の更なる増加も懸念されることから、ホームページを活用し県医師会と協力して情報の提供に努めてまいります。

また、副反応等のリスク情報に関しましては、副反応や接種後の注意点をまとめたチラシを医療機関等に配置するとともに、接種する際も医師が本人へ接種の効果、副反応や健康被害救済制度を説明した上で接種するなど、丁寧な説明に努めているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の学校給食費の無償化について、1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

学校給食法において、学校給食が果たす役割とは、児童及び生徒における心身の健全な発達、食に対する正しい理解と適切な判断力を養い、もって学校給食の普及充実と食育の推進を図ることと定められております。具体的には、適切な栄養摂取や望ましい食習慣を養い、食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動により支えられていることを学び、食文化についての理解を深めるなど、学校給食は子どもたちの発達において重要な役割を担っているもので

あります。

また、学校給食の運営に係る経費負担についても、学校給食法に定められており、学校給食に必要な施設設備の改修や調理器具の調達、運営については設置者である行政側が負担し、それ以外の食材費等については、保護者が負担するものと示されているところであります。

次に、2点目の無償化について、全国的な動向に関するご質問であります。公立の小・中学校で学校給食を無償提供している自治体は、昨年度末でおおよそ3割、更に一部無償化等を加えますと約4割の自治体が無償化に取り組んでいるとの報道がなされております。その背景については、人口減少や少子化対策といった課題がある中で、子育て支援策や定住・転入促進策の一つとして学校給食費無償化に取り組む自治体が増えてきているものと推察されるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは、健康保険証の利用についてから再質問をいたします。丁寧な対応というご答弁をいただきました。「テレビなどの報道や広報みかわのお知らせ版9月号でのマイナンバーカードに関するお知らせを見ていたんだけど、今持っている健康保険証が12月からはもう使えなくなるからどうしようかと、早くマイナ保険証にしないで医者にかかられない」、こういう焦りの声が12月を前にして寄せられてきました。12月2日を前に、テレビなどでも保険証を捨ててしまったというような騒動が流れていました。

このようなことから、町民の皆さんにも確かな情報が伝わっていないのではないかなと思ひまして、お知らせ版9月号を開いてみました。その中の広報みかわお知らせ版9月号、健康保険証のお知らせというところがあります。そこでは令和6年12月2日から健康保険証が発行されなくなり、マイナンバーカードでの健康保険証利用に切り替わります。なお、利用するためには事前の利用登録が必要です。このように記されております。文脈上はこれは間違いではないと思ひましたが、何か誤解を招きやすい言い回しではなかったかとも思ったところでは。

特に、健康保険証が発行されなくなりというところでは、もう利用できないと受け取られやすいのではないかと。そして、マイナンバーカードでの健康保険証利用に切り替わりますのところでは、もう今までの紙の保険証を持っていても意味がないとも受けとめられてしまうのではないかと。思ったところですが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。ここは何か誤解を招きやすい伝え方ではなかったかと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 9月1日号の広報みかわのお知らせ版に掲載させていただきました健康保険証利用のお知らせについてのご指摘だったと思ひます。ただいま議員がおっしゃられたとおりの表現で発行させていただきましたが、こちらにつきましては、他の保健者の方で発行しているチラシ等も参考にしながら作成をしております。まずは誤りのない広報ということでお知らせをさせていただいたところでは。

ただ、誤解を招く部分もあるのではないかとというご指摘でございましたので、その点につ

きましては、問い合わせ等によりまして丁寧に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 確かに文脈上は誤りがないと、そう思っておりますが、全国各地で様々な誤解があるという報道もされています。マイナンバーカードと健康保険証を一体化した、いわゆるマイナ保険証、これを推進するだけではなく12月2日以降も、すでに2日以降になっていますけれども、紙の保険証、従来のものでも受診することができるということを伝えることもこれは大切ではないかと思えます。

そこで確認したいのですが、国民健康保険証の有効期限、これはいつまでとなっているのか。それから後期高齢者医療保険証の期限、これもいつまでとなっているのか。併せて、従来の今の紙の保険証の有効期限が切れた後はどうなるのか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず国民健康保険と、それから後期高齢者医療保険の保険証の有効期限でございますが、すでに発行されている部分に関しましては来年の7月31日までとなっているところでございます。ただし、今月から後期高齢者医療制度に加入される方につきましては、新たな保険証の発行はなされませんので、広報等でお知らせしておりますとおりマイナ保険証の利用の方に切り替わっていくと。ただ、マイナ保険証登録がなされていない方につきましては、資格確認書というものを発行いたしますし、また、来年の7月に現在のお持ちの保険証についても有効期限が切れてまいりますので、そちらについてはマイナ保険証をお持ちの方につきましては資格情報のお知らせを全員の方に郵送します。また、お持ちでない方につきましては、資格確認書というものを発行する形で対応させていただくことになりまして、現在も資格確認書と資格情報のお知らせということで、なかなか分かりにくい表現にはなってしまいますが、まずは今までどおり医者にはかかれるように紙の方での対応をするということで間違いはございません。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 今、資格確認書というお話がございました。この資格確認書もずっと分かりにくいんですけども、これは確認したいんですけども、これは申請が必要なものでしょうか。それと、この資格確認書が発行された後、これは有効期限というのはあるのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 資格確認書につきましては、現時点では申請は必要でないというようになっております。また、有効期限については記さないというようになっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 申請が必要ない。そうすると、現行の紙の保険証、7月31日まででしたか、それが切れたら、言葉はあれですけども、勝手に送られてくると、そのような

理解でよろしかったのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 議員ご指摘のとおり、当方から申請なしで郵送をさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） マイナ保険証の方もお聞きしたいと思います。マイナ保険証は、カード自体は10年と聞いていますけれども、個人情報の入っているマイナ保険証は5年ごとに更新が必要だと思えますが、自動で更新されるわけではなく、自動で更新されないと私は認識しているんですけれども、この手続は自分で行うものというように認識しています。もしこの更新を忘れたらどうなりますか。お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） マイナンバーカードの電子証明書につきましては、ご自身で役場の方、もしくは、来年度以降は他の場所でも更新手続きができるように準備を進めているところでございますけれども、ご自身でおいでいただいて更新作業をしていただいて暗証番号も設定いただく必要があります。また、それも忘れてしまった場合につきましては、当然そのマイナンバーカードとしての機能が失われてしまいますので、保険証としての利用もできないことになってしまうところでございますので、そういったことにならないよう周知等を図ってまいりたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 少しよく聞き取れなかったんですが、期限が近づいたら何かお知らせとかというのは来るのでしょうか。そこをもう一つ確認させてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） マイナンバーカードの有効期限につきましては、期限が近づきましたら当方から、現時点でもそうなんですが、ご案内を差し上げております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 1ヵ月前の新聞等の報道によると、マイナ保険証は推進する側の国家公務員の方が利用していない状況であったと。このような報道がされておりました。厚生労働省が9月時点のマイナ保険証の利用率を公表していますが、国家公務員の方は利用率13.58%、国民全体では18.37%、旗振り役の厚生労働省に至っても20%に届いていないといった状況で、ほとんどの人が従来の紙の保険証を使って受診していると、こういう状況が明らかになっているようです。そして、10月の時点ではわずかに増えて、これが、間もなく期限が切れますよという報道とかお知らせがあって、わずかに増えて15.67%になっているようですが、このマイナ保険証が安心して使える本当に良いものならもうみんな切り替えているところなんです。

マイナ保険証と従来の保険証、資格確認書も含みますが、主なところを比較してみますと医療機関の受診はどちらも従来どおりできると。しかし、システムの不具合が起こったときは、マイナ保険証は、先程課長がおっしゃいましたが、資格情報のお知らせ、この紙の書類

が必要ということなんですね。従来のものと目視で確認できる、何も問題ないということです。他にもありますが、利用する側にしてみれば、紙の保険証で何の不都合もないのになぜ廃止なのか理解できないところです。そして、いまだにマイナ保険証では資格確認ができず、一旦10割負担となるなどのトラブルも起こっているようです。

このような中で、各方面から保険証を廃止するなどの声が上がっている状況が見てとれます。従来の保険証は有効期限までそのまま使えるということ、今の保険証は捨てないでください、そのまま使えますよというお知らせ。これを早々に早く町民の皆さまにお知らせしていただきたいと思いますが、このような考えはどうでしょう、お持ちではないでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 今議員がおっしゃられたのは、まずは町民全体に再度お知らせした方が良くはないかということでございました。本件につきましては、新聞やテレビなどで同様の情報がすでに流されておりまして、町民向けという意味では、むしろ個別に対応して、自分の分はどうなんだということで問い合わせがあった際に、例えばマイナンバーカードをすでにお持ちの方なのかどうなのか。また、どの医療保険に加入されているのかというところでもやはり違ってまいりますので、やはり自分がどのような対応をすれば良いのかという場合における対応の方がより適切ではないかなというように当方で考えておりますので、また改めての周知については考えていないところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 考えていただけないというところでした。マイナ保険証の利用率を先程お話ししましたが、特に子育て世代では97%が従来の保険証で受診していると、こういう調査結果もあります。資格確認書の発行にはマイナ保険証の登録をしていない人を抽出して送るという実務の煩雑さから、すべての人に資格確認書を送付するとした、このような自治体もあるようです。本町においても今後資格確認書を発行されることになると思いますけれども、資格確認書の発行についてこのような検討をされておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 資格確認書の発行対象でございますが、先程町長の答弁にありましたとおり、本町が保険者となっております国民健康保険と、それから後期高齢者医療制度に関しましてですけれども、まずは資格確認書につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方全員に発行をさせていただきます。また、資格情報のお知らせにつきましては、全員にお送りする予定でございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） また新たに資格確認書ということで自治体の負担、そして、その経費はどこで負担するのかと、従来の保険証で何が問題なのかと、今まで2兆円という巨額の税金を投入しながら推し進めてきたマイナ保険証にはいまだ解決できない問題があるのにと大きな疑問に思うところです。町からは、まずは従来の保険証はまだ使えますよとお知らせ

していただきたい。再度申し上げたい。それから資格確認書のこと、また、マイナ保険証でトラブルのときには資格情報のお知らせを提示するなどの分かりやすい情報を町民の皆さんに改めてお知らせをいただきたい。これを申し述べまして、次の質問に移りたいと思います。

学校給食費の無償化について伺います。学校給食は児童生徒、子どもたちの発達に重要なもの、教育そのものではないか、これを初めに伺いたいと思います。昨日行われました請願審査委員会、継続審査となりました。学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願、これまでの国に対して提出する意見書の案の中にも、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると、学校給食法の目的に記されております。先程の教育長からの答弁にもこのようなお話がございました。

そして、この学校給食法の中の学校給食の目標には七つの項目が挙げられております。これも先程ご答弁いただいた中に入っております。敢えて要点だけを申し上げますと、健康の保持増進を図ること。食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。三つ目、学校生活を豊かにし、社交性及び協同の精神を養うこと。食生活が自然の恩恵の上に成り立っているという理解を深め、命と自然を尊重する精神を養うこと。食に関わる人々の様々な活動に支えられているという理解を深めること。伝統的な食文化についての理解を深めること。そして七つ目として、食料の生産、流通、消費について、正しい理解を導くこととなっております。

いずれの語尾にも「図ること」それから「養うこと」「深めること」「導くこと」とあります。このような目標からすれば、まさに学校給食は教育そのものであると私は理解します。ここは非常に重要な点だと思いますので、この点、お考えをお聞かせください。

○議 長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） それでは、学校教育の根幹に関わる問題ですので、私の方からお答えいたしますが、砂田議員おっしゃるとおりに学校給食というのは子どもたちの教育の大事な部分であるということは、その認識は私も同じです。学校の方でよく言われる言葉に「心づくり」「体づくり」「行いづくり」という言葉があります。子どもたちの体をつくるときに十分栄養を摂って教育にあたるというのは重要なことですし、そういう意味でも学校給食というのは教育の一環であるというように思っております。

それだけではなくて、食育という言葉もあるとおりに、子どもたちが食から学ぶこと、命をいただくことであったり食のマナーであったり、そういうことも含めて学校給食は重要な教育の一環であるというように考えております。それを踏まえて考えたときに、給食という費用の問題も絡んでくるわけですが、実際に国で全国の子どもたちが一貫して同じ教育を受けられるという義務教育の中で、ある自治体は給食費が無償で、この自治体は給食費が有料だという考え方自体が私は問題であるというように思っております。

そういう意味でも、教育基本法が一番大ものところに、子どもたちの教育については親が第一義的責任を持つということは十分明記されているわけですが、もし親の負担がかなり増しているという今の現状を考えるのであれば、全国の子どもたちが同じように給食費を国

が負担するという考え方が私は妥当ではないかなと。もちろん子どもたちの教育は保護者が全面的に責任を持つというのは大前提でありながらも、それを各自治体がいわゆる競争のようにして行うということ自体が、私はそこが一番の問題点ではないかと。したがって、もし無償化を図るのであれば、各自治体ごとに行うというよりも、国が責任を持つという考え方が妥当ではないかというように私自身は思っているところであります。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 学校給食は教育であると。であるならば、憲法が定める義務教育の無償は、授業料や教科書代だけでなく学校給食費も無償となって当然と私も思います。そして、10月の総選挙を前にして全国知事会としても各政党に選挙公約に盛り込むようにとまとめたものを発表しております。その中にこども・子育て政策の強化ということで、子どもの医療費助成制度、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費、高等学校・大学等の授業料の無償化など、全国一律で行う施策については各地域間の差が生じないように、地方分担も含めて国の責任において必要な財源を確実に措置すること。地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについては、創意工夫が生かせるよう国の責任において地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。このような提言も各政党に出されております。家庭の経済状況に関わらず、子どもの学び、成長する権利を保障することは、教育長がおっしゃったように、まさに国の責任で行わなければならない。この点については確認できました。

初めのご答弁にありましたけれども、全国的に無償化は広がってきております。昨年12月の定例会でも給食費の無償化については、町民の皆さんから寄せられた署名1,181人分を紹介して要求してきました。また、全国での実施状況もお知らせしました。昨年そのときには、5年前までは76の自治体でしか無償化に取り組んではいなかった。そして5年後493まで広がった。これは加速度的な広がりになっているとお知らせしました。そして、現在は547に広がっております。青森県ではすべての自治体ですでに実施しています。東京都でも来年3月から62のすべての自治体で実施するとしています。

このような地方の自治体の動きを受けて国も動き始めています。こども・子育て支援加速化プラン、これで学校給食の無償化に向けて、全国ベースでの学校給食の実態調査を進めるとして、昨年、学校給食の無償化を実施する各教育委員会における取り組み実態調査、これを文部科学省で行っています。

このように全国の各自治体の努力が国を動かす力になっていると、これは私は明らかになっていると思います。この全国の自治体の努力、これは国を動かす力になっているというお考えはどうでしょうか。お持ちでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 今お話あったことと関連することかと思うんですが、実は毎年一度全国の町村教育長が集まって文部科学省の方に要望なり、それから意見なりを伝える機会があります。その場でも、全国の自治体の方から国の責任で行うことを求める声が上がっております。そういう意味では、本当に国の責任において全国の子どもたちに同じ教育を受けさせるということで動いていることは確かなこととあります。私もそれは正しい方向である

と考えています。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 今申しました文部科学省の調査、その中で小中学校完全無償化との回答が547で、小学校あるいは中学校だけ、または支援要件を設けて実施との回答を合わせると722となっています。この722の教育委員会の無償化に至った経緯と、この政策目的の例というところの項目では、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援との回答が652となっています。また、無償化による成果の項目のところでの児童生徒に対してどのような成果があったかというところでは、家庭環境に関係なく給食の提供を受けることができると、そして食育の充実を挙げております。また、保護者に対しては、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受を挙げており、地域に対しては、子育て支援の充実など、これらの回答がそれぞれのところで一番先に来ております。このような調査の回答からは、子どもを育てる責任のある家庭を社会全体で支える、このような姿が見えると思います。

国際条約でもある子どもの権利条約には、「家庭は社会において子どもの成長と福祉、その責任を十分引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべき対象である」と、こう書いてあります。援助を受けられるではなくて与えられるべき対象、このように書いています。ここは重要なところだと思います。無償化を先行しているところは、まさにこの条約にも沿うような努力をしていると思います。

そのような中でも無償化を実施しての課題、これも挙げられております。そこで一番に挙げられたのが、やはり予算の確保でした。本町の保護者が負担している給食費は、年間総額で約3,750万円になると、先月行われた自治体キャラバンの回答書の方に書かれておりました。本町の予算規模から見ての割合は、少し細かく計算できないんですけども、ほぼ0.8%弱ぐらいではないかと思っておりますけれども、この見方はどうでしょうか。間違っていないと思いますが、確認させてください。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 本町の予算規模に対しましての学校給食費、いわば食材に関わる部分の割合というようになるかと思いますが、これに関しましては令和6年度の予算ベースで考えますと、令和6年度の予算が約50億200万円の当初予算だったと思っておりますので、それから先程の3,750万円という数字を割り返しますと、約0.8%が当町の予算に対しての学校給食の食材費というような考え方でよろしいかと思っております。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。無償化を実施している自治体、全国の自治体の中で、その財政規模の大小はありますけれども、ほとんどの自治体で1%前後で行えています。本町に寄せられておりますふるさと応援寄附金、この使い道については、子育てしやすいまちづくりに充ててとの寄附が、件数、金額とも寄附全体の約40%に迫るほど寄せられております。自治体キャラバンの中の回答の中にも財政的にも厳しいという回答もございました。無償化にも踏み出せない理由の一つの中にこの財源ということがあれば、もしあればこれらの予算措置も考えられるのではないかと思います。その辺のお考えはどう

でしょうか。お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食費の無償化をするという際に、町といたしましてその財源をどうするのかというようなご質問かと思いますが、仮にふるさと応援寄附金の方を財源といたしますと、こちらに関しては、一般的な自己財源というような考え方になるのか、また、特定の財源というような考え方になるのか。財政としての考え方が様々あると思いますので、学校給食費に関しましては、基本的には、もし町がそれを負担するとなりますと、これからも恒常的に負担していかなければならない支出の伴うものというように思います。それに対しましてふるさと応援寄附金のような財源として、いわば自己財源と言われる部分になるのか、それを一般財源として取り扱うのかの考え方によるものではありませんけれども、それに関しましては本町の財政上のルールといたしましては、現在ふるさと応援寄附金については、そういった経常的な経費には財源充当していないというように今はなっておりますので、もし学校給食費を無償化して町がその財源を確保するとなれば、基本的には一般財源と言われる部分をどのようにその予算を確保するかというような形になっていくのではないかなというように考えるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。子育て支援全般は以前もお聞かせいただきました。優先度を考えていただきながら取り組んでいただいております。学校給食法での給食費は先程来おっしゃられているように保護者負担とする。これに固執するのは子育て支援からはやや距離を置くものとなっているのではないかと思います。

子どもの意見表明権を尊重し、毎年小学生、そして中学生と議員との間で議場懇談会を行っております。その場においても、給食費では親の負担を減らしてほしいとの意見をいただいております。保護者が負担することには受益者負担との考えもありますが、将来の社会を築いていく子どもたちです。その子どもたちを育てる家庭への支援という見方からすれば、受益者は社会全体であるのではないかと私はこう考えます。

学校給食法第11条が定める食材費は保護者の負担、これであっても自治体が保護者の負担を補助することは禁止しないと、全額補助も否定しないとの文部科学大臣の国会での答弁もあります。これらのことを受けとめていただき、これからお考えいただきたいと思っております。次の質問に移りたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。先程の感染状況と合わせて副反応等のリスク、このような情報はやはりワクチンを接種するかしないかを各人が判断する上で大変重要な情報だと思います。ご答弁にもありましたが、昨年5月から新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが2類から5類感染症に移行されました。移行されるまでは、感染状況の情報が新聞等で逐次発信されていましたが、移行後はほとんど情報が伝えられなくなりました。そんな中で、今年の夏ごろも第11波という感染拡大の波があったと言われていましたが、テレビ等でもほとんど報道されなくなり、多くの人は知らなかったと思います。

そこでなんですが、現在の新型コロナウイルスの感染状況を把握されておられるようでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 先程町長答弁で第2週の報告がありましたけれども、新しい感染状況が公表されましたので、そちらの方を紹介させていただきたいと思います。新型コロナウイルスの最近の感染状況に関しましては、11月第4週部分が公表されました。県の1医療機関当たりの平均は2.42人、庄内の1医療機関の平均が1.92人ということでございます。なお、インフルエンザのことも公表されましたので、同じくご紹介したいと思いますが、県の1医療機関の平均が6.79人、庄内の1医療機関の平均が2.92人ということで、新型コロナウイルスよりもインフルエンザの方が逆転して多い状況になっております。10代未満から10代が特に多く、学校での感染によるものというように推測されるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 先程のご答弁の中に定点把握という言葉がございました。この定点把握というのはどういうことなのか。いま一つ理解できないので、その辺を教えていただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 病院や診療所の中から定点医療機関と言われる代表となる医療機関を決め、特定の感染症等の患者数を定期的に報告してもらい、その情報をもとに感染状況を監視する方法でございます。あらかじめ指定する医療機関のことを定点と言いまして、その数は人口に応じて決められております。庄内では新型コロナウイルスの定点は12の医療機関が設定されております。新型コロナウイルスのように、多くの患者が発生する病気の場合、すべての患者を把握するには、先程議員がおっしゃるように非常に労力を要したところでございます。それもありまして現在、定点把握ということで行っているわけですが、感染は季節ごとに応じて変化するため、感染状況を推測する目安として地域の感染状況を把握し、注意啓発や対策を講じる必要があるため、定点把握ということで現在実施されているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。すでに始まっているワクチン接種、定期接種、10月から来年の1月31日まで行われるということですが、このワクチン接種ですが、本町では対象となられる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、すでに接種を終わられたという方も把握できていらっしゃるのか、この辺を確認させてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 新型コロナウイルスワクチンの対象人数は約2,500名の方が対象となっております。先程お話がありましたように、本町の接種は10月1日から開始されております。医療機関からの報告は1ヵ月遅れで報告があるため、今のところまだ接種状況については把握をしておりません。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。新型コロナウイルスに罹って、それから味覚が戻らないとか倦怠感がずっと続くなど後遺症の事例がありますが、そのような場合の相談体制について、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 新型コロナウイルスの後遺症ということでございますが、今お話があったように味覚が戻らないだとか疲れやすい、だるいなど様々な症状があるということで認識をいたしております。この後遺症については、発症のメカニズムがまだ解明されていないところであり、現在ではその症状に応じた医療機関を受診していただくということになっております。また、その症状によって特別の治療法がない軽度なものから長期化するものまで様々あることから、まずはかかりつけの医師に相談していただければというように考えているところです。

また、県のホームページに後遺症診療可能診療所ということで紹介されておりますので、そちらの方も参考にしていただければと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） このような後遺症など、もし役場に問い合わせがあった場合、今課長がおっしゃったような丁寧な説明・対応をお願いしたいと思います。

副反応についてお聞きします。新型コロナウイルスワクチンはメッセンジャーRNA タイプのワクチンと言われ、従来のインフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどのような不活化処理して製造された抗原を人間の体に打つとは別で、抗原の遺伝子情報を体に入れて人間の細胞の中で抗原を作らせるというようなものです。これはとても分かりにくいのですが、従来のものから比べるとワクチンの設計から製造段階から、そして構造的にも従来のワクチンとは違うものというように認識しております。更に、そのメッセンジャーRNA ワクチンの自己増幅型のレプリコンワクチン、これも分かりにくいんですけども、こういうのも出てくるようです。

そんな中で、このワクチン接種には気をつけた方がいいという、こういう情報もあります。新型コロナウイルスワクチン接種による副反応と言われるもの、多くて1,000種類ほど症状があると報告されていますが、この副反応、主なものを何点か把握されているようであれば、どういう症状があるのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ワクチン接種の副反応の代表的なものということで、私もワクチン接種をしたことがありますし、皆さんも当然したことがあるかと思っておりますけれども、代表的なものといたしましては、注射の部位が赤みを帯びて痛みや腫れることがあるとか、それから発熱、頭痛、疲労、筋肉や関節の痛みなど、そういったところが主なものになるかと思っております。また、まれにアナフィラキシーや心筋炎、心膜炎などが現れるということも認知しているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ワクチン接種については、生命や健康を損なうリスクの軽減、そして新型コロナウイルス感染症終息への手段として一定の期待があるとの一方で、このような副反応に対しての不安の声も少なくありません。これまでのワクチンよりも異例の早さで開発された、そして、臨床試験などによる治験も十分に行われてきたのかとの新型コロナウイルスワクチンの安全性に懐疑的な見方もあります。新型コロナウイルスワクチンを接種した後の副反応疑いの重篤者数や死亡事例は、これまでのインフルエンザワクチンなどよりも格段に多いとの報告が厚生労働省からも出されております。

このようなことから、確かな情報の発信は、ワクチン接種をする・しないの判断と合わせて、新型コロナウイルス感染症に対する向き合い方にも関わることではないかと思ひますし、考えていかなければならないことと思ひます。町民の皆さんが安心して暮らしていくためにも種々の情報発信、これは重要だと思ひます。

以上を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前 11時47分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願ひます。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 安全・安心のまちづくりについて | 1. 本町において大変痛ましい事件が起きた。全国的に強盗事件などが頻発している報道もあり、これまでの警察や町内会、防犯協会と連携した広報・啓発活動、防犯パトロールや安全みつめたい活動に加え、より防犯の実効性がある対策が急務である。安心して暮らせる町の構築について見解を伺う。

2. 具体的な防犯対策として、家屋への侵入を防ぐ防犯フィルムやセンサー付きライト、防犯カメラ、補助錠、敷砂利などが挙げられるが、不安の大きい高齢者世帯から優先し設置への補助をするなど早急に対策するべきと考える。見解を伺う。

3. 日中は防犯パトロール等の対策が講じられているが、夜間の防犯対策について所見を伺う。 |
| 2. みかわ産業団地開発について | 1. みかわ産業団地（第4期）の開発と企業誘致に関して現状と課題を伺う。

2. 進出希望企業に応じたオーダーメイド型での区画整備になると考えているが、今後の区画整備方針と売却までの管理方 |

針、年間の管理維持費用の見込みを伺う。

3. ごみ減量化について

1. 令和5年度版山形県循環型社会白書によると本町の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は594gで県内29位であり、多少の増減はあるものの県内では排出量が多い傾向が続いている。その要因について見解を伺う。
2. 新たなごみ減量化の取り組みや企業と連携したリユース・リサイクルの取り組みについて効果と課題を伺う。
3. 「もやすごみ」の中でも重量のある生ごみの処理において、台所のシンクの排水口に取り付け、細かく砕いて下水道に流す「ディスポーザー」の設置や家庭用生ごみ処理機への導入補助について所見を伺う。

令和6年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

質問事項1、安全・安心のまちづくりについて。

本町において大変痛ましい事件が起きました。全国的に強盗事件などが頻発している報道もあり、これまでの警察や町内会、防犯協会と連携した広報・啓発活動、防犯パトロールや安全みつめたい活動に加え、より防犯の実効性がある対策が急務です。安心して暮らせる町の構築について見解を伺います。

具体的な防犯対策として、家屋への侵入を防ぐ防犯フィルムやセンサー付きライト、防犯カメラ、補助錠、敷砂利などが挙げられますが、不安の大きい高齢者世帯から優先し設置への補助をするなど早急に対策すべきと考えます。見解を伺います。

日中は防犯パトロール等の対策が講じられていますが、夜間の防犯対策について所見を伺います。

質問事項2、みかわ産業団地開発について。

みかわ産業団地（第4期）の開発と企業誘致に関して現状と課題を伺います。

進出希望企業に応じたオーダーメイド型での区画整備になると考えていますが、今後の区画整備方針と売却までの管理方針、年間の管理維持費用の見込みを伺います。

質問事項3、ごみ減量化について。

令和5年度版山形県循環型社会白書によると本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は594gで県内29位であり、多少の増減はあるものの県内では排出量が多い傾向が続いています。その要因について見解を伺います。

新たなごみ減量化の取り組みや企業と連携したリユース・リサイクルの取り組みについて効果と課題を伺います。

「もやすごみ」の中でも重量のある生ごみの処理において、台所のシンクの排水口に取り付け、細かく砕いて下水道に流す「ディスポーザー」の設置や家庭用生ごみ処理機への導入補助について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の安全・安心のまちづくりについて、1点目の安心して暮らせる町の構築に関するご質問ですが、全国各地で多発する強盗事件への対策として、現在、町では、ご質問にありました警察や町内会、防犯協会と連携しながら防犯に対する町民の意識の向上を図るとともに、防犯パトロールや安全みつめたい活動を実施するなど、地域全体での取り組みを実践しているところであります。

このような活動を通し、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切なことであり、更に、本町が防犯意識が高い地域であることを内外問わず多くの方から感じてもらうことが重要であると考えているところであります。そのためには、町民一人ひとりが、そして地域全体が防犯意識を高めるとともに、それぞれが必要と考える対策に取り組むことが大事であります。

個々の対策としては、在宅時の施錠や防犯カメラの設置など、地域においては住民相互の見守りや地域の繋がりの強化、防犯に関する情報の共有などが地域の防犯力を向上させるものであることから、今後より一層関係機関・団体等との連携を強化し、対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の防犯対策への補助に関するご質問ですが、企業や個人の防犯カメラの設置に対する助成を行っている自治体があることは承知しているところでありますが、全国的にはまだ少ないものと認識しているところであります。全国的に多発する個人の住宅に侵入しての犯罪については、その対策に成果を上げている自治体等を参考に、防犯カメラの設置等も含め、効果的かつ実効性のある総合的な防犯対策について検討し、取り組んでまいります。現時点では、個々の防犯対策への助成は考えていないところであります。

次に、3点目の夜間の防犯対策に関するご質問ですが、まずは、町民一人ひとりの防犯意識を高くし、住居や車庫等の戸締りをしっかり行う、自動車や屋外に貴重品を置かないなど、基本的な防犯対策を徹底することが重要であり、更に、防犯カメラやセンサーライト等の設置なども有効であると考えております。

質問事項2のみかわ産業団地開発について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

みかわ産業団地第4期の開発につきましては、三川町土地開発公社が実施主体となり事業を進めており、10月9日付けで県から都市計画法に基づく開発行為の許可を受け、造成工事が実施されているところであります。開発工事の概要につきましては、約7.4haの区域内に道路や水路、調整池を設置しながら、約6.2haに大小7区画の分譲地を整備するものであります。工事にあたりましては、国土交通省や道路管理者、土地改良区などの関係機関との連携、調整が必要となるところであります。完成期限の令和8年3月までに円滑に完了で

きるものと見込んでおります。この分譲地7区画のうち、現時点で希望の申し出があるのは3区画、約1.5ha分ではありますが、残りの4区画につきましては、企業側の要望を取り入れて、更に細分化することも検討しながら対応してまいりたいと考えております。

現在、鶴岡市においても大規模な産業団地開発の計画が進められており、分譲時期が競合することから、チラシや町ホームページ等でみかわ産業団地の優位性について情報発信をしながら、より一層企業誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、造成完了後の土地区画の管理についてであります。未分譲区画については三川町土地開発公社が適切に管理することとしており、町道と水路、調整池及び緑地につきましては、速やかに町管理へ移行することを予定しております。

また、年間の維持管理費用につきましては、分譲の進捗スピードが不明確であることから、まだ見積もりを立てていないところではありますが、周辺環境に悪影響を及ぼさないように、年3回ほどの草刈作業が必要になるものと見込んでいます。

次に、質問事項3のごみの減量化に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

家庭系ごみの排出量につきましては、県内において本町を含む庄内地域が相対的に多くなっており、その要因の大きなものとしては、庄内地域以外で実施しているごみ袋の有料化により、各家庭におけるごみの排出が抑制されているためと考えているところであります。

本町においては、このように家庭系ごみの排出量が多い現状を踏まえ、令和3年3月に策定した三川町一般廃棄物処理基本計画において、ごみの減量化や再資源化の具体的な方策として5Rの普及促進に取り組んでいるところであり、その一環として、これまで実施してきました集団資源回収や資源リサイクルステーション、資源ポストによるリサイクルの推進に加え、ご質問にありましたとおり、新たに民間企業の協力のもと、古着、パソコンなどの回収や家財の売却支援などを展開しているところであります。これらは、これまではごみとして捨てるという選択肢しかなかったものを有価物または資源としてリユース、リサイクルするという新たな選択肢を提供するという意味で有意義であると考えており、これらの取り組みについては今後一層の広報に努めていくとともに、より多くの町民に活用いただけるよう継続的な課題の整理とその改善に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目のディスポーザーの設置や生ごみ処理機への導入補助に関するご質問ですが、ディスポーザーによる生ごみの減量効果は大きいものと認識いたしているところでありますが、本町の公共下水道の汚水処理を行う山形県流域下水道の処理施設では、処理能力の理由によりディスポーザーの使用は認めていないところであります。本町におきましても公共下水道、農業集落排水の別に関わらず、同様の理由により町全域でディスポーザーの使用は認めていないところであり、導入に対する補助は考えていないところであります。

また、生ごみ処理機の導入補助についてであります。町では平成4年度から平成26年度までの間、その購入に対する補助を実施してきていたところではありますが、処理能力や動作音、臭いなどの問題から広く一般に普及せず、補助の利用も伸びなかったことから補助制度を廃止した経緯があり、現在もその状況は大きく変わっていないことから、現時点におきまして

は生ごみ処理機の購入への補助は考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず1回目の再質問にあたりまして、この度の通告内容に関しましては、本町における重大事件ということの当事者であったり関係者と思われる方が含まれるということですので、十分配慮して発言したいと思っておりますし、もし気分を害されるようなことがあれば、私に議長を通じて忠告していただきたいと思っております。しかしながら、町民からそういった声があるということで、またそういった覚悟を固めて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、重大事件ということで、事件の全容まだ分かっておりません。報道等でも示されておりません。町民からは発生当初からかなり心配する声が多く寄せられております。皆さんのところにも多く寄せられているところであります。安全安心のまちづくりということの再構築が急務だというように1回目の質問でさせていただきましたが、やはり実効性のある防犯対策を早急に進め、町内外へ町の姿勢を示さなければならないときだと思っております。その考え方に関して見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 昨今の個人の住宅等への侵入、そして強盗ということで、非常に連日のようにニュース等で流れております。そうした中、本町のみならず全国の地域の市町村の防犯力の向上というのは早急に取り組むべき課題であるというところは認識しているところであります。自治体のみならず当然警察においてもそうした犯罪対策ということで取り組まれていると思っておりますが、最近の闇バイト等による凶悪事件、強盗事件についてはなかなか有効な手立てについては、共通で進める課題ではあったとしても見い出せていない状況ではないかというところで認識しております。

ただ、今日のニュースでありますと、いよいよ警察も国も、闇バイトだけではないと思っておりますが、最近のこうした犯罪を抑止するために、ご質問にありましたとおり具体的な対策ということで検討に入ったようであります。本町においても今月の初めに、鶴岡警察署管内において年末年始も含めて来月5日までの交通安全も含みますが、防犯対策ということで鶴岡市、三川町の防犯協会等と一斉にそのパトロールなどの取り組みについて確認をし合い、取り組むこととしたところであります。

なかなか具体的に、犯罪の抑止に繋がる手立てというのは、現時点では、先程町長答弁にありましたとおり、まずもって住民一人ひとりの犯罪に対する取り組みと申しますか防犯に対する取り組みをいま一度高く意識を持っていただくことが何より重要であろうということで、町内会長の集まりであります自治振興委員会議、それから警察によるチラシでの啓発等を行いながら、まずもって一人ひとりが、ご自身の身はご自身で守るところから広げていくべきであろうと取り組んでいるところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 町民一人ひとりの意識の向上が大切だというような答弁かと思

われます。三川町においては、その事件、当事者とといいますか、そういった事件が起こった町としての見解を姿勢をやはりこの場でお伺いしないといけないと思います。

闇バイトと言われる、現在はあまり使われなくなりましたが、匿名流動型犯罪グループ匿流ということが全国的に広がりを見せた際に、やはり地方が狙われるケースというのが出てきたということで大変恐怖を感じておりました。日本中どこでも隙あらば狙われる可能性があるということで、そういった町民の安心安全をこの町に関わるすべての人であったり、これからUターンを考えている人であったり移住者であったり、そういった方々までも影響を及ぼす事案と考えております。これは、まちづくりの根底に関わる事案が発生したのだというように思いますが、その見解を再度お伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 重大事件が発生した町として、改めて町としての防犯対策、防犯力の強化を内外に示すべきではないかというご質問であったかと思えます。町として示すということではありますが、まず1点、その前に考えなければならないのが、本町が防犯力の弱い町だからこの度の重大事件が起きたのかということもあろうかと思えます。確かに質問にありましたとおり、今は様々なSNSの繋がりで、その犯人の地元でなく全く見知らぬ土地に出向いての犯罪というのが非常に多いというように思うところであります。残念ながら、その事件の内容については防犯力、その防犯意識ということとはまた違ったところでの要因等により発生したものというように捉えることもできようかと思えます。

ただ、そうした中でやはり事件の起こった町としては、先程申し上げましたとおり、本町においては、そうした事件が発生した後、地域の方々、学校関係者等でまず定期的といえますか適宜防犯パトロールも実施いたしました。そういったことだと、あたかも町内に、もしくは近いところにそういった方がいるかのような行動にも端から見ると捉えられるかもしれません。そういったところにも十分配慮しながら、できる範囲の中で本町としてのまとまり、地域の繋がり、防犯をしていますというところは内外に対して示すことができたものではないかというように捉えているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった内外に示すという手法ではありますが、私はやはりそういった防犯パトロール等の強化といったところよりも、実質町民の防犯力を高めるような施策が必要ではないかと。もう1歩実効性を高めた施策が必要ではないかというように思えます。先程の答弁にもありました個々の防犯意識を高めてもらうことが重要だという説明でしたが、町内を歩きますと今までなかったところにセンサー付きカメラを設置しているご家庭があったり、施錠に関してもかなり意識が高まっているというように私も肌で感じる場面が多々あります。しかしながら、その防犯意識というものを町でしっかりと支える、継続できるような形にしていかなければ今後の全国的な犯罪等、そういったものに狙われやすくなる地域になってしまうのではないかと危惧されるところであります。

具体例の話になりましたので具体例の話をしませんが、そういった個々で対策できる方というのが大体若い世代の方々が同居しているご家庭だったり、核家族の方で若い世代がという

方がそういったセンサー付きライトであったり防犯カメラの設置が進んでいるように感じます。しかしながら、狙われやすいと言われる高齢者、そこはやはり高齢者宅の対策というものを後手に回していいのかと思うところがあります。

町で出しております高齢者健康福祉計画の中にありますけれども、世帯を令和2年版で示してあります。高齢者単身が221世帯、全体2,300世帯余りのうちの221世帯、9.5%、高齢者夫婦世帯が229世帯、9.8%ということで合わせて約20%がこういった高齢者の方々に構成するような世帯になっている。やはりその世帯から優先的に防犯グッズと言いますか玄関の周り、鍵の周りに貼る防犯フィルムでしたり敷砂利のアドバイスでしたり、センサー付きカメラ等もここでは挙げていますが、そういった手立てをしていくと、町としてそういった弱いところからカバーしていくんだという姿勢を示すことが大事だと思いますが見解をお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防犯対策には様々なご質問にありました種類のものがあるというのは私も認識しております。ただ防犯カメラについては昨今の犯罪と言いますか、個人の財産を守るということで様々なタイプの防犯カメラが出ていることも知っております。ただやはりその品質、中身を見ますと1万円しない非常に安いものから、数十万円するものもござります。ただやはり安価なものですと例えばカメラの解像度と言いますか、そうしたものをなかなか特定と言いますか、焦点がボケてしまう、性能が非常に劣るパターン。高齢者の方でも容易に犯人から排除と言いますか、壊してそのまま持っていかれて何もなかったというような状況にはできないとするとやはり設置場所も関係してくるのかという気はします。

都市部と違いまして本町の場合、すべてとは申しませんがそれぞれのご家庭の一定の敷地の中に住宅があるということになりますと果たしてその玄関先にだけでカメラが足りるのかというようなこともあろうかと思えます。敷砂利にしましても確かに日中ですと気がつくパターンもあるかと思えます。ただ夜間になりますと寝静まって静かなところで出されてもなかなか気づきづらいというところもあろうかと思えます。特に最近の犯罪に関するニュースを見ますと、本当に高性能なカメラ、それから施錠を完璧にしているも、犯人が自らその姿を晒しても実行されるという現状からしますと、本当にそういった確かに安心というものは、個人にとってそういうものを設置すると、少しほっとするのかなというところは私も思いますが、ではそれが本当に抑止ということで犯罪を防ぐことができるのかということ、やはりそれだけでは完璧ではないだろうと。

個々の取り組みと言いますか内容もあるわけですがけれども、そうしたところ、個人への防犯の支援について、まずその効果も見極めて慎重に判断し、まずは全体的にその町として取り組めるところ、住民の方々、地域として取り組んでいただけたところを強化して、その防犯力の向上に繋げていきたいということで考えているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程同僚議員も防犯カメラに関して質問しておりますが、私、少し違った観点での質問をさせていただきます。千葉県の市川市においては、この度電柱など

につけるカメラ付きの防犯灯を街灯が少ない住宅地などに100台増やすというような記事が11月30日付の日経新聞に記載されておりました。予算1,870万円ということで、これまでは各自治会が市の補助金を得て設置する形をとっていたと。それで今まで56台が整備されているということですが、やはり昨今の強盗や住居侵入などの事件が続いたことで、市が全額負担することに決定したと。更に設置場所も自治会に要望を聞くなどして県警の助言を踏まえて決めるということで、今年度内に目標としては100台設置するというところで、場所も自治会の意見を聞きながら、防犯灯にカメラをつけるという動きがやはり出てきております。そういった具体策に関して町としての見解をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ただいま参考に出されました千葉県市川市、非常にコンパクトで人口も多い密集した住宅と申しますか、ベッドタウンの町ということで承知しております。そうしたところと本町、地理的などと言いますか、条件として比較するのは、一概にはなかなかできないものと思います。ただ、住民の安全安心、その暮らしを守るということでは、やはり財源はともかく、やはりできることは行くと。多少お金がかかってもですね、そういったものに確実に繋がるものであるということで検証され、精査した上で実効性があるというものについては、やはり町としても取り組んでいかなければならないというようには考えます。

ただ、本町として、例えば100ではなくてもその半数とかですね、先の質問もありましたが、町内で人通りの多いところとか、そういうところへの設置というのは当然一つの案としては考えられるわけですが、そうした場合、先に議会でも答弁した記憶がございますが、そこに写り込むその環境と申しますか、家屋、人、そういったものも十分踏まえて先程言ったとおり、設置に関しては地域の方の声または専門機関ないしは警察からの意見と言いますかアドバイスを踏まえて設置ということでありましたが、先程の町長答弁と重複しますが、慎重に判断して町としてそういった取り組みが有効であるという場合については、その取り組みについて検討してまいりたいというように考えるところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今慎重に判断という答弁がありました。今年6月議会において、同僚議員が防犯カメラの質問をした際にですね、その議論で答弁いただいているのが、三川町において特化した事例や案件があれば、十分な対応を適切に対応しなければならないと答弁しているんですね。6月の時点で。それは今、やはり起こっていることに対して慎重に判断しているということでもありますので、その姿勢はいかがなものかと思えます。第4次総合計画においてでもですね、防犯力の向上ということで、道路照明等のほか犯罪抑止のために必要と思われる箇所への防犯灯の設置を引き続き行っていくという、やはり慎重にしている場合ではない、今検討しなければならないと思います。6月の議会での答弁を含めて、そのときの意味を含めて再度答弁願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の防犯カメラについて、防犯カメラの設置がすべての解

決策というようには思いません。それも当然抑止力、防犯力の向上には繋がります。ただし、そうした場合、繰り返しになりますけれども、その他にも当然、設置についても検討はしますが、まず今防犯カメラを急いでつけるべきというようには、すぐ判断できるものではないというようにも考えるところでもありますので、そういった防犯カメラの設置も含めて、今後本町としての防犯力の向上に繋がるものについて対応してまいりたいと考えているところでもあります。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひその事案、案件等が起こっているわけでありますので、早急な対応を願うわけであります。町民としても町として何をやっているのかというのがパトロールだけでは分からない部分がある。そういった部分はあるので、やはりより実効性の高い防犯対策を望まれると思いますので、早急に検討していただきたいと思います。

先程同僚議員の質問にもありましたが、警備会社のステッカー等ですね、かなり有効な手立てになっているという情報もあります。町でそういった対策を講じた家にはですね、少し町でステッカーを作って、見ていますよみたいな町独自のステッカーを作る等ですね、そういった対策も考えられるのではないかと同時に思いますけれども、まずは高齢者世帯の防犯力を高める上では少し別の事業になりますが、緊急通報システムというものが健康福祉課の所管で行っております。これは高齢者世帯で持病があり、何か体に不具合があった際にボタンを押すと登録した方に電話が行くというようなシステムのようなものでありますけれども、この概念を水平展開してですね、何かあった際、すぐにガラスを割って入ってきたときに関しては、携帯電話の操作もままならないと思います。

何か駆け込んでボタンをピッと押すような、そういった簡単な装置が防犯に関しては、より実効性が高まるのではないかと思いますし、そういったシステムをこの家では導入していますよというようなステッカーを町で貸与することによって、高齢者宅の安全安心というのが守られるのではないかと思います、その辺に関して事業の水平展開に関して見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ただいまの現行の健康福祉課の事業については、本来の目的以外でもそういった使い道ということでは当然考えられます。同時に、そうした機器が必要のない方にも配布してということでの水平展開というようなご提案かと思いますが、そちらについては検討課題というようにさせていただきたいと思いますが、ただご提案のありましたそのステッカー、先程の一般質問での答弁とこれも重複しますが、この町自体がそういった設備、機器を持っている家庭、あるなしに関わらずそういう意識が高い町だということところが昨今のニュースを見ますと、いきなり住宅に不法に侵入して強盗を働くという前に下見をしてというようなところもあるようであります。そうしたときにこの地域は様々なところで様々なものが防犯ということで行われている地域だということところが分かるような、何か町としてできることがあるならば、ぜひそういったものがあれば取り組んでいきたいというようには考えるところでもあります。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 防犯関係、最後の夜間の関係をお伺いしたいと思います、やはり都市部でもですね、夜間というものが弱点になっているということで、見回りを自治会の方々が行っていたりしているようではありますが、やはり夜間、特に深夜ですね、深夜の人員確保であったり、安全面からですね、なかなかどこまで続けられるかというような報道がされていたかに記憶があります。その報道の中では、自分の家が侵入されないだけでも助かったと思っているというようなぐらい、かなり犯罪とはもう密接に関わりがあるといえますか、距離が近くなってしまっていて、そういった夜を過ごしているというような話になっておりました。

本町において、やはり深夜の見回りはかなり難しいかと私も想像しているんですが、やはりその辺で町の見解をお伺いしたいんですが、人員的に無理であれば、例えば、車のドライブレコーダーの推奨をするであったり、そういった心配なところに向けてとめてくださいというような周知であったり、設置だったり、そういった対策がまずは第一歩かというように少し想像したんですが、深夜の防犯対策に関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 深夜の防犯ということではありますが、都会と田舎、比べるわけではございませんが、なかなか深夜帯に人が動く、そういった場面は極めて少ないかとは思いますが。ましてや、一定程度の防犯灯、集落内にもございますけれども、やはりパトロールがありますと、そうしたパトロールする方自体の安全もきちんと確保しながらしなければならないということもあろうかと思えます。

本町の地域はどちらかという、深夜帯はご自宅で過ごす方が多いのではないかとということでは考えるところであります。深夜帯の防犯については、どういった危険といえますか、確かに作業等動いている方もいらっしゃるのだと思いますが、その程度等も十分に踏まえて必要な対策を講じなければならないということがあれば、やはり町として考えていく必要があるというように思います。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 答弁にありましたとおり、深夜なかなか人が出歩いていない中で犯罪は起こるものかというように思いますので、そういった防犯力を高めて三川町は安心だと、安全だと内外に発信することがやはり住み続けられるまちづくりに繋がると思っていますので、早急にその方向性を示していただきたいというように思います。

次に、みかわ産業団地に関して質問させていただきます。縷々答弁いただきましたが、まだ分譲に関しては3区画にとどまっているのかというような説明でありました。昨年も実はこの一般質問をさせていただいておまして、なかなか進展しないという思いで今回もさせてもらいましたが、答弁ですとチラシ、町のホームページ等で周知しているということでありましたが、1年間、町の企業誘致に関しての動き、総括してどのような動きをされたのか答弁を願います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まずみかわ産業団地につきましては、農産法の法律に基づく計画作りを始め、その後現地での実施設計というような形で進めてきております。そういった中で実施設計に取り組んだ時点で、ある程度その進出企業を募集するというような事業スケジュールを立て、事前申し込みというものを令和4年度から行ってきたところであります。ただ、その時点ではまだ県の都市計画法に基づく開発行為の申請も行っておりませんし、許可もおりていないという段階でありますので、そういった状況を勘案しての広報での周知、募集というような程度にとどめていたところであります。

ようやく先程町長答弁にもありましたように、10月で正式に県の許可がおりましたので、それをもとに、地元のマスコミを中心に情報提供をし、地元の新聞にはある程度載せていただいた経緯があります。ただし、その記事もまだ小さい記事でありましたので、今後土地開発公社側として新聞広告なり、そういったことも計画しておりますし、桜木の住宅開発の際もチラシを庄内地域に配布したところでもありますので、産業団地においてもそういったチラシ配布というのも今後計画しなければならないというところで考えております。

また、町自体としてこれまでやってきましたのは、町のホームページの方にもトップページの方に産業団地の周知がまず初めに来るように取り組んでおりますし、同様に山形県で県内の市町村におけるこういった産業団地を取りまとめたパンフレットがあるんですが、それが昨年度から新たに改定するというので、そちらにみかわ産業団地のページも設けていただいております、それをもとに山形県が首都圏での企業誘致説明会を開催していただいているというような状況であります。

希望があれば、町の職員等もその県の説明会に同行することも可能であるというような話はされていたんですが、まだ具体的な造成が進んでいない状況でしたので、直近の説明会には参加はしなかったところであります。今年度いよいよ造成が始まり、来年度いっぱいです工事を完了する見込みだということですので、次回については極力参加し、町のPRなどもしていければいいのかというようには考えているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後その企業説明会の参加回数、頻度どのぐらいなのか、令和7年度における事業というものが見えているかと思えますけれども、令和8年の4月分譲開始にどのぐらいのプレッシャーをかけていくのか、この企業誘致に関する動きをどのような形で捉えているか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 土地分譲につきましては、住宅団地もそうですが、こういった産業団地もやはりそのお客様側といいますか購入する側とのタイミングというものも非常に重要かと思われれます。特に産業団地につきましては、進出するとなると相当大きな企業側の負担というか、事業費がかかるというところで、そういった企業側の移転計画なり新築計画なり、そういったものと合致するのであれば、ある程度早めに手を挙げていただけるものというようには考えているところなんですけど、なかなかそういった時期と合致しないと、やはり分譲がなかなか進まないかと。

みかわ産業団地の第1期については全部で5区画ですかね、あったわけではありますが、そのうち大きな区画、現在第一貨物が入っているところが最後まで残ってしまったという状況があります。なるべく、そういったいわゆる塩漬けと言われるような土地にならないように、町としては分譲の誘致活動、そういった部分に取り組んでいきたいというように考えております。具体的にいつの時点で何回というようなどころまではまだ持っていないところではありますが、なるべく早い時期に開始していきたいというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり競合する自治体が近隣にありますので、その企業誘致策も再考する必要があるのかというように感じました。鶴岡市は用地取得の1/2、上限2億円、新規地元雇用で1人30万円というような企業誘致。酒田市は上限3億円のほか、固定資産税の課税標準額の4.2%助成ということで、本町、固定資産税額相当額の2/3の助成3年間ということですが、こういった近隣と比べてやはり負けてしまうのではないかという危惧がありますが、そういった今の助成の立ち位置、また、今後の助成の拡大についてどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 確かに近隣の産業団地の優遇措置と比べますと今町が周知している部分では確かに見劣りはしているというところは否めません。ただ、特に鶴岡市の方を参考にさせていただきますが、鶴岡市の方の優遇措置には県が行っております未来投資促進法による支援、これも県を通じて企業側が受け取れるというところで、こちらも記載しているようでした。当然、三川町においてもこの県の施策は活用できますので、そういった部分、これまでPRが少なかったかというように感じますので、今後周知に努めていきたいというように思います。

また、三川町の産業団地の優位性という部分では、分譲価格を低く抑えるというところを一番の売りにしたいというところで、分譲価格を極力鶴岡市より下げるといふ努力を今もしているところでもありますので、そこをもっと強力に周知をしていきたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 三川町のストロングポイントといいますか、やはり交通の要衝である、また、分譲価格を下げていくということをしっかり示して競争のテーブルに載れるように対応していただきたいと思います。当初の答弁でですね、農産法であったりというような申請があったと、申請が下りてからのというような答弁がありましたけれども、この度の造成によってその農産法であったり、農地転用に係る事業計画、企業が進出しない期間等ですね、何かそういった縛り、要件等があるのか。例えば、企業が何年も進出しなければ元に戻さないみたいなそういう条件があったりするのでしょうか。少しその辺をですね、何年ぐらいそういった塩漬けの状態が今の法律上可能なのか、問題はないのかどうか、そこだけ確認させてください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） そういった塩漬けの土地で、その土地がどうなるかというところまで想定して考えてはいませんが、まず農産法につきましては、ある程度その事業に取りかかる前に地元企業なりそういった企業進出の意向があるかを調べた上で事業実施をするというようなところで、それに則って三川町も事前の企業申し込み等を行ったところであります。そういった部分の制約はありますが、その後分譲まで何年間放置していると何か制約なり規制がかかるのかという部分は、すみません、そこまで把握しておりません。

一方、三川町の土地開発公社として毎年県の方に事業の実施状況等の報告をしますので、そういった意味で土地開発公社の経営部分が、なかなか分譲が進まないことによって経営が悪化するようであると、県からの指導なりは入ってくるというところがあります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 現状の3区画ですと残り4区画ということで、大体4.7ha、75%が売れ残るといような状況になりますので、やはりそこは早急に手を打って三川町の強み、そういったところも出しながら企業の方に来ていただくように尽力していただきたいと思えます。宮城県では大衡村、半導体産業が頓挫してしまいましたけれども、ただ、この経験を生かして次の新たな企業進出を画策していくというようなこともありましたので、やはり全課挙げて対応していくことが必要かというように思われます。

続きまして、ごみ減量化の質問をさせていただきます。町長答弁ではですね有料化に関して抑制されているというような表現がありました。その手法に関しては、負担の公平性のために有効な手段とされていますが、やはり庄内地域を除く30市町村が有料化しているということであります。大体見ますと10円とかから多くて60円ぐらいの1袋に関しての有料化の動きになっているのかというように思いますが、以前鶴岡市より有料化の動きも話題になったというようにされております。現時点ではそういった実施に向けた動き等あるのか。また、今後の考え方、どのような形で今お持ちなのか、お伺いします。ごみの有料化に関しまして。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 鶴岡市の廃棄物対策課で所管しております鶴岡市廃棄物減量等推進審議会、そちらの方にも私参加させていただきまして、オブザーバーという形なんですけれども、加えさせていただきまして、お話を伺ったところです。現時点で選択肢としてとり得るというスタンスではありますけれども、具体的に取りかかるとかという話までにはまだ至っておらず、現時点では議論はされておりますけれども、具体的にいつからというようなそういった話までには至っていないのが現状というように認識しております。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 議論もしていないし、具体的にこういった話をいつしようという話も今現状にないということでもよろしかったでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） そのように理解しております。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今本町においてやはり減量化というものが重要になっていると。この環境に関する対策もしている町だということも兼ね合わせて大事になってくるのかというように思いますけれども、現在、LINE 等でお知らせするごみの分別方法だったりかなり進化してきたというように感じております。町民の方からも LINE 登録してこういった分からないことは聞いているというような声、実際に声を聞きます。しかしながら、資源ポストでしたり、その現場との現状少しずれが生じているかと思ひまして、その辺コンテンツを新しくするのであれば、そういった資源ポスト等の現場も合わせていくことが大事ではないかと思ひますけれども、その辺に関してどのような見解をお持ちかお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） ごみの問い合わせ、ごみの件につきましては、おっしゃるとおり LINE での検索は最近と言うか、昨年度からですかね、実施しております、ただ、やはりなかなか分かりにくいところ、使いづらいところもまだあるというように我々も認識しておりますので、その辺は常にブラッシュアップすることを念頭に多方面から意見を頂戴しながら、より良いものにしていこうというようには考えているところです。

資源ポストにつきましても同様でございます、やはりなかなかそのルールをすべて分かった上で搬入されている方がすべてではもちろんございませんので、その点につきましても、シルバー人材センターに管理を委託しておりますけれども、その管理人の方々からもその内容をよく理解していただきまして、丁寧に説明を続けていきたいというように考えておるところです。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 3 番目のディスポーザーの件で少しお伺いしたいと思いますが、鶴岡市はですね、令和3年から4年にモニター調査を実施しているようでありました。その結果、下水道施設にほぼ影響を生じることなく、生活利便性の向上や生ごみの削減に高い効果があるという判断をしているということで、令和6年7月よりそのディスポーザーの設置を認めることとしたというようになっております。ディスポーザーを使用した場合、1世帯平均で年間約120kgの生ごみが削減できると見込まれておひまして、ごみ焼却運搬量の削減や環境美化に寄与するということが期待されているということで紹介されております。

また、生ごみをただのごみから下水道資源に転換して活用することで、消化ガス発電や肥料化を推進するということが示されておりますが、本町、答弁にありました流域水道ですね、下水に関して負荷が大きいというような問題もあろうかと思ひますけれども、鶴岡市での実証実験がされていますので、この流域でもですね、実証実験、実証試験等ですね、やはり今後していくべきではないかと思ひますけれども、その見解をお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 佐久間議員もご承知のとおり、鶴岡市の藤島地区、いわゆる我々と同じ流域下水道の接続エリアについてはディスポーザーの設置を認めていないところであります。先程町長のご答弁でも申し上げましたとおり、県の施設でそちらの施設の方

で、容量の問題、処理能力の問題があって、現時点で認めていないというところがございます。その認める、認めないの判断につきましては、やはり相当の技術的な検証、こういったものがになってございます。こういった声が町民の方からもいただいているということは県には申し伝えますけれども、現時点で私どもとして積極的にそれに取り組むべきだということ、県の方に申し入れするような時期ではまだないのかということ考えているところではございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ディスポーザーに関しては、個人でももう十分設置できるような設備というように認識しておりますので、もしかしたらその流域下水道区内で使っている家庭があるのではないかと推測しますが、そういった事案がないかどうかというのは、やはり情報、状況を見てですね。例えば詰まるであったり、そういった状況を見て情報を確認していただきたいと思いますし、今後、そういった農集排も含めて検討していただきたいと思いますということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午後 2時00分）

○議長（志田徳久議員） 再開します。 （午後 2時20分）

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

1. 農業振興策について

1. 農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域農業のあり方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化された。令和7年3月まで策定するとされているが、本町の進捗状況と顕在化した本町農業の課題について伺う。

2. 農業従事者の高齢化や担い手不足が懸念されている。良好な地域農業を維持するためにはどのような施策が必要と考えるか所見を伺う。

3. 農業従事者の減少による一経営体当たりの管理面積の拡大にはICT技術の活用が効果的と考える。GPSを利用した農機の自動操舵や、通信技術を利用した水田の自動水管理システム、ハウス環境のモニタリングなどスマート農業の導入と普及について所見を伺う。

4. 令和6年産米の作柄概況が公表され、庄内地域の作況指数は7月の大雨被害により94の「不良」となった。農家

に支払われる概算金は値上がりしたものの、基準単収で計算される加工用米、備蓄米の出荷が負担となっている。基準単収の見直しや、減収を加味した作況調整について所見を伺う。

2. 認知症について

1. 本町における65歳以上の認知症患者数及び今後の認知症患者数の推移について所見を伺う。
2. 令和6年1月1日から認知症基本法が施行されている。基本法の概要と目的、本町の取り組みについて伺う。
3. 認知症発症者の約2割の方に徘徊のリスクが伴うとされている。認知症高齢者や徘徊のおそれのある高齢者の行方不明時の捜索体制と防止策について伺う。
4. 認知症に対する啓発や様々な事業・施策を行っているが、課題や今後の取り組みについて考えを伺う。

令和6年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

質問事項1、農業振興策について。

農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域農業のあり方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。令和7年3月まで策定するとされていますが、本町の進捗状況と顕在化した本町農業の課題について伺います。

農業従事者の高齢化や担い手不足が懸念されています。良好な地域農業を維持するためにはどのような施策が必要と考えるか所見を伺います。

農業従事者の減少による一経営体当たりの管理面積の拡大にはICT技術の活用が効果的と考えます。GPSを利用した農機の自動操舵や、通信技術を利用した水田の自動水管理システム、ハウス環境のモニタリングなどスマート農業の導入と普及について所見を伺います。

令和6年産米の作柄概況が公表され、庄内地域の作況指数は7月の大雨被害により94の「不良」となりました。農家に支払われる概算金は値上がりしたものの、基準単収で計算される加工用米、備蓄米の出荷が負担となっています。基準単収の見直しや、減収を加味した作況調整について所見を伺います。

質問事項2、認知症について。

本町における65歳以上の認知症患者数及び今後の認知症患者数の推移について所見を伺います。

令和6年1月1日から認知症基本法が施行されています。基本法の概要と目的、本町の取

り組みについて伺います。

認知症発症者の約2割の方に徘徊のリスクが伴うとされています。認知症高齢者や徘徊の恐れのある高齢者の行方不明時の捜索体制と防止策について伺います。

認知症に対する啓発や様々な事業・施策を行っていますが、課題や今後の取り組みについて考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の農業振興策について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町の地域計画の進捗状況につきましては、まず、令和5年10月から農地の出し手と受け手の意向及び将来の農家経営に対するアンケート調査を実施し、以降、全27生産組合単位での話し合いを経て、本年6月には横山、東郷、押切の地区ごと、8月には生産組合長を中心とした町全体の話し合いを実施しております。この中で、地域計画の素案や農業者の今後の経営意向を反映させた現況地図を提示し、更に10月には入作者を対象とした地域計画に対する意見聴取を行ったところであります。

今後は地域計画の案を策定し、説明会の実施、パブリックコメント等の手続きを経て、令和7年3月に計画が決定となります。

今回の地域計画の策定により浮き彫りとなった課題につきましては、まず、一つ目として、農業者の高齢化や後継者の不在により、多くの集落で農業の担い手が不足し、その確保が急務となっていること、二つ目として、今後、受け手が引き受け可能な農地面積を出し手の農地面積が上回り、管理不十分な農地の増加が懸念されること、三つ目として、農業従事者の減少により、農道や水路の農業用施設の維持管理に支障が出ていること、四つ目として、水管理や共同作業などの他市町村からの入作を受け入れるための条件が整っていない、もしくは入作者に十分に周知されておらず、少なからずトラブルが発生していることなどがあげられます。

農業従事者の高齢化や担い手不足は、農地の荒廃を招く恐れがあるなど、地域に与える影響が大きいため、将来にわたって担い手を安定的に確保していくための、若手農業者や新規就農者を増やす取り組みが重要であり、ただいま申し上げました「地域計画」の作成や、今後の農業のあり方、農業技術について学習する機会の提供など、多様な形態で農業後継者の育成に取り組んでいくことが、担い手の確保に繋がるものと考えているところであります。

また、本町の農業は米づくりを中心に、園芸作物等を組み合わせた営農形態も多くなっております。持続可能な農業を考えた場合、気象災害による収入の減少や肥料、生産資材、燃料の高騰という厳しい状況は、農業経営を圧迫するとともに、農業者の生産意欲の減退に繋がりがねない憂慮すべきことと認識いたしております。

今後とも、本町農業振興に有効である「新農業所得構造改革推進事業」を継続するとともに、国・県の動向を注視し歩調を合わせ、地域農業を支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目のスマート農業の導入と普及に関するご質問であります。本町の稲作にお

いてもドローンによる農薬のピンポイント散布や計測器による水田の水位情報の送信、更にはトラクター等の自動操縦など、すでに導入が進んでいるところであり、今後も様々な技術が普及していくものと考えております。

本町におけるスマート農業に繋がる先進技術等の導入に対する支援につきましては、原則として国・県の事業を活用することとし、補足的に町事業である「新農業所得構造改革推進事業」で対応してまいりたいと考えているところであります。具体的な支援策としては、稲作については「瑞穂の郷づくり事業」、また、園芸作目については「園芸等生産向上推進事業」を想定しており、今後とも、積極的な先進技術の導入を支援してまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の基準単収の見直しや減収を加味した作況調整に関するご質問であります。東北農政局が公表している本町の水稲10a当たりの収量は606kgであり、当該年度の基準単収につきましては、年度途中においては変更できないものとなっております。

また、減収を加味した作況調整につきましては、近年の異常気象等により、基準単収と作況指数、実収量に差異が生じ、加工用米、備蓄米の割合が多くなる状況が発生しております。特に本年は、全国的平均では101である作況指数が、庄内及び最上地域は94という状況であり、その差が農家収入に大きく影響しており、憂慮すべきことと捉えているところであります。

今夏、小売業等の店頭から米がなくなるという状況が発生しましたが、県で取り組む「生産の目安」、いわゆる生産調整については、主食用米の過剰による米価下落を回避することを目的に、需要に応じた生産を図っておりますが、本町といたしましては、食料供給地域として消費者への米の安定供給の責任を果たしていくことを強く意識する必要があると考えているところであります。

質問事項2の認知症について、1点目の認知症高齢者数と今後の推移に関するご質問であります。令和5年3月末時点で要介護認定を受けている方387人のうち、認知症高齢者数は280人で、認定者数の72.4%を占めており、また、今後の推移といたしましては、長寿化が進んでいるため、認知機能に障害がある人の人数は増えていくものと認識いたしているところであります。

次に、2点目の認知症基本法に関するご質問であります。この認知症基本法は、正式名称を「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」といい、令和6年に施行された法律であります。この基本法は、認知症の方の尊厳を守りながら、希望をもって社会生活が送れるように認知症施策を計画的に推進していく法律であり、認知症の方を含めた国民一人ひとりが個人を尊重し支え合えるような共生社会の構築を目的にしております。本町では、第4次三川町地域福祉計画において、「誰もが生きいきと自分らしく健康で安心して安全に暮らせるまちづくり」、すなわち「地域共生社会」を基本理念に掲げ、また、第9期三川町高齢者保健福祉計画、三川町介護保険事業計画においては、町が取り組むべき認知症高齢者を含む高齢者の保健福祉施策の基本的な方向を示し、心身の健康を保持し、かつ、安心して生活できるように、保健・福祉全般にわたる各種施策に取り組んでいるところであります。

次に、3点目の認知症高齢者等の行方不明時の対応に関するご質問ですが、行方不明時の捜索体制は、警察への事前登録、位置情報システム、見守りシールなどの早期発見に繋がる取り組みとともに、警察のほか、町内会長や民生児童委員に連絡し、家族から依頼があれば、消防団等の地域の方からも協力していただき捜索しているところでもあります。また、徘徊の防止策といたしましては、家族が認知症を正しく理解するとともに、住居に鍵をつける等の環境整備、薬の処方等の医療的なケア、位置情報システムの活用や警察への事前登録などの徘徊に備えた準備、近所や地域の方に知らせておく等の見守り強化に努めているところでもあります。

次に、4点目の認知症に係る事業等の課題や今後の取り組みに関するご質問ですが、本町では介護予防研修会や認知症に関する研修会等を実施し、認知症に対する理解だけではなく、地域の見守りの普及啓発にも取り組んでおります。また、高齢者が安心して地域で生活するためには、より多くの方の理解やネットワークの強化が課題であると考えていることから、認知症サポーター養成講座を町内会や小・中学校で実施し認知症の理解を広めるとともに、認知症サポーターが活動する場の創出と関係団体との連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 詳しく答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

初めに、地域計画についてお伺いします。農林水産省では、この11月に6年後の2030年には米、麦などの土地利用型の耕作面積は2020年と比較すると34%減少、農業者は約半数に減少すると予測しています。高齢化や担い手不足が要因とされますが、経営規模の拡大が進まなければ約3割の農地が利用されなくなる恐れがあるというような予測を発表いたしました。このような背景があることから、10年後の地域農業のあり方を示した地域計画、また、農地1筆ごとの耕作者計画を記した目標地図の作成が今年度末までの期限となっております。目標地図作成の対象地域、全国で2万2,000カ所あるそうですけれども、7月末までに作成できているのは3%にとどまっており、作成が遅れている組織では10年後の耕作者が断定できないのが大きな要因となっているそうです。

本県でも意見集約、また、地域の状況の調査、把握を続けながら作成が行われると考えております。地域農業の将来のあり方を明確化させる計画となっておりますけれども、本町農業の10年後の姿をどのように見据えているかお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 本町農業の10年後の姿の見通しに関するご質問でございました。ご質問の中にもございましたが、これまで人・農地プランという形で農地の集約、そして今後の農地の担い手について話し合いが行われてきたところでございます。質問の件でございますけれども、今般、地域計画ということで、こちらにつきましては、農地の1筆ごとに10年後にどの農業者が耕すのかを明らかにしてそれを地図に起こすということで地図に示しているのが地域計画ということになります。

ただ、お話ありましたように前段としてその地域の中での話し合いが行われた場合に、どれだけ明確な将来的な話し合いができるかどうか。実はこの点にかかっております。これにつきましては、人・農地プランの段階で、まずはその生産組合単位でざっくりばらんに自分の将来像をどのように考えているか、それを話し合える雰囲気をつくりましょうということで、提言を申し上げておったところです。ところが、残念ながらコロナ禍において、令和2年、3年には各生産組合の総会も実施できないという状況がございまして、残念ながら本町でもその話し合い自体が行われてこなかったという状況でございます。

そこで、この今回の国の制度の変更に併せまして、本町でも地域計画を現在策定をしておるわけですが、繰り返しになりますけれども、地域計画の最終的な目標としては、その目標地図に落として自分のところのこの地図、その1筆ごとの地図が、1筆ごとの農地がどのような形で利用されるのか、耕作されるのかというものを目に見える形で図示することを目指すものでございます。ただ、この制度が令和5年に国の方で示されて令和7年3月までに作りなさいという形になってございますが、今お話したとおりにもともと話し合いの中でざっくりばらんに皆さんの思いを、お互いに話し合える雰囲気自体が残念ながら整っておらない生産組合なり、その集団が多いということでございます。

国としましても、まずは目標地図、先程現況地図というようにお話ししましたが、目標地図の前段として現在の状況を表している現況地図、こちらを本町では用意しております。これをもとに、また皆さんから話し合いをしてもらうと。自分はここだと自分の耕作しているのはここここだけれども、10年後にはもう1/3になるか半分になるか、あるいは農業を続けられないかもしれないというようなざっくりばらんな話し合いをしていただくと。そこで状況によってその地図を書き換えていっていただきたいというように考えているのが本町の状況ということになります。

実は国の指導としましても、2年間で先程も述べましたが、かなりの数の筆数がございしますので、2年間でもある意味正確といいますか、かちつとした計画あるいは目標地図を作成しなさいということではなくて、例えば現時点では少しまだはっきりしないという方に対しては、例えばそこは白地にして現在検討中とか、あるいは今後検討をしますというような形で色分けといいますか、そういうことを残しておいてもいいですよということになっております。

つまり、それも含めて、今後、その目標地図をたたき台にして、では「うち方はどうするかな」ということを各団体で話し合っていたきたいというところでございます。その意味で町長答弁にもありましたが、何度か地区ごとあるいは全体も含めてですけれども、話し合いを行っている中で、まずは今回令和7年3月までにある程度の形として、成果品として作成いたします目標地図、これにつきましては、またそれをもとにして、ぜひ皆さんからどうすればいいかというのを話し合っていたきたいと。その意味では、令和7年3月に計画としては作成いたしますけれども、これは完成形ではなくて、ここから各地域の実情に合った形でどんどん変化をしていく計画であるということで、ご理解をいただきたいというように思います。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 新型コロナウイルスの影響で、町内会や生産組織での集会等がなかなか持てなかったというようなことで、基本となる情報が集まらなかったということで、今年度末までにできる目標地図といったものは現場には則さない。また、10年後の姿というものはまだ表れないような地図ができるのかと思っております。完成してからが本来の目的であろうかと思えます。今答弁にあったとおりですね。また、その前町長答弁にもあったように、本町農業、課題が山積している中で、担い手確保といったものは最重要課題になろうかと思えますので、目標地図また地域計画策定も逆に一番力を入れて地域での話し合い、また将来の姿を描きながら有効に活用できるような地図にしていいただければと思います。

続いてスマート農業についてお伺いします。令和6年6月に農業の生産性向上ため、スマート農業技術の活用の促進に関する法律、スマート農業技術活用促進法が成立しまして、この10月1日から施行されました。この法律は、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性向上を図るために制定されたものであり、今後20年間で基幹的農業従事者が現在の1/4まで減少することが見込まれており、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できないことから、農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するために、農作業の効率化に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めることを目的としております。

先程もこれまでの補助事業等において、本町でもスマート農業の導入を支援してきたというようなことでありました。これまで高齢化する農業経営を支えてきたのは、農業資材の進歩発展と考えます。例えば、投げ込み型の農薬、また、水稻流し込みの薬剤、一発型と言われる追肥の要らない肥料の普及によりまして高齢者も肥培管理が可能となるようになっております。今後は少なくなる農業者をカバーするために、作業の効率化、負担軽減を図るためにスマート農業の導入といったものが大きな役割を果たすものと考えます。

先進地域では、GPSを使うための基地局の整備、また、ICT技術を使うための通信環境の整備といったものを町が行って、スマート農業の導入支援を行っているというようなこともありますけれども、本町にとってスマート農業導入支援のあり方について考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） スマート農業の導入に関するご質問でございました。スマート農業につきましては、ご質問にありましたとおりに先程お話をいたしました地域計画との関連もございますけれども、本町の大きな課題として、農業者の高齢化及び担い手の不足と減少ということが挙げられております。それをカバーする意味でも、このスマート農業というものは大変有効な手立てであるということでは認識をしておるところでございます。

実はコロナ禍の前なんですけれども、本町におきましてはかなり早い段階からいわゆるドローンの導入でありますとか、そういうスマート農業の導入といいますかにつきましては、早い段階で助成を行ってきたところでもあります。その意味では、本町の先駆的な農業者の方

は、ドローン等を使用した新しい農業について実施をされておるといことで認識をしております。ただ、その後、いわゆるスマート農業が発展することによって、これはすべての機器に言えることだと思いますけれども、本町の農業者は早い段階でドローン等を導入したといことで、実はそれ以降、そのドローンあるいは他のスマート機器の技術革新がかなり進んだと。価格的にも安価になってきているといことで、これをどの段階で導入するかといところが分かれ道になろうかと思いますが、その意味ではかなりその普及も現在進んでおるといところであろうと思います。

ただ、残念ながら本町におきましては先駆的な方々はドローンについて購入希望があったので、本町としても予算確保いたしました。その後ですね、今お話をしたとおりに、どの段階で購入すればいいのかといことで、迷われている農業者もいらっしやって、価格と性能のこれはたちごっこになるわけですけれども、バランスをとっていらっしやるのか、実はそれ以降、あまりドローン導入についての希望の方が少なくなっているという状況でございます。それ以降、水管理でありますとか、ハウス管理等についての様々な技術が進んでおりますので、そういう方々に対してはその都度ご希望があった場合は対応して町の方で助成をさせていただいておるといところでございます。

お話ありましておりに今後いわゆるスマート農業につきましては、その普及の速度が加速するものというように考えております。その意味では、高齢化、あるいは担い手不足を補完するものとして、本町農業にとっても非常に重要な位置付けになろうといことでは考えておりますので、農業者の方のご希望に沿うような形で今後とも対応してまいりたいといことで考えておりますが、町長答弁にありましておりに、実は国・県の方でもかなり様々なメニューを準備しておるとい関係がございますので、まずはそちらの方を紹介、あるいは手続のお手伝いという形の支援から始めまして、そこで漏れている部分について町の補助金等で対応してまいりたいといことで考えているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） スマート農業の器具機械も含めてですけれども、その効果は認識しておられるといことでありました。なかなか導入コスト、一番のネックになってくるといようなことではありますけれども、やはり担い手確保、若者からの新規就農を促すためにも、夢のあるような農業の実現を町を挙げて取り組むべきではないか。その大きな取り組みの一つに、通信環境の整備といったものが考えられるかと思ひます。これだけ小さな町だからこそできる、町を挙げて通信環境を整備していくといことを行えば、各農業者が機械を導入しやすくなるのではないかと思ひております。

近隣自治体にあります水管理のモデル地区は、水管理の時間8割削減できたといような報告もあります。その時間を持って別の仕事ができる。また、ハウス、施設ハウス環境を手元のスマートフォンに送るといった機器を導入した方には、春先育苗しながら安心して手元でハウスの環境を確認しながら、トラクターで作業ができるといった効果が聞こえてきました。ぜひ、そういった農業を町を挙げて、導入した人だけでなく、多くの方々に導入していただくような支援をいただければと思ひます。瑞穂の郷づくり事業を長年してまいりまし

たけれども、なかなかスマート農業支援といったことは見つけることができない状況にあります。ぜひスマート農業支援、導入支援ということで、また力を入れていただければと思います。

次に、自然災害発生時の米の生産調整についてお伺いします。7月の豪雨災害によりまして、本町でも広い面積において水稻の浸水被害が発生し、収穫が終わりまして減収が確認されています。平年収量、いわゆる基準収量の算出は、その年の気象の推移、低温日照不足等の気象被害の発生状況等を平年並みとみなして計算しているそうです。異常気象の影響で減少しても、加工用米、備蓄米の出荷量というものは、基準収量で計算されたものの出荷が優先されるために、主食用米の出荷量が減少するといった事態になっております。また、飼料用米においては、収量に応じて10a当たりの交付単価が決定するために影響の大きい農家も多くあると伺っております。

農業のセーフティーネットであります水稻共済に加入している農家でありまして、減収分の補てんとといったものは見込めるものの、収入保険に加入している農家にとっては、主食用米の概算金は値上げしていることから、販売価格に影響が少ないということで、経営的にも大きなダメージになっているというようなことでありました。こうした農家の声を聞いてですね、先程は基準単収を途中で変えることはできないといった答弁ありました。それは当然のことだと思います。ただ、激甚災害であったり、そういった局地的な気象災害に対応できるようなフォローができないものか。県や国にそういった事情を訴えることはできないものかどうか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 自然災害等における収量の減収による対応というご質問でございました。先程町長が答弁をいたしましたとおりに、その地域の合理的な単収というものが、市町村別の水稻10a当たりの収量の7中5という表現になっていますけれども、7年間のうち最高と最低の数量を減じまして、その五つの平均を出すという形で収量の決定をなされておるというところがございます。更にこちらに補正係数ということで、例えば令和5年産米であれば令和4年の作柄表示の平均収量に、先程の市町村単収の7中5による地域の平均収量、これを割り返すという形で係数を出して、その係数を更に掛けるという形なるべく現状に近い形の数値になるような計算がなされておるというところがございます。

ただ、本年のように全国的に100を超える作況指数が地域的には95を下回る作況指数であるということで、かなりの差が生じておるということでございますので、こちらにつきましては当然、県の方にも庄内の実情については勘案しておりますし、様々な形で話をしておるところでございます。今後の対応としては、JAとの話し合いの中でも、いわゆる加工用米、備蓄米につきましては、いわゆる加工用米、備蓄米の概算金と主食用米の概算金の差異は当然これ何千円という差異がございますけれども、こちらの差について現況の94というものを基準にした形での加工用米、備蓄米の計算というのはできないのかという形で話をしているところがございます。

その中ではこういう対応次第では何とか現況の調査をもちろん実施をして各農家の方か

らの状況を確認をしながら対応できればというような方向もございますので、今後につきましてにはなるべく農家の方の農家収入が減収にならないような形の対応がとれないかということとで対応してまいりたいということで考えておるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ぜひですね、局地的な気象災害の対応といったものをお願いしたいと思えます。担い手確保策が重要課題と申し上げてまいりました。やはり所得の安定というものがないと、なかなか若者も農業には踏み込めないのではないかと思います。令和6年産米の出荷量といったものが8割程度にとどまっているというようなことでありました。こうした加工用米、備蓄米から食われている分、主食用米の出荷量が下がっているものと考えます。令和7年産米については増産に転じるというような計画が示されていますけれども、こういったことが庄内だけではないわけではありますけれども、自然災害の影響を的確に捉えて、次年度の作付計画等に生かしていただければと思います。

次に、認知症についてお伺いします。本町における65歳以上の認知症の方というのは72.4%、介護認定を受けている方の72%が認知症になっているというようなことでありました。団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護など社会保険費の増大が懸念される2025年が直前に迫っています。本町でも2025年問題としまして、地域包括ケアプランの構築ということで取り組んできたかと思えます。75歳以上が2,200万人になるとされ、後期高齢者が急増する一方で、若い世代が減少し高齢化率は更に加速していきます。厚生労働省の調査報告書によれば、2025年には国内で65歳以上の認知症患者は730万人になると推測され、5人に1人が認知症になる見込みとされています。本町では65歳以上の発症者の割合はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 65歳以上の認知症の発症者の割合ということでのご質問でしたが、先程町長答弁にもありまして、認知症の発症者数に関しましては介護認定を受けている方の中で、認知症の認定を受けている方以外は把握していない状況でございます。先程ありましたように、第9期計画作成時の際に調査をしたものが直近の数値であり、現在その割合としては72.4%ということになっております。前回の3年前、第8期の計画と比較しますと5.1ポイントほど増加している状況でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 介護認定を受けた方の人数しか分かっていないということで、介護認定を受けずに認知症になっている方もおられるのかと少し疑問を呈するわけではありますけれども、なかなか認知症といったものの認識がまだ恥ずかしさというか、なかなか他の人には言えないといった症状の一つなのかと思えます。他の人に知られたくないといったことで問題が大きくなることも考えられるわけでありまして、やはり誰もがなり得る症状だということを広げていくことも重要なのかと思ったところであります。

認知症の発症率といったものは年齢とともに高まるとされています。80歳代の後半になると、男性の35%、女性の44%が認知症であることが明らかになっています。認知症は

できるだけ早期に発見し、適切なケアを行うことにより進行を遅らせることができると報告がありますけれども、また予防することで発症リスクを下げる事が認められています。本町において、早期発見の取り組みと認知症の予防の取り組みについて、どのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 本町の認知症の早期発見、早期予防の取り組みということですが、本町では様々な取り組みを行っております。一つ目として啓発活動といたしましては、認知症の介護予防教室であったり、認知症に関する研修会であったり、それから認知症サポーターの育成ということで養成講座も実施しております。また、見守る目の活動ということで、百歳体操であったり、地域サロンであったり、あるいは弁当配達、民生・児童委員の見守りなど様々な活動をしています。更に相談体制充実ということで、地域包括支援センター、それからほっとオレンジ相談デーなど、こういった相談体制の充実も図っております。医療体制の支援ということで、認知症初期集中支援チームの訪問事業、こちらの方も実施しております。様々な面で早期発見、早期予防の取り組みを実施しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 様々な取り組みをして、認知症の発症を抑えているというようなことであります。おそらく効果も出ているものと思うところであります。先程も申し上げました。認知症は誰でもなり得る恥ずかしいものではなくて、身近なものであるとの周知が重要と考えます。町では現在、介護保険・高齢者福祉サービスガイドブックというものを発行して、様々な取り組みをお知らせしているものと思っておりますけれども、やはり周辺自治体でも発行しているような認知症に特化した認知症安心ガイドブックといったものを本町でも発行して身近に置いて、本人や家族、地域の方に認知症のこと、また、町の対応を分かりやすく周知啓発することを提案したいと思います。答弁は後からまとめていただきたいと思っております。

徘徊による行方不明の捜索と防止策についてお伺いします。認知症による徘徊は必ず表れるわけではありませんが、昼夜問わず表れる症状で介護者の負担が大きいのとなっております。昨年1年間に認知症で行方不明になった方は、全国で延べ1万9,000人。これまでで最多となっており、うち500人は亡くなって発見されております。95%は所在が確認されましたが、250人は不明のままであり、10年前から見ると1.5倍増加しているというような数値がありました。本町では、徘徊の恐れのある高齢者はどのぐらいおられると把握しておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ご質問にもありましたとおり、認知症の症状は人それぞれ様々であり、認知症の方すべてが徘徊するわけではございません。地域包括支援センターの方に相談があった方で、徘徊する恐れがあるということで把握している方は、現在のところ10名の方でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 先程介護認定を受けている方で280名が認知症だといううちの10名が徘徊の恐れがあるということで登録されているというようなお話でありました。やはり実際から見ると、登録者数といったものは少ないのではないかと考えております。先程も申し上げたとおり、やはり周りの人から知られたくないとかですね、近所の人に煩わせたくないといった気持ちの方がまだ大きいのではないかと思います。行方不明時には大きな事故にならないように迅速な捜査が求められます。平日の日中は働きに出ている方も多く、捜索体制の整備も困難かと考えますけれども、町に連絡があった場合ですね、捜索の体制といったものはどのようになっているか。できればワンストップで健康福祉課に連絡が行くと、捜索隊が出るような体制といったものを整えるべきではないかと。また、地域と関係機関で共通の捜索手順また判断基準を整備した徘徊者捜索マニュアルといったものの製作も検討すべきと考えますけれども、そういった考えはないかお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 包括支援センターの立場でご回答させていただければと思うんですけれども、地域包括支援センターは先程来からお話があるように、高齢者の介護や健康などに関する相談窓口であり、行方不明者が介護認定を受けていれば介護の状況であったり、あるいはケアマネージャーが状況を心身の状況を一番把握しているところもありますので、ケアマネージャー等から情報をいただいてそちらを関係する団体等に連絡し、情報を共有し合って捜索をするという形になっております。また、具体的には、警察、役場危機管理係、町内会長、民生児童委員等へ連絡を速やかに行っています。

また必要によっては、家族に消防団への依頼であったりだとか、町内会の防災無線、町の防災無線の活用について助言などもしております。それからもう1点マニュアルの作成というお話もありました。こちらの方も先程来からお話しているように、認知症にはそれぞれの症状がありますので、詳細なマニュアルを作るということはなかなか難しいのかというように思います。ただ、早期発見というところがやはり重要であることには変わりはありませんので、どこに連絡するかだとか、誰に連絡するか、どういった団体に連絡するかなど、連絡体制や捜索手順を整理するマニュアルはぜひ作っていきたいというように思っています。また、行方不明等が発生した後には係内で検証を行い、職員一人ひとりの意識の向上であったりだとか、知識の向上であったりだとか、そういったことを図るようには努めているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 先程も答弁にありましたとおり、今後認知症の方は増えていくんだという見込みであるというようなお話でありました。徘徊者にとっては行方不明時、時間が経つほどリスクが大きくなるということで、早期の発見が重要になるかと思います。連絡しやすい窓口といったものをぜひ確立していただきまして、万が一のときに備えていただければと思うところであります。

また、行方不明の防止策についてお伺いしますけれども、先程も様々な行方不明を防止する策がとられているというようなお話がありました。私からは ICT 技術を活用しました GPS

端末を使った行方不明防止策をとってはいかがかと提案させていただきたいと思います。技術等の進歩によりまして位置情報発信装置といったものが非常に小型化しておりまして、防水機能もついたものが安価で入手できるようになっております。町でも様々な対策は施しているということですが、こうした位置情報発信装置を認知症の方に付けていただくと、家族の手元のスマートフォンで位置情報、どこにいるか詳細な位置情報が分かるということで、大事に至らずに済むことができるのかと思っております。

IC タグ、またリストバンドとして装着していただいておりますね、家族の安心感また搜索活動の負担軽減に繋げるべきと考えます。最近では自治体が導入しまして、無償で貸与するというケースが増えておりますけれども、本町でもこういった位置情報システム等の取り組みについて導入すべきと考えますけれども、考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 本町では、今の位置情報システムの取り組みといたしましては、認知症高齢者等位置情報システム事業ということですのですでに取り組んでおります。補助対象者としては、認知症高齢者等、また介護する親族ということで要綱を整備して取り組んでいるところでございます。ただ、先程のご質問の中にもありましたとおり、周知の方がまだ徹底していない部分もあると思っておりますので、技術の進歩等により、より簡単で安価な機器があれば、そういった情報も含め早期発見に繋がる機器として啓発していきたいと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 様々な本当に技術の進歩で認知症の徘徊といったものを防止するような器具が多く出ているということで、ぜひご家族等に周知いただけるようお願いしたいと思います。また、その防止策としまして、玄関にワイヤレスのチャイムを設置して、赤外線で人の動きを感知しまして、離れた場所にいる介護者、また家族に知らせるといったような機器もあるようでございます。これだと認知症の方が邪魔にならないと申しますか、体に器具を装着しないということで、普段の生活がしやすい中で徘徊防止といったものがとられるのかと思っておりますので、こういった器具もぜひ導入していただければと思うところであります。

認知症に対する恥ずかしさといったものが強くて、家族に認知症の人がいることを知られたくない。また近所の人を煩わせたくないといった気持ちが依然強いようでありました。地域との連携、誰もがなり得るといったお互いさまの時代として、たくさんの人の協力を心おきなく仰げるような町にさせていただけたらと思うところであります。2025年をピークに、高齢者数は減少傾向に転じるものの、認知症の方は増加するんだということでありました。一方、少子化が進んで生産年齢人口が減少し、見守り体制の整備といったものは困難なものになることが考えられます。今後の取り組みについてお伺いしますが、先程も出ました本年1月1日に施行された認知症基本法においては、認知症の人も尊厳をもって社会の一員として自分らしく生きるための支援や認知症予防のための施策を定めるものとなっております。

一昨日、12月3日には認知症施策推進計画が閣議決定されまして、認知症に誰しもがな

り得ることを前提として認知症になってからも、住み慣れた地域で希望を持って生きることができるとする新しい認知症観に立つことが示されております。基本計画が策定され、認知症への対応も加速度的に進むものと考えます。高齢になっても安心して暮らせるまちにするために、地域づくりなど認知症を支える今後の取り組みについて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 議員のご質問の中にもありましたとおり、認知症は65歳以上の5人に1人が発症すると言われており、誰にでも起こり得る病気だということで、私も認識しております。また高齢になるほど発症率が増え、95歳以上では8割の方が認知症になるということにも言われております。そういった中マスコミやニュースでは今の報道が広くされており、認知症への認識は広まりつつあると思っております。

しかし、一方で、それを支える地域の体制づくりというのがまだまだ進んでいないということも私も同じ思いです。家族を含め、地域の方が認知症の方にどうやって声をかけるかだとか接するかだとか、また認知症の方本人もどのように生活をしていくかだとか、そういったことがまだ広く認識されていない状況なのかと思っております。誰もが住みなれた地域で安心安全に生きていくという地域共生社会とは、認知症の方だけではなく、それを見守るすべての方の力が必要だと私も思っています。そのためには地域の輪、ネットワークをどのように連携していくかがやはり課題であり、重要なことだと思います。そのためには、やはりまちづくりは人づくりからと言われているように、様々な機会を捉えまして、私たち職員も地域に出向きながら、そういった機会を捉えて意識啓発に取り組んでいく必要があると思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 今ありました認知症キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座等の開催とかですね。先日の映画の上映等で、一般の方々にも徐々に認知症に対する理解といったものは深まっておるものと思います。ただ、やはり今あったとおり、地域の見守り体制というものはまだ必要なのかと思っております。やはり誰もがなり得ることとして先程申し上げました認知症安心ガイドブック等を活用して、ぜひ周知していただきたいと思うんですが、午前中の同僚議員に子育て応援BOOKに対して企画調整課長からは財政的な課題であったり、政策の変更に対応するためになかなか冊子の作成は難しいというようなお話がありました。

やはり出す側の気持ちではなくて、読み手のことを考えて、ぜひ町民の方々が手に取りやすいような冊子といったものを作っていただきたい。介護保険・高齢者福祉サービスガイドブックというものが発行しておられます。しかし、高齢者向けにあの冊子を読んで、どれだけ町の対応を知ることができるか、やはり認知症に特化した認知症の疑いがある方がセルフチェックできるように、また相談窓口といったもの、またその体制を1冊にまとめてですね、家族や地域の方が認知症を身近に感じられるような体制をとっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。
 - 議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 3時17分)
 - 議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 3時40分)
- 次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。
- 6 番（鈴木淳士議員）

<p>1. 子育て世帯の転入増加策 について</p>	<p>1. 沖縄県嘉手納町では「子育て応援BOOK」を作成し、全庁的な支援策を展開している。本町でもこれを参考にして、一層充実した支援策の展開が図れないものか所見を伺う。</p> <p>2. 児童数の減少が心配される東郷地区への子育て世帯転入推進策が必要になるものと考えられることから、現在進行中の桜木地区の開発計画と併せて、東郷地区への対策に関する所見を伺う。</p> <p>3. 町内への保育施設設置が増加している中、町立保育施設等の運営が危惧されるところであり、各施設設置者としての対応策を伺う。また、児童の減少が改善されなかった場合には義務教育学校等の検討が必須になることから、学校設置者としての所見も伺う。</p>
<p>2. ふるさと応援寄附金の「使い道」の適正化について</p>	<p>1. 子育て支援策はじめ、町民全体の健康増進策や消防・防災対策、産業振興と雇用対策並びに道路整備のインフラ対策など、ふるさと応援寄附金の「使い道」を申込者が自由に選択できる制度になっていることから、更なる信頼確保のためにも当該「使い道」毎に分類した予算・決算を明示して公表するなどの適正化が図れないものか所見を伺う。</p>

令和6年第6回三川町議会定例会において通告に従い一般質問を行います。

初めに子育て世帯の転入増加策についてであります。沖縄県嘉手納町では「子育て応援BOOK」を作成し、全庁的な支援策を展開しています。本町でもこれを参考にして、一層充実した支援策の展開が図れないものか所見を伺います。

児童数の減少が心配される東郷地区への子育て世帯転入推進策が必要になるものと考えられることから、現在進行中の桜木地区の開発計画と併せて、東郷地区への対策に関する所見を伺います。

町内への保育施設設置が増加している中、町立保育施設等の運営が危惧されるところであり、各施設設置者としての対応策を伺います。また、児童の減少が改善されなかった場合には義務教育学校等の検討が必須になることから、学校設置者としての所見も伺います。

次に、ふるさと応援寄附金の「使い道」の適正化についてであります。

子育て支援策はじめ、町民全体の健康増進策や消防・防災対策、産業振興と雇用対策並びに道路整備のインフラ対策など、ふるさと応援寄附金の「使い道」を申込者が自由に選択できる制度になっていることから、更なる信頼確保のためにも当該「使い道」ごとに分類した予算・決算を明示して公表するなどの適正化が図れないものか所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の子育て世帯の転入増加策について、1点目の子育て応援BOOKに関するご質問ですが、本町におきましては、妊娠期からの子育て相談窓口や、子どもが生まれてからの事業や助成制度など、制度等の変更にも対応した最新の「三川町子育て支援情報」を毎年作成し、町内の保育園や小学校を通じて保護者に送付しているところであり、また、子育て支援センターや町内の小児科、金融機関、不動産事業者等にも配置するなど、町の支援策の周知に努めているところであり、また、ホームページへの掲載やLINEを活用し情報発信するとともに、出生届出時には相談会や教室の案内をするなど、それぞれの機会に応じた情報の提供にも努めているところであり、今後とも、これらの取り組みを継続しながら、子ども・子育て支援計画のアンケート調査も参考にし、子育て支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の東郷地区への子育て世帯転入推進策に関するご質問ですが、町ではこれまで、定住人口の増加を図るため、町内3地区における均衡ある発展を目指して住宅地開発を推進してきたところであり、そうした中、東郷地区におけるここ数年の出生数の極端な減少につきましては、町としても今後の出生推移を非常に危惧するところであり、喫緊の課題であると捉えているところであり、ご質問のように、住宅地開発は有効な対応策の一つではありますが、農用地区域の除外に関連する計画の策定等には相当の時間がかかるものと考えているところであり、

次に、3点目の町立保育施設等の運営に関するご質問ですが、平成13年4月に町立みかわ保育園・幼稚園を開園してから、町内では民間事業者による保育施設が2ヵ所開設され、待機児童もなく入所ができています。近年は、出生数の減少に伴い、入園児数も減少傾向にありますが、産後休暇や育児休業明けからの年度途中での入園もできるよう、町内3施設での入園調整を図るとともに、更に年齢ごとの園児数、病児・病後児保育等の状況に応じた職員を配置するなど、園児数や事業量に即した運営に努めているところであり、また、児童の減少が続くような場合には、今後、学校のあり方についての検討も必要になってくるものと考えております。

質問事項2のふるさと応援寄附金について、その使い道の公表等に関するご質問でありま

すが、本町の寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の申込書において、町の総合計画を踏まえた10の使い道を提示し、寄附者から選択していただいております。また、使い道ごとの施策や事業については、町のホームページからの申し込みのほか、町が利用する複数のふるさと納税のポータルサイトにおいても同様にお知らせをし、選択していただいているところでもあります。寄附金の実績につきましては、町ホームページの寄附金の使い道に紐づけされたポータルサイトにおいて、年度ごとの寄附金総額とともに、前年度については寄附金の使い道ごとに、件数や金額などの実績を掲載し公表しているところではありますが、それ以上の公表については、他自治体の例も参考にしながら、内容を十分に検討し、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、2回目の再質問をさせていただきますが、まず最初に先程来同僚議員からも再三要望が出ております子育て応援BOOK、これですが嘉手納町で編集した資料でございます。非常に参考になる資料ということで、今般本議会においても提案させていただいているわけですが、先程来同僚議員の質問に対するご答弁がありますとおり、財政的な問題とか、これまでの本町で実施している実績等もあるということについては十分認識しておりますが、その中で私も特にこの子育て応援BOOKについて評価をしたところは先程同僚議員からも少し話がありましたけれども、嘉手納町内の関係部署の職員がいわゆるプロジェクトチームといいましょうか、合同会議を開いての内容の検討に当たっているというような、その取り組みをぜひ我が町でも展開していただけないものかということでもあります。

過去においては、様々な重要事業があるたびに、関係職員が集まってのプロジェクトチームというような対応を図ってきたわけですがけれども、こと子育て支援に関して、確かに先程來說明があるとおおり、担当課、所管課の子育て支援策は個々に展開されておるわけですがけれども、それを一体的な形で組織的に検討する、あるいは今現在執行されている子育て支援策に対しての改善策といったものについての意見交換の場というのは、なかなか役場庁舎内ではなかったのではなかろうかというようなことを感じたものですから、ぜひともこれから一層重要になる子育て支援策について、全庁を網羅した形での組織的な取り組みという部分で、もしお考えがあれば所見をお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 子育て応援BOOK、本町においては子育ての情報ということで、今のような形で町民に対して情報を提供しているところでございますが、本町においても以前だいぶ前になります、今紹介がありましたような、そういうブックタイプのものを配付した経緯がございます。ただ、有効期限が1年であります。中身が1ヵ所でも変わった場合、もう町民の前には出せないものになってしまうということから、あまり立派なものを作ってももったいないというような意見が多く出まして、それで関係課が一緒に集まって検討し、今の結果になったところでもあります。財源的にどうこうという問題ではございません。もったいないということでもあります。

そして今現在はたぶん子育て支援室が中心になってそれを作成しているところですが、その載せ方等については子育て支援室、教育委員会、健康係、福祉介護支援係、関係課が一緒になって検討して、そのペーパーを作成しているはずですので、程度に差はあるのかもしれませんが、沖縄の嘉手納町と同じような経過を経て作成されているものだということがご理解いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 了解いたしました。ぜひとも関係課の職員総掛かりで様々なアイデアを出し合いながら、より一層の効果的な子育て支援策というものを展開していただければということをご期待申し上げたいと思います。

次の質問も少し難しい話になろうかと思いますが、まず最初に皆さんのお手元にも学区別出生数という一覧表が配布になっているかと思いますが。実はこの資料を入手するにあたっては、事業報告書の住民基本台帳事務の報告、いわゆる転入転出、そして出生死亡といったことで、毎年、毎年度の異動が、住民票の届け出の異動が集計表になっているわけですので、これを過去に遡って複数年にわたっての資料をもらえないかということで、少し私としては安直な軽い形で、本来であれば議会事務局長を通して一般質問に使う資料ということで、当局に請求すべきだったところを安易に、町民課長に複数年にわたる資料を出してもらえないかということでお願いしてしまいました。

その際、「はい、分かりました」というようなことで快諾いただいたところ、資料をもらいに行きましたら、非常に学区別ということで学年別というようなことで、担当者は4月1日生まれが存在するかどうかというようなことを各年にわたって把握しながら集計を作られたということで非常に苦労したんですというような話をそれは申し訳ないことをしたことと併せて三川町情報公開請求書を書くようにということで、これは先程答弁いただいた副町長からの指示で書くようにということで書く羽目になった、書いたという経過がございます。

一般質問の参考資料ということでお願いしたはずのものが、なぜ情報公開条例に基づく三川町情報公開請求書まで波及したのかという部分については、先般の私1人にとどまらず、これからの一般質問で行政資料をお願いする場面があるかと思いますが、この手続が果たして必要だったのかどうかということについては、定例の議員懇談会の方に報告させていただきまして、議会と当局との今後の調整ということで、お願いしておりましたので、ぜひ善処をお願いしたいと思います。

問題は先程の答弁にもありましたが、非常に想定外で東郷地区の出生数が少ないということでもあります。ぜひここは答弁にもありました住宅政策、転入者を確保するための町としての住宅政策等を全地区均等な形で進めてきたはずにも関わらず、東郷地区が大幅に減少しているというようなことでありまして、当然、今の状態ではまだ大きな問題意識を感じないところではありますが、ここ数年後には今度は学校の設置者として3小学校の運営をどうするのかというような話になるわけですので、出生数減少による学校運営、学校運営対策に関しての町長の所見をぜひお伺いしたいと思いますので、これからの改めて東郷地区への政策を

含めた形で、学校問題についての所見をお伺いできればと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の鈴木議員の質問の中における町内の出生数における将来的な課題ということは、私もある面においては、将来のそれぞれの3地区のバランスという部分と、小学校の運営をどのようにするかというような課題が出てまいりました。これは議員もご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大というような影響により、令和2年、3年、4年というこの3年間の出生数がやはり平年に比べると2割、あるいは3割近い出生数の減少というようなことがございました。そして、令和4年からは、今度は地区のバランスということから、先程資料にもございますように、4年、5年が1桁というような出生数になったというようなことから、将来の小学校区の運営をどうするかということは当然課題として捉えているところであります。

この一つの課題の中における対応策については、全国的にも今複式学級あるいは義務教育学校、更には全国にはこの児童数に関わらず、単独の学年を維持するというような対応をしている自治体もございます。そういうことから教育委員会でも将来的な学校経営という部分についてのやはり他の自治体もそのような動きをしているということからすれば、本町でも想定した対応策というのは当然講じていかなければならないというようなことで、すでに教育委員会では教育長を中心としてその対応策について検討に入っているという状況でもあります。

一方、やはり3地区のバランスといったことからすれば、やはり安定的な児童数を確保するというようなことからすれば、三川町に転入をしていただけるような、今回の一般質問等でも、議員の皆さんからの質問の中にもあります、やはり子育てというような環境整備によってこの出生数の増加策に繋げるということも、やはりこれからの3地区の学区の維持ということについても、当然検討を進めなければならないというようなことで関係する課の方においても、すでにその検討に入っているというようなことでありますので、鈴木議員からのこの出生数における様々な課題に対しての、町に対してのこの質問の中においては、やはり町全体としての課題として捉えていかなければならないことだというように思っておりますので、今後各課と連携しながら対策を進めていくように対応をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） そこで具体的に東郷地区の子育て世帯等の誘導策という部分では先程の答弁にもありましたのですが、農振地域が網が全面的にかかっているということで、非常に宅地開発が難しいという中で、今現在も桜木地区の開発が進んでいるわけですが、今度は北側の開発について、桜木地区の開発を進めるのかどうかというようなことも含めてですね、考え方をお伺いしたいんですけれども。まずは前も1度提案したことがあるんですが、なかなか近隣、ストレートに話をしますと、鶴岡市内なんかは非常に空き家、空き地対策がどんどん進んでいる状況で、とある不動産会社の看板が非常に目につくような状況。

アパートはどんどん建ち続けていると言っても過言ではないほど、空き家、空き地対策が進んでいるという中で、非常に三川町がこれに対抗して、当然目の前の茅原団地もありますし、非常に厳しいということから考えると、かつて私も提案させていただきましたが、北側については高齢者向けの町営住宅と併せて子育て支援の町営住宅といった一体的な福祉対策の町営住宅を整備して、本当は医療機関を誘致したいということで、庄内町の庄内余目病院の方に掛け合ったところ、残念ながら一足早く地元庄内町から釘を刺されましたというようなことで計画化ならなかったということもあります。これからの桜木地区の開発と併せて東郷地区の農振除外は非常にハードルが高いとはいうものの、民間業者がこれに立ち向かって一切対抗できないという中で、行政であれば正当な住宅地開発ということであれば、工業団地の造成を実施していると同様に住宅開発もあながち不可能ではなかろうというように感ずるところですが、その辺桜木地区の開発の見通しを含めて東郷地区への宅地造成の見通しについて、ぜひ所見をお伺いできればと思います。いかがなものでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました桜木地区の第2期の計画についてでございますが、三川町全体の人口の減少、それから子どもの数も三川町全体を見ましても減少しているというところであり、やはり今後の町においての住宅地開発、そういった政策的な部分は必要であろうというところでもあります。そういった中で特に東郷地区が極端に減少してしまっているというところで、町としても東郷地区におけるその対策、どういったことができるかという部分を内部で検討したところではありますが、やはり議員ご質問のとおり、農業振興地域の規制というのが大きくあります。

ご質問には町が取り組めば何とか宅地開発できるのではないかというようなご質問でありましたが、やはり農業振興地域の設定されている農地法の上位計画的なものに基づいた開発であれば、ある程度できるんですが、これから町が行おうとしている宅地開発については、そういった部分では農地法の上位法に当たるような事業展開は現時点では無理だということであり、町長答弁のように実施するには相当の時間を要するというような答弁になったところでもあります。

そういった状況ではありますが、やはりこの東郷地区の状況に対する至急、緊急的な対策は何かしらしなければならないというところで、既存の集落内で三川町内全体に空き地なり空き家なりあるわけではありますが、そういった部分に民間の事業者が入ってきてくれれば一番ありがたいんですが、それを誘導するような策として、建設環境課の方と検討課題として話し合いが進められているんですが、民間のアパートあたりを誘導するような政策がとれないかというところの内部での検討を始めているところでもありますので、今後その実現に向けて更に調整を図っていきたいというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひいい方向に向かって進んでいくことを祈念するところでもありますので、関係者皆さんでぜひ頑張ってくださいと思います。もう一つ、今は東郷地区の問題について触れさせていただいたわけですが、別表にあるとおり、出生数年々減少して

いくというようなことになりますと、先程の質問でも触れましたとおり、町立の幼・保園、テオトルの一部を貸し付けするような形で学童保育所を運営しているわけですが、これから民間の同様の施設が増えてくるという中では、答弁で入園者、入園児童の調整を図るというような答弁があったように聞いておりましたけれども、実はこれは非常に危険な話でして、私も調べたんですが、児童福祉法では市町村が確かに入園についての調整はできるとはなっていますけれども、その前提条件は、保護者からの要請に基づいて初めて調整できるという規定になっておりますので、町が積極的ないわゆる施設ごとの人数振り分けのための調整というのは、非常に危険性が伴う、法に抵触する可能性も大きいというように読みとれましたので、ぜひ慎重な対応をお願いしたいと思います。

併せて学童保育、学童児童クラブの場合は、法的な規定が全くなくてですね、今紹介しました児童福祉法に準じた形で、学童保育所についての調整ができるというようなことでありますので、これも前提は保護者からの意向を十分確認した上での調整というように認識しておりましたので、慎重な対応をお願いできればと思います。敢えてご答弁は求めませんが、そういう意味では非常にこれからの数年後の施設の運営については非常に厳しいものが出てくるのではなかろうかというように感じるところでして、学校運営についても町長から答弁いただきましたが、参考までに藤島地区の小中学校、まずは地区全体で合意形成がなされたということで、義務教育学校に向かっていくということが先般から報道されておるわけですが、これが地元への説明会はかれこれ3年前の2022年からスタート、始めてようやく3年目で合意形成がなつたと。中学校小学校の建設が今、来年度、再来年度に行うというものではなくて、改築が非常に中学校、藤島中学校が危険校舎になりつつあるということで、改築の計画を実施するということは、つまりは改築まで5、6年先の話をすでに地元からの合意を取りつける取り組みを行っているということからしますと、三川町についてもより早めに対策を講ずるべきだと思いますので、ご提言申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問がふるさと応援寄附金、この使い道ということについては、先程来同僚議員からも質問がありました。同僚議員からは学校給食費の無償化という部分での財源確保というような話であったわけですが、私も以前からこのふるさと応援寄附金についてはきちんとした使い道というものを明確にすべきではないかというようなことで、どういう手法をとるかといいますと予算編成上収入として3目1節ふるさと基金を設定しているわけですが、これに内訳というもので、枝番をつけて細節管理という少し財政用語で恐縮なんですけれども、より細かく振り分けた形で管理すれば、先程町長の答弁にもありました使い道10項目の細節を設定してそれぞれ寄附申込者が申し込んだ金額、相当額を一つずつ積み上げていくというようなことをすれば、少なくとも決算書には基金の一覧表が出てくるわけですので、細節管理すればふるさと基金の内訳がどういう10項目に振り分けになっているかということが一目瞭然で分かるわけですが、そういったまずはシステムの話で恐縮ですが、三川町の財政システムも可能であろうと、他社の財政システムを確認しましたら、十分可能ですよというような答弁でありましたので、先端を行っている三川町の財政システムも細節設定は可能と

いうように認識していますが、その辺については財政当局からの説明をお願いしています。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 本町の財務会計システムが最新かどうかというのは承知していないところでありますが、他社に劣るシステムではないというようにも認識しております。それぞれ町の予算執行に伴います事業等、詳細についてもそれぞれコードを設定して予算計上、それから支出で決算という流れになっております。議員の質問にありましたとおり、確かに細かく例えば大きいコード、非常に番号桁数も多くなろうかと思いますが、そういう形で設定すればできないことはないというように思います。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひその細節管理ということで、寄附者が申し込みの段階で選んだ項目にきちんと積み立てしていく、これが寄附を寄せてくださった方への義務であって、行政としての責任というように強く感じております。ふるさと応援寄附金というのは、これは三川町役場に寄附されたものでもない、ましてや、阿部町長に対して寄附されたものでもない。三川町民全体の財産として寄附を受けたものですから、町民に対しての説明責任というものも明確な形で存在させるということが重要だというように考えています。

昨今のアメリカの大統領選挙から始まって、様々国際情勢も厳しい環境になってきている。そうすると、今までは国から潤沢な交付金、交付税がもらえていたものが、いつその財源が国の別の分野に振り分けられるか分からないというようなことからしますと、ふるさと応援寄附金は非常に貴重な財源になるであろうということを考えますと、なおさらその寄附者からの申し込みによる目的に則った形で活用するということが非常に重要になるだろうというように感じております。

ぜひ透明性を高める。これは我々議会も予算を決定するという責任ある立場ですので、本来に不透明の今のところ一般財源という形でどこに消えたのか分からないような状態で、ふるさと応援寄附金が使われているということについては、なかなか納得いかないところもあって、予算決算を議決する議会の立場も十分考えていただいて、透明性のある取り扱いをお願いしたいと思います。これが透明性が確保されますと、先程紹介しましたように、子育て支援策の中の一部を給食費の無償化の全額とは言いませんけれども、いくらか補助金、今現在は補助金という形で給食費をいくらか軽減しているわけですが、これがより一層明確な形でふるさと応援寄附金から学校給食費の皆さんの負担軽減に繋がっているんだよということがアピールできる話ですので、そういった活用を進める意味でも、細節管理でのふるさと寄附金、ふるさと基金の管理をお願いしたいと思います。

参考までに、遊佐町では非常に細かくこのふるさと応援寄附金の充当先を明示しています。たぶん皆さんこの一覧表はご覧になったことがあるかと思いますが、この中には広報発行費、広報ゆざ印刷費ということで1,000万円の充当をしていますよというようなことを堂々と載せているんですね。つまりは先程経常経費には充当していないというような話もありましたけれども、一般財源ということは経常経費であろうと投資的経費であろうと自由に使えるというものではありませんので、そこは制限なしというように考えていただいていた方がいいかと

と思いますが、各種の事業費のほか遊佐町では広報印刷費にまでも使っているということを公然と公表しているというような例もありますので、ぜひ三川町でも考えてもらいたいというように思いますが、こういったふるさと応援寄附金の使い方については、どのようにお考えになっているか、所見をお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ふるさと応援寄附金またはふるさと納税、制度が始まってから相当の年数等が経過しているところであります。議員ご承知のとおり、スタート時点は納税といえますか、所得税の控除等の関係もございまして少額からスタートし、その後国の税としての取り扱いがどんどん変わってきて、現在の形になったところでございます。現在、今回の12月議会定例会において補正をさせていただきました。幸い、前年度よりも多い寄附金が見込まれるということで、非常にありがたいというように感じているところです。

ただし、昨年度の場合は4億円を割り込み、かつてその倍ぐらい7億円とか、そういう年度から比べますと財源として活用するにあたっては、やはり財政を預かる部署として給食費といえますか、それだけではないわけでございます。子育て支援策。先程教育課長が申し上げた説明した内容においては、やはり一旦給食費として町が無償化いたしますと当然、その経費については将来的な子どもといえますか、保護者もやはりその恩恵は受益する必要があるだろうということだと思います。そうした場合、ふるさと応援寄附金は制度もそうですが、その納付額については担保されたものではございません。ですので、今後潤沢にあるところは別といたしまして、本町の寄附金の額とか、その年度の多かたり少ないという現状を踏まえ、もう必ず支出しなければならない経費として充当するということには、非常に慎重にならざるを得ないということでもあります。

ただ、政策事業としてふるさと応援寄附金の方には、一過性だけではなくて、何とか少額でもいただいた寄附を有効に使おうということで、例えば地域公共交通デマンドタクシーの財源として活用したり、そういったところでも寄附の意向にできるだけ沿うような形で活用しているという状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 給食費の無償化という言葉が少しクローズアップされていた答弁かというように感じたところですが、決して完全無償化しなさいという考えは私も持っておりませんで、先程来話をしているとおり、基金化することによっていくら予算として使ったのか、あるいは寄附を受けて積み増しになったのかというその数字が明確になる。そうすると、例えば給食無償化に努力しているということでの補助金の交付はいくらこの基金から積み下ろしましたよということで、これが積み立てになっているわけですから、当然年々少なくなっていく。そうすると、基金残額はこれしかないの、もうこれ以上はできないというような説明責任も果たせるということで運営するのが、まさに財政運営というように認識しておりますので、ぜひ柔軟な考え方で検討いただければと思います。

様々と学校問題含めて幅広い分野で一般質問をさせていただきましたが、なかなか難しい問題というようなことで、今回一般質問を準備させていただきましたけれども、当局からは

ぜひとも様々な面での工夫を凝らしていただきながら、それぞれの課題に対して善処いただくことをお願いしまして、以上で一般質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 日程第2、「付託事件の委員会審査期限延期要求」の件を議題とします。

総務文教常任委員会に付託した請願第2号「学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願」の件については、昨日中に審査を終えるよう期限を付けましたが、別紙のとおり、審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、総務文教常任委員会委員長より延期理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

委 員 会 審 査 期 限 延 期 要 求 書

令和6年12月4日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

記

付託事件

請願第2号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出に関する請願

令和6年12月5日

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木 淳 士

三川町議会議長 志 田 徳 久 殿

○議長（志田徳久議員） ただいま総務文教常任委員会委員長より会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。

本件は委員会要求のとおり、審査期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで審査期限を延期

することに決定いたしました。

○議長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会します。

（午後 4時27分）

令和6年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年12月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸 議会事務局長 飯鉢 凜 書 記
井上史則 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 12月6日（金） 午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	1名	
日程第 2	議第61号		いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議第62号		三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議第63号		三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議第64号		三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
日程第 6	意見書第1号		国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

○ 閉 会

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員）

- | | |
|-------------------|---|
| 1. いろり火の里の今後について | 1. いろり火の里の「なの花温泉田田」や「なの花ホール」、「物産館マイデル」は町の施設であり、町が維持しているが、同じエリアにある三川町ショッピングセンター開発協同組合（ラコス）は民間施設のため自己努力で維持管理されている。民間施設とはいえ、ここも町の重要なインフラ施設だと考え維持に町が支援をしていくべきと考えるが、町の考えを伺う。 |
| | 2. 休日を中心にキャンピングカーが増えているように感じる。今後も増えると思うが町の考えを伺う。 |
| | 3. ここにある遊具には、天気の良い日にはたくさんの家族がやって来て順番を待っている子どもの姿を見かける。この人気を保つための考えを伺う。 |
| 2. 洪水に備えた減災対策について | 7月の大雨で本町にも洪水被害が発生した。地震と違い台風や大雨は発生予測が付きやすい災害と考える。 |
| | 1. 洪水に対する排水ポンプの準備は問題がなかったか。 |
| 3. 地域公共交通活性化について | 1. 公共交通のバスやタクシーは広域的に運用してこそ役割を果たすことから、周辺自治体との協議が肝であると考えますが、広域的な協議は行われているのかと、今後の取り組みについて伺う。 |

2. 他自治体で行われている事業に「呼べば来るオンデマンドバス」があるようだ。本町でも有効な事業と考えるが、考えを伺う。

令和6年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず1問目、いろり火の里の今後について。

いろり火の里の「なの花温泉田田」や「なの花ホール」、「物産館マイデル」は町の施設であり、町が維持していますが、同じエリアにある三川町ショッピングセンター開発協同組合（ラコス）は民間施設のため自己努力で維持管理されています。民間施設とはいえ、ここも町の重要なインフラ施設だと考え維持に町が支援をしていくべきと考えますが、町の考えを伺います。

休日を中心にキャンピングカーが増えているように感じます。今後も増えると思いますが町の考えを伺います。

ここにある遊具には、天気の良い日にはたくさんの家族がやって来て順番を待っている子どもの姿を見かけます。この人気を保つための考えを伺います。

2問目、洪水に備えた減災対策について伺います。

7月の大雨で本町にも洪水被害が発生してしまいました。地震と違い台風や大雨は発生予測が付きやすい災害と考えます。洪水に対する排水ポンプの準備に問題はなかったか伺います。

3問目、地域公共交通活性化について伺います。

公共交通のバスやタクシーは広域的に運用してこそ役割を果たすことから、周辺自治体との協議が肝であると考えますが、広域的な協議は行われているのかと、今後の取り組みについて伺います。

他自治体で行われている事業に「呼べば来るオンデマンドバス」があるようですが、本町でも有効な事業と考えますが、町の考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のいろり火の里の今後について、1点目のショッピングセンター「ラコス」に対する支援に関するご質問であります。この民間施設は、いろり火の里整備事業に合わせて建設されたものであり、その際、用地取得や造成に係る事業費は町が負担しており、完成した敷地の一部を低廉な金額で協同組合に貸し付けしているところであります。また、共用で使用している駐車スペースについては町が維持管理していることから、一定の支援はしているものと考えております。更に、いろり火の里施設におけるイベントや道の駅機能により、ショッピングセンターへの集客効果をもたらしているものと捉えております。

また、特定の民間事業者に対する支援策につきましては、他の事業者との平等性、公平性の面から、慎重に検討しなければならないものと考えております。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

いろり火の里施設は、複合的機能を有する町の交流拠点として整備した施設であり、そうした観点では、多くの方々が広々とした駐車場での中泊や大型遊具を利用するために訪れていることについては、所期の目的が達成されているものと評価しております。

また、県内はもとより全国の道の駅においては、様々な特色を持たせた道の駅づくりに取り組んでいる事例が多くありますので、道の駅を有するいろり火の里といたしましても、利用者のニーズを捉えた魅力的な施設整備に継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、質問事項2の洪水に備えた減災対策について、排水ポンプに関するご質問ですが、本町におきましては、大雨等による洪水被害を防ぐための対策として、強制的に河川に排水するポンプ施設のほか、住宅等への浸水が見込まれる場所においては、町消防団による排水活動や国や県が保有する排水ポンプ車の配備、更には、町建設業協会との災害協定に基づく排水ポンプの稼働など、洪水に備えた体制を整えており、7月の大雨の際もそのように対応したところであります。

また、台風の接近や大雨が見込まれる場合には、気象庁が発表する台風の予測進路や雨雲レーダーの降水量予測などを総合的に勘案し、早期に関係機関や事業者等への配備を依頼し、対応していただいたところであります。

しかしながら、7月25日からの大雨におきましては、気象庁も予測が困難な線状降水帯の発生や2度の大雨特別警報が発表されるなど、想定を超えた雨量により被害が拡大したものと捉えており、今回の経験を生かすため関係機関等と課題を共有し、検討を重ねながら洪水の被害防止や減災について、対策を講じてまいりたいと考えております。

質問事項3の地域公共交通の活性化について、1点目の公共交通に係る広域的な協議に関するご質問ですが、鶴岡市、三川町、酒田市を結ぶ路線バスにつきましては、乗降者数の減少や燃料費、人件費の高騰などの影響により、民間事業者による継続的な運行が厳しい状況にあることから、路線維持に向けた課題について、県と2市1町での協議を行っているところでありますが、今後とも引き続き国や事業者の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目のオンデマンドバスに関するご質問ですが、本町におきましては、同様の事業として、現在デマンド型タクシー「でんでん号」の運行を実施しているところであります。このでんでん号につきましては、車両が小型で集落内にも入って行きやすく、ドアツードアの運行も可能であることからタクシー車両による事業を展開しているところであります。引き続き、利用者の声を大切にしながら交通弱者対策としての事業を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは、今ありました三川町ショッピングセンターの方は、公平

性なところから維持管理は町は今のところ考えていないというような町長答弁がありましたけれども、私のこの質問にも書いたように、ここのショッピングセンターについては、やはり個人事業者という観点よりはむしろ町の重要なインフラの一つというように私は捉えています。これを他の個人事業者と同レベルで扱うのはどうかなというように私は考えますけれども、この辺はやはり同じ公平性というところから考えているというのは、もう一度お聞きしますけれども、そのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁の繰り返しになるかと思うんですが、やはりあくまでも民間の事業者であると。その立地にあたりましては、三川町の方で造成した土地を安く貸しているという部分で支援をしておりますし、駐車場につきましての舗装の修繕なども町が行っているところでもあります。また、除雪についてもみかわ振興公社の方が行いながら、ラコスの営業の方にも支援をしているという状況でありますので、町としては一定の支援はしているという捉え方をしております。ということで、更に個別の支援というのは、現時点では考えていないというところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 個人事業者というところは何ら間違いではございませんけれども、やはりあそこの場所というのは、いろり火の里のにぎわいという点では、何回も言いますけれども、町の重要なインフラというように考えます。一定の支援はしたと。それは建設する場所の造成だとか駐車場の維持管理は町が行っているということでありましたけれども、それはラコスのためだけではなくて、道の駅として行っているものを少し広げて一緒に行っているという程度でありまして、やはり民間企業でありますけれども、経営そのものは、今のコロナ禍もありまして様々大変なところは一緒かというように思います。

でも、これは民間の企業だからといって、そういう声はまだありませんけれども、もしそこに入っている人たちがもうやっていけないと、これ以上はもう無理だと言ってやめとなった場合、これは民間だからどうぞ自由にお引き払ってくださいというようなスタンスでいいのでしょうか。やはりこれは町民の買い物の町のインフラとして、それだけの個人商店というよりは、中に入っている商店はそこだけで行っているのではなくて、別にもきちんと営業もされていると。どちらかという町のにぎわいのために一生懸命頑張っているというような感じに捉えていますけれども、やはり個人営業でありますので、自由に、もしやっていけないといった場合は引き払ってくださいということで考えていいのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員からのいろり火の里の施設におけるラコスの支援というような質問の内容の割には、ラコスの経営支援というような部分が、非常にそういう視点での質問のように受けとめられるのですが、町野議員もご承知のとおり、いろり火の里施設の整備にあたりましては、本来は道の駅機能というようなことを中心に考えていろり火の里の整備があったわけでありまして、その際に三川町の商業者が、ショッピングセンターラコスとしての商業協同組合というような形での一事業所、しかも法人としての事業者ということか

ら、どこで事業展開をするかといったときにおいて、三川町がいろり火の里整備をするということであれば、そのいろり火の里の施設の中で営業したいというような非常に強い思いがあったというようなことで、現在の位置にショッピングセンターラコスが開店をしたという経過でございます。

こうした中において、様々ないろり火の里の中でも非常に来町者等を含めた道の駅の利用者に支えられてきたという経過の中において、やはり第一義的には法人のその経営内容、特にスタート時点からの様々な状況におけるご苦労も私は十分受けとめながら、そして町としても様々な支援を行ってきたところでもあります。

こうした中、やはり今の経営の中における様々な課題等も、今までの中においては聞いてきた経緯もありますけれども、幸いにもコロナ禍においては非常に利用者も安定しているというようなことも聞いてはいたのですが、しかしながら今の大型商業施設も含めてですが、一部そのスペースにおいて利用ができていないというところに対しての様々な町内の商工業者の方々からの支援をいただきながら現在の運営に至っているということからすると、やはり本来のショッピングセンターラコスの今後の経営ということを支援するのか、あるいは、いろり火の里施設の一事業者としての対応ということからすると、やはりそこは分けて考えていかないと、どう対応するかというのはやはり町として今後の課題でもあるというように受けとめているところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 民間企業でありますので、苦しくなったから助けてくれと、では、逆に儲かったときに町にたくさんお金を出すのかと、それはそうではないんですけども、ただ同じあそこのエリアの中で、商店の経営にどうのこうのではなくて、やはり建物そのものがもう25年近くなっていまして、それなりの老朽化してきているような状況にあるというように思います。それをリニューアルも含めて様々やろうとすると、なかなかやはり厳しい状況があるというようなところで、経営そのものよりは建物、あそこの中にある建物の維持というところで支援ですね。もう全部出すとかではなくて、ある程度応援の意味で支援という形がとれないのかなというように私は考えますが、町の見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問の中で、実は近年、ラコスが現在入っております建物についてトイレ等の故障が発生をしたということで相談に來られました。現時点では町としてのいわゆる建物に対する助成等はございませんので、県あるいは鶴岡市の商工関係団体、あるいは県その他関係団体にも問い合わせをいたしまして、何か助成というものはないかということで問い合わせを行ったところでございます。

ただ、残念ながら、これはよくある話なんですけれども、いわゆる新規の建物については様々な助成や補助金があるんですけども、いわゆるリニューアルにつきましては様々な要件がありまして、残念ながらラコスの改修の部分については該当する助成金がなかったという状況でございました。

その段階でも、様々探す中での話の中で出てきたんですけども、いわゆる建物の老朽化

というのは当然発生をしてくる中で、その中でどの時点でいわゆる補強という形にするのか、あるいは建て替えという形になるのか、その判断というのが出てこようかと思えますけれども、現在のところはまず故障箇所部分は改修を行うと。その後、現在の建物をなるべく長く使いたいというようなご意向でしたので、その部分につきましては、その時点では担当の方とのお話をさせていただいたということで、現時点では対象となる助成金等については該当ならないというところでございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 他の補助金は対象にならないというのは分かりましたけれども、私が言いたいのは町が応援するべきではないのかと。やはり町のインフラの一つとして、他に補助金がなければ町が単独で支援していく考えはないのかをもう一度伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今のお話ですと、町独自の助成ということですが、先程企画調整課長がご答弁申し上げましたけれども、現時点では町のインフラの一部としては、町ができるところの分については支援を行っているということで、それ以上の部分については町長答弁にございましたが、いわゆる企業体に対する助成というものの線引きというものが、どの時点でどの部分で行うかという判断が必要になってこようかと思えます。今のお話ですと、町のインフラの部分と企業体、個人企業体に対する支援の部分について若干曖昧なところがございますので、現時点では支援というところについてはまだ判断いたしかねるというところでございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） なかなか固い、あれですけども、やはり私としては町の重要なインフラとして維持していくべきかなと。同じ中にあるなの花温泉田中は屋根を直したり、経営が足りなければ町でお金を出したりと様々行っていますけれども、同じあそこのエリアの中で出ていかれたら困るわけですので、それなりにやはりみすばらしい建物でもイメージも壊しますので検討の方をお願いしたいなということで、次の質問に行きます。

いろいろ火の里にキャンピングカーが増えて、道の駅のニーズを捉えて継続的に行っていくということでしたけれども、今現在私が考えるには、キャンピングカーが増えているので、その辺の対応、充電器なりグランピングというかそういう方が泊まりやすいような整備もしていく必要があるのではないかなということで思っています。町長答弁にニーズを捉えてということで、ニーズをどのように捉えて、今現在どのような計画をお持ちなのかお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） いろいろ火の里につきましては、ご質問のとおり確かにそのキャンピングカーなり車中泊をしている方が増えている。以前からだいぶあったんですけども、昨今のキャンピングカーブームに乗ってまた増えてきているのかなと印象は持っております。そういった中で県内の道の駅においても、RVパークという区画を設け運営しているところもあります。三川町のいろいろ火の里においても、内部でそういったRVパークの整

備ができないかという検討をした経過もありますが、当時はまだ財源的な部分もあり、なかなか整備まで至らなかったというところであります。

三川町のいりり火の里につきましては、インターネットの SNS など、まず温泉があり、ショッピングセンター、スーパーマーケットがあり、24時間使用できるトイレがあり、あとはクリーニング的な洗濯もできる場所もあるというところから、そういったある程度充実した施設というように一定程度周知されていることから、多く利用されているというようには認識しておりますので、今後の更なる動向を見ながらRVパーク的な部分ができるのかどうか、需要があるのかどうか、もう少し見極めながら対応を考えていきたいというようには思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 私も今の意見と大体同じで、そのような認識で言っております。年々そのクリーニングの方ですけれども、休みの期間になるとやはり需要が増えているというところ、また、現場を見るとキャンピングカーが増えたなというようなことを感じております。この辺、やはりニーズを捉えて、手遅れとか先走って、そんなにお金がかからないような方法もあるかなというように思いますので、この人気を保つように頑張ってもらいたいというように思います。

また、ここにある遊具にも、天気の悪い日は別でありますけれども、大変子どもたちが多く来ているように思っております。庄内に、私の子どもも大きくなったし、孫もだんだん大きくなったので使うことはないんですけれども、子どもたちをやはりこの近くで遊ばせようと思っただけなんです。山や海というのはありますけれども、手取り早い子どもを遊ばせる遊具というのがなかなか見当たらない。内陸の方に行けばそういう施設もありますけれども、庄内にはないというところから、その意味で道の駅のあの遊具にはぎわっているのかなというように思っていますけれども、この辺、やはり人気のあるというのはご認識されているのでしょうか。まずそこからお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） いりり火の里の遊具につきましては、なの花ホールなどを整備したときに合わせて、当初は2基の木製遊具を整備したところでありました。ただ、その遊具がやはり木製ということで、風雨で老朽化してきたというところから、新たな大型遊具を500万円ほどの整備費をかけて整備したところがあります。その後も随時追加、または民間企業からの寄附などもいただきながら現在の状況に至ったというところであり、ご質問のように、当時といいますか現在の形になった5基ほどの遊具があるところは庄内にはあまりなかったのですが、現時点では酒田市辺り、それから最上地方においても外での大型遊具を整備している箇所が増えてきているというところは認識しております。これはやはり子育て支援の一環というようなことで、屋外のそういった大型遊具が整備されてきているというように捉え方はしております。

三川町においては、子育て支援センター「テオトル」の中にも屋内の大型遊具ということから整備しており、雨の日であればそちら、天気の良い日であればいりり火の里というような

使い分けがされているものというようには捉えております。大変ありがたいことで、ご質問があったように、天気の良い日はある程度多くの子どもたちが遊びに来ているというところでもありますので、その遊具自体はやはり年数が経てば老朽化してくるというところで、定期的な修繕、手入れ等は町の方として行っているところではありますが、そういった部分を継続しながら、更にニーズに応えるよう追加なども検討していければなというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） そうですね、やはり遊具が人気があるということで、庄内であそこを車で通ると目立つし、安価に手軽に、今日は天気が良いから子どもを連れてどこかに行こうかなというときに、やはり立地的にも庄内の中心地ということで、大型ショッピングセンターの帰りとか様々なところで子どもが寄ってくれるのかなというように私も思っています。そういう意味では、やはりその場所というのは優位な場所、立地条件が良いというところを利用して、今答弁にあったとおり、少しずつ増やしていくというようなことでありましたけれども、私もそれがいいのではないかなと。やはり人というのは同じものだと飽きてしまうというところがありますので、維持も大切ではありますけれども、もうそんなに大きな金をかけなくとも少しずつ、今年は増えたなど、また今年は何かあるかなみたいな格好で、少しずつ増やしていくような格好がいいのかなというように思っています。その財源としては様々あるかとは思いますが、先日まで一般質問で行われたふるさと応援寄附金から使うのも手だなというように思っております。

それで、場所ですけれども、あそこに入れてだんだん詰まってくるとやはり危ないということもありますけれども、今後あそこに増やすとしたらどのように、増やす計画があると言ったのでお聞きしますけれども、今後どのような展開をされていく考えをお持ちか、お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 遊具については、今後そういった追加も検討するべきだろうというようには考えておりますが、現時点では具体的な整備計画というのは持ち合わせておりません。ご質問にあったように、ある程度使われていないスペースといいますか草地となっている部分にこれまで遊具を配置してきました。現在の遊具の配置状況を見ますと、もういづらか、北側にはスペースはあるのかなというようには見ておりますが、今後具体的に整備をするというようになった場合は、そういったスペースが候補地となってくるのかなというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私も北側の方に伸ばしていくのがいいのかなと。そして北側はずっと行くと、なの花ホールの駐車場がありますよね。あの辺もあそこに駐車場はなくともいいのかなと。もっと発展していけば、あの辺をずっと埋めていくと、ホールにある元のラーメン屋があった場所は今使っていませんけれども、あの辺も外から見えるようなゲームではないですけども何かそういうようなところもだんだん膨らんでいくのではないかなと。あそ

この場所はもうどんな企業が来ても少し奥まっているので、なかなか客商売というのは、自分の感覚ですけれども無理ではないかなというところで、やはり公共的なものをあそこで行うのがいいのかなというように感じています。様々努力されて、今後ともいろいろ火の里が繁栄するようにお願いしたいと思います。

続きまして、洪水に備えた排水ポンプということでありました。最初の答弁では消防団また建設業協会に様々お願いしながら行っているということでありましたけれども、今回我々議会も調査会を開いて地元の意見を町民の意見を聞くことができました。中で、やはり町にポンプはなかったのかというようなところで、実際町に6インチのポンプはあるんですけども、放水なるんですけども稼働しなかったというのは事実でありますので、どうして町の移動式水中ポンプを稼働しなかったのか。この辺の見解をお願いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 確かに町には8インチの水中ポンプがございます。今回使わなかったということでの少し箇所付けで思うには、瀧地区のことではないかというように思うわけですが、7月25日からの大雨に際しましては、水防団だけではなくて、町長答弁にもありましたとおり、いち早く国や県の方に対しての排水ポンプ車の稼働・配備等を依頼したところであります。時系列で言いますと、いち早く青龍寺川の方にまず国の方から出向いていただきましたが、河川、青龍寺川自体は赤川も流れていたということで、その後、瀧の方に移動いたしました。その時点で瀧の方に国・県、更には水防団が配置になりまして稼働いたしました。

ただ、水中ポンプについては非常に大型の設備でもありますので、それを稼働させるために大型の発電機等々、特殊な車両で県道の通行を妨げないということで土手に配備いたしまして作業をしていただいたところです。併せて、水防団も現地にいましたので、そこで建設業協会等もあったわけですが、まずそこはスペース等の問題もあって、町のポンプは稼働・投入はいたしておりません。

ただし、もう1ヵ所、今回非常に大きな水害といいますか大雨であったことから、横山の横山上と土橋間の赤川への排水する箇所が浸水といいますかあふれそうだということで、建設業協会等に依頼をいたしまして配備していただきました。ただ、経過としてはそこで実際に稼働することはありませんでした。町のポンプについては、やはり8インチということで、電源は電気といいますかバッテリーになるんですけども、それについては災害協定の中で、町でそのバッテリーといいますか発電機を保有しておりませんので、実際に稼働する際は建設業協会の方に依頼をし、町から水防倉庫からそのポンプを持ち出していただいて、排水の必要な場所に駆けつけていただくということにしておるわけですけども、まず今回横山地区に配備していただいた、ご協力いただいた中では、町のポンプというところまでは至らなかったということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） なんだかんだ言いながら、結局出さない理由を言っていますけれども、せっかく町に8インチのポンプがあるわけですので、消防団のポンプも然りですけども、

も、消防のポンプより数倍、数字で今は言いませんけれども、能力8インチであればあります。それを使わないというのは、なんだかんだ言いながら、雨が止んだとしても早く水が引ければ農地に対する被害も少しでもいくらかでも軽減になったのではないかなど。また、町民の皆さんも何で来ないのかと、町は何をしているのかというようなどころがあります。

8インチのポンプですと、起動時、発電容量、定時よりは必要なんですね。41.2kW必要だということで、45kVAの発電機が必要です。これは私の知る限り、三川町の建設業協会の中でその発電機を持っている方はいないと思います。ということで、事前にやはり雨が降るといのが分かっているわけですので、リース会社に事前に、出してもらう可能性があるから準備してくださいねと、そんな準備もされていないように私は捉えていますけれども、この辺は準備をされていたのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町のポンプ、それから建設業協会の方に依頼する際は、私の認識では、その建設業協会の事業者がお持ちの水中ポンプ、そして発電機でそちらは稼働すると。併せて、町のポンプを稼働するという認識しております。リース会社等につきましても災害協定等は結んでいるわけですが、今回様々な箇所ですれ越水ではないんですが浸水、冠水等の被害が見込める場所につきましては、先程町長答弁にありましておおり、いち早く大型で排出ができる可動式のポンプ車の配備・依頼等を行いまして、現に配置になりました。水防団もいち早く水防の体制をとっていただき、各見守りもしていただきました。

そうした中で、町内の各所でそうした水があふれるような事態に様々対応していかなければならないところを見越しながら適切に対応したものと。ただ、その過程の中で、先程申し上げましたとおり、また新たな浸水等水があふれる箇所が出るということで、その場合については水防団と、国や県のポンプ車についてもすでに稼働しておりますので、その中で対応できる部分ということで先程説明いたしました、建設業協会、それから町の水中ポンプということで手立てをしたと、依頼をした、配備をしていただいたということになります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 少し足りないのではないかなというように感じたところであります。続きまして、公共交通の問題に行きたいと思ひます。最初の答弁でありますと路線維持に向けた協議を広域的に行われているということでありましたが、議会の方でも先日発表しましたが、庄内市町村議会議長会におきまして、この広域的な公共交通は全庄内の議員同士でも検討していかなければならないというようなことを提案しまして、今回研修にも至ったところであります。

そこでお聞きしますけれども、今の現実の路線を維持することに向けた協議というのは、何か後ろ向きな今のバス会社、事業者を守るための協議を行っているようにしか思えませんが、やはりこの広域的に動くことでこのバスというのは意義があるというように思っております。国の方でも令和2年に地域公共交通活性化再生法という法律ができて、地域全体で公共交通をやっている、計画書を作ってくださいというようにされております。山形県では県全体の計画書、また鶴岡市と酒田市が計画書を作っておりますけれども、この辺

の認識はお持ちでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 県の方でこういった公共交通の計画を作っているという部分は把握しておりますが、鶴岡市、酒田市のそういった具体的な計画については残念ながら把握はしておりません。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） だと思いました。県のホームページで見たんですけれども、鶴岡市、酒田市は計画書を作っております。これを見ますと、鶴岡市と酒田市全体、自分の町の行政区画の計画は入っていますけれども、庄内全域というのは当然入っておりません。国の方でも2022年3月の8日に物流政策審議官がその国土交通委員会の中で、この地域公共交通は広域的に行うことが有効であるというように国も言っております。

それで町長にお聞きしますけれども、鶴岡市の公共交通計画、令和3年から令和7年、来年まで。酒田市も令和3年の令和7年までということで、この次、令和8年に向けて来年、令和7年でたぶん様々どうしたらいいかというように計画をこれから作り直す時期かなというように思います。そこで、国の方も広域的に計画を作った方が有効であるというように言っているんですから、ぜひこれは議会の方はそういう意味で、皆さんで庄内全域を考えていこうというようなところで話しかけたところであります。

ぜひ首長の方からも、庄内に5市町ありますけれども、中で町長が一番経験豊富な首長でありますので、様々指導的なこともあるのかなというように思います。これを首長の中でも庄内全域で計画を、鶴岡市、酒田市単独でなくて全部、酒田市の中を見ますと、やはり一つの問題点として、全般的に行ける方がいいねというのは書いてあります。ぜひこの辺は町長から来年の令和7年に今の首長同士でこの辺を何とかしていこうというようなことで音頭をとって、庄内全域で考えていただきたいなというように思いますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまの町野議員の地域公共交通、これは本町にとっても大変重要な課題というように捉えているところであります。ただいまありましたように、国におけるこれからの公共交通のあり方という部分については、町野議員が指摘のとおり、地方における特に公共交通機関というのは、非常に路線バス等を中心として不採算的な路線が多くなってきているというようなことから、随時この路線の廃止等の対応をせざるを得ないという現状の中において、やはりもっと広域に検討すべきというようなことから県、そしてそれぞれの都道府県の中心となる市部における計画策定というようなことで、5年間のこの計画で事業が進められているというような状況でもあります。

町野議員もご承知のとおり、鶴岡市、酒田市でどのような現状における対応をするかといったら、やはり市内の循環バスということが一番の公共交通機関の中における行政支援というようなことからのこの公共交通の維持に努めているというのが現状です。こうした中、庄内地域においては、2市3町における路線ということからいたしますと、まずは遊佐町で

は、公共交通での路線はすべて廃止になっております。これから庄内町も残念ながら路線が公共交通機関での乗り入れができなくなるというような状況になります。そして、唯一残っているのが本町であって、鶴岡酒田線というこの路線の維持をどう考えていくかということからすると、まさに言われるとおり、庄内広域でこの公共交通を考えていかなければならないという共通課題として受けとめております。鶴岡市、酒田市の両市長もやはりこれからの公共交通のあり方ということは非常に心配をさせていただいておりますし、今後の計画年度の更なる延長ということに対しての課題について、今は県と鶴岡市、酒田市、そして本町がその路線のあり方、公共交通のあり方ということについて協議を進めているところであります。

そういう中において、これからの公共交通の中においては、公共交通機関を支援するといった一面というのは捉えられるかもしれませんが、しかしながら本町でこのバス路線が廃止になるといった場合の影響というものを比較した場合、どちらを選択するかというような段階まで来ております。

こういったことから、現在町ではデマンドタクシーで町民の移動に対しての様々な支援は行っているわけですが、基本的なこの公共交通というものの考え方においては、やはり都市部と地方という部分における課題はかなり違ったものがあるというように思います。都市部であれば、市内の中の循環だけで解決できることが、やはり地方に出れば都市部に移動する場合におけるこの公共交通機関が行政界を超えた乗り入れができないという一つの大きなネックがございます。そういった部分の解消は本来であれば、三川町としてはそれが一番対応してもらわなければならないというのは考えておりますが、十分その辺りも鶴岡市、酒田市と連携を図りながら、特に庄内町、遊佐町もこの公共交通についてはやはり考えているというような現状でありますので、十分この2市3町での今後の公共交通のあり方を検討していくべく、三川町としても一緒になって取り組んでいきたいと、このように思っているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 三川町も一緒になってということでありましてけれども、一緒になってというよりも先導・主導的に、庄内の位置的には中心にあるわけですので、そこをうまく取って真ん中を取って、町が主導的にこの地域公共交通の庄内全域での計画を令和8年に向けて考えていってほしいなというように思います。

それから、呼べば来るオンデマンドバスということで質問させていただきましたけれども、最初の答弁ですと、デマンドタクシーを行っているということでありましてけれども、デマンドタクシーとオンデマンドバス、少し見れば似ているようではございますけれども、全然システムが違うというように思いますけれども、オンデマンドバスという仕組みはご存知でしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 日本全国で様々な、地域の公共交通、交通弱者に対する施策として行っている対応策の中に、このオンデマンドバスというものがあるという部分は知っておりますが、そのやり方につきましては、様々な自治体ごとに違うやり方があるというところで認識はしております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 自治体で様々、隅から隅まで1から10まで全部一緒ではありませんけれども、デマンドバスというのは予約して来てもらって行くというところですが、予約というか事前登録してということですが、このオンデマンドバスというのは各地にバスの拠点をあらかじめ設けて、そこにこれから行きたいからということで、今のAIを使い、スマホまたはそのバス停所にはプッシュで呼ぶ装置を付けたりして、必要なときに必要なところに必要な時間に移動できるという基本的なオンデマンドバスの考えは各地一緒かなというように思っています。

そういったところで、本町のこれから広域的なところも含めてですが、やはり各町内会に1カ所くらいずつバスの停留所を設けて、今日これから行きたいと予約すると、そのセンターがそれを見て、走っているバスの途中にも連絡が入って、機械ですね、人がやるのではなくて機械がAIがきちんと、今一番近いバスはどこかというところを探し、無線でどこに寄ってくれと。そこで一人を乗せて、次はどこに向かって一人降ろしてくれというような格好で、無駄がないというか、やはり今のAIを使った現代の利点を生かしたシステムだなというように私は思いますけれども、その辺もご存知なかったということであれば、そのようなことを検討されたらいかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 地域公共交通の中におけるオンデマンドバスであります。実はこの全国的にも最も先進事例というようなことで、富山県に朝日町という町がありますが、そこに私、先月視察にお邪魔してまいりました。現実をお聞きして、本当に先進的なことで、国土交通大臣、経済産業大臣が視察に来たほどだというくらい、まさに先進的な取り組みだというようなことで説明をいただいております。

確かに住民の生活における様々な移動なりの支援というのは、これはもうすばらしい、先程町野議員が言われましたように、乗る場所についてももう非常にきめ細かに乗車場所があるというようなことから非常に利用者からは喜ばれている。しかしながら、現状からするとやはり運転ドライバーの確保とか、今の時代と同じような課題を抱えていながらも、そこは何かその運行ができていくということからすると、すべて行政がその経費負担を行っているからということが一番この地域公共交通の中における住民の利便性を確保できているなということを感じてまいりました。

しかしながら、それはある面においては、その町の周辺部においては、やはり過疎がどんどん進むということからの対策というようなことでありますので、現実的にはコストという部分については、やはりその部分については不採算における負担は行政が負担せざるを得ないということでもありましたので、先進性と実際の利用者の利便性と、そして将来的にどのような対応をするかという課題は、やはりそれなりの先進地でも抱えているというようなことで聞いてきたところでもありますので、それを本町としてどう対応していくかということが一つの大きな課題になろうかなというように感じてきたところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 町長が先進町を見て勉強されているということで大変心強く思いました。経費のかかる話でありますけれども、これも鶏と卵みたいなもので、広がれば広がるほど今度は利便性が上がって利用できるということでもありますし、国の後押しもあろうかというように、私は今後あろうかというように思いますので、前向きに検討していただければというようなことを申しまして、私からの一般質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午前11時17分)

○議 長（志田徳久議員） 日程第2、議第61号「いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第61号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨今の電気料金、燃料費の高止まりをはじめ、幅広い分野における物価高騰及び人件費の上昇という経済状況下にある中、そのような厳しい経営環境にあっても、いろり火の里施設の指定管理者による質の高いサービスを維持、提供しながら、安定した施設経営が継続できるように、いろり火の里施設全体に係る適正な利用料金を設定いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容につきましては、現下の物価上昇率を勘案して概ね20%増の料金改定額を設定するものであり、また、宿泊料金につきましては、5月の大型連休や盆、年末年始の期間において、季節特別料金として2,000円以内で上乗せできるように設定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） この度のいろり火の里の管理に関する料金等の改定案につきましては、基本的には先般の一般質問でもご提案申し上げましたとおり、いろり火の里についての特に宿泊施設に関しては、町という立場で運営するべきではなくて、むしろ民間に売却すべきだろうと。民間の旅行関係業者からしっかりした形で見てもらうべきというような前提で立っている立場なのですが、今回の条例改正につきましては、そもそも指定管理者制度に基づいて指定管理者をしているにも関わらず、なぜここまで細かい内容で料金を設定しなければならないのかというところで見識を伺いたいと思います。

この大もとになります全文の中には、第4条に指定管理者に行わせるという規定になっておりまして、それを受けた形で利用料金については、第7条において利用料は別表の定める範囲内において指定管理者が定めるものとするというように規定されております。実際に適

用する場合については、当該料金について町長の承認を得なければならないという第7条の規定になっているわけです。

そうしますと、改正内容においても、特に入浴の日帰りという規定はもはや必要がない。その下の方にいきますと、休憩の個室という4時間という括りのところで8畳、12畳という部屋ごとの料金が設定されている。更にはその三つ下の宿泊施設の中のツインルームでは、1名利用の場合と2名利用の場合の料金設定までしている。そこからまた3項目ほど下になりますと、田田の宿泊入浴施設、大人の場合と小学生の場合という細かい規定までもしているということになります。改正案はなっていますが、これはあくまでも上限値を設定してこと細かい、そのツインルームを一人で利用しようが二人で利用しようが、これについては町が関知する話ではなくて、指定管理者の立場で様々なコスト関係で、この上限内で一人の場合は、当然一人の場合は高く設定になるわけですがけれども、通常の二人の場合でしたらいくらか値下げした形で執行したいということ、むしろこちらから料金を提示するのではなくて、指定管理者の方から相談があって、初めて町長の権限でよかろうということで承認するというのが本来の条例の設定になっているはずですがけれども、いつまでここまで細かく料金を設定する条例改正を行うのかということについての所見をお伺いしたいと思います。

併せて、一番最後の備考の部分になりますけれども、今はまだ公共施設という立場でありながら、お盆の書き入れ時、それから年末の書き入れ時に特別料金のような形で設定することについてはいかがなものかなというように感じると思いますので、公共施設という立場でありながら、こういった季節特別料金を設定するというような考え方についても適正なのかどうかというような視点で所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず今回の条例の一部改正につきましては、ご指摘のとおり建物は町の所有する公共施設であり、それを運営する部分においては指定管理者制度をとってきたわけであり。その指定管理者制度を運用するにあたって、町の公共施設である施設を一定程度町としても関与しながら公共施設としての運用をしてもらうためのこのような細かい設定をしているという部分であります。あくまでもこの金額以下ということであり、この金額以下での指定管理者自体での経営に基づいて行ってもらうというところでもあります。

いろり火の里につきましては、もうすでに一般的に町の公共施設であるという捉え方を認知されておりますので、一般的には民間の施設よりある程度安い設定で運営されているということが広く認知されているわけであり、今回の改定にあたってはそういった部分を加味しての設定というところを行ったところでもあります。

また、ご指摘のある上限設定の金額のあり方についてであります。同様の施設として、庄内地方には遊佐町の宿泊施設、それから入浴施設等があるわけであり、遊佐町の場合だと、ある程度高い金額設定に確かになっております。1万1,000円を超える金額で設定し、実際の運用は6千いくらと、つい最近見た金額ですと6千いくらというような運用をしているようではありますが、ただ、そうした場合、あまりにも条例の設定金額と実際の運用が

違いすぎているというような捉え方をされることもありますので、三川町としてはこの施設の透明性を図るために、条例で一定程度細かく金額を設定して施設運営をしながら営業を指定管理者制度で行っているというところでもあります。

特別料金の件もご質問がありましたが、今現在設定している金額の中でも季節特別料金的に逆にお客さんが入らない時期については安くするというような、逆の特別料金設定をしているところでもあります。そういった観点では、繁忙期につきましては高い値段を設定すること自体は特に問題はないものというようには捉えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 質問の趣旨が十分理解いただけていないようですので、改めて申し上げますけれども、今所管の企画調整課長からお話ありまして、こと細かく料金を設定しておくことによって利用者からの理解を得られる。また、町、議会をはじめ町民各位に対しての理解も深めてもらえるというような対応かと思いますが、その趣旨については十分理解しているんですけども、それを町当局が悩むべきものなのかどうかというところを指摘したわけでありまして、あくまでも町という行政という立場での悩むべき問題は、上限値をいくらにするかという、公共施設として上限をいくらにするかというだけのレベルで審議すればいいものというように認識しております。その辺について、もう一度見解をお伺いしたいと思います。

それを下げて利用者の拡大を図るというようなことについては、これは指定管理者として指定を受けたみかわ振興公社の皆さんがいくらだったらお客さんが入って来られるだろう、理解いただけるだろうということを悩むべき問題であって、それを町としては承認すればいい立場のはずですので、その辺の考え方について私の考え方が間違っているのか、これからどう考えていくべきなのかについて所見をお伺いしたいと思います。

先程言いました季節特別料金、これについても条例で季節特別料金というようなことを設定するのは、むしろいかがなものかというように感じるころではあります。つまり、指定管理者がその季節特別料金を設定したいというようなことであればいくら下げてもいいですし、範囲の中であれば、その上限値を使っても構わない。これこそ、まさに経営者側の指定管理者が頭を悩めるべき問題であって、我々議員の立場でこれを条例改正案として出されるということは非常に不本意というように私個人は感じておりますので、この辺も含めた見解をもう一度求めたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回提案をいたしました条例改正に関しましての内容の部分での質問なわけですが、鈴木議員はすべて承知の上での質問だというように理解をされるころなんです、いろいろ火の里整備を進めるという段階における町のこの条例設定ということからすると、本来は町が独自に経営を行うというようなことでの第三セクターでスタートしたわけでありまして。その中において、様々な経過の中における現在の指定管理者制度に移行したという結果の中においては、当時、いろいろ火の里を設置したときの町の考え方からいたしますと、この第三セクターであるいろいろ火の里の利益が常態化する、常に利益が出た場

合にどうするかという視点の中においては、やはりそういう段階においては町に寄附してもらわなければならないという視点での条例設定なわけです。言うなれば、第三セクターでその経営的な戦略の中において利益を出し過ぎたら困るという一面のもとに条例で料金設定等が設定をされてきたという経過がございます。

そういう中における現在の指定管理者という部分においては、経営者もすべて町からの様々な役職というようなことからいたしますと、このいろり火の里施設の経営、そして維持をしていくための経営からすると、やはり民間ということではなかなかできにくい部分があるからこそ、この指定管理というような形で行政が関わっているという一面がございます。

同じ行政からのいろり火の里の運営という部分からすると、その経営者の感覚、判断で料金設定を勝手に行っているというようなことに対しての、やはり町としての考え方もそれは当然出てくるわけです。そうしたことから、やはり条例として町が設定をしてきたということからすれば、この条例の範囲内で施設の維持管理、また料金設定を行わざるを得ないという経緯もあったわけでありますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

そして、今回の利用料金の改定についても、以内という表現と、上限ということもやはり見てとれるというような内容でもございます。そういったことから条例としてどういう形で設定してきたかという経過と、それと今後のこの条例をどう読み取るかという部分については、鈴木議員と同様のそのような考え方のもとに設定をしているというようなことをご理解いただきたいと思っております。

そして、やはり経営者側の判断という部分に関しては、先程も申し上げましたように、例えば社長、常務が単独でこの料金設定を行うといった場合においては、やはり一番困るのはその経営者というような形になるというようなことから、そこについては行政もしっかりとした監視あるいは調整を図るという機能を持っていかないと、これからのこの指定管理者に対する町が委託をするというものの継続性というものが、やはり難しい部分も出てくるというように思うところでありますので、ご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今町長から答弁いただいたことについては、私もこれまでの経験からして十分理解できるものでありまして、そもそもが町長から説明ありましたとおりの第三セクターでスタートした。当時は業務委託という形での運営でありましたので、当然町としてこういった微に入り細に細にの条例設定をしなければならないという立場だったわけですが、そこから変化していった経営方式を指定管理者という制度に変えたというところでは、指定管理者に指定する相手方は基本的に民間という立場で指定管理者になってもらうわけですから、経営権についてはその指定管理者にお任せすると。ただ、先程来言っているとおり、公共施設でもあるということから、利用料についての上限を定めるのはこれは条例として議会として議決するという役割は当然あるわけですので、その立場の違いが当時から考えると変わってきている。私から個人的な見解を申し上げますと、いつまで業務委託状態の条例を引きずっていくのかという意味で、今後の指定管理者という一歩進んだ形での条例制定にすべ

きではないかということをご提案申し上げている真意でありますので、ぜひその考え方だけお汲み取りいただければと思います。答弁はいりません。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第61号「いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第61号「いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第3及び日程第4、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第3及び日程第4、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、議第62号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第4、議第63号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第62号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第63号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく、提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員については、民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、すべての給料表の給料月額について引き上げの改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当については各々0.05月分を引き上げ、寒冷地手当については月額を11.3%引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当を各々0.025月分引き上げるものであります。

また、特別職の職員については、期末手当を 0.05 月分引き上げ、技能労務職の職員については規則において一般職の職員に準じて引き上げの改正をいたすものであります。

なお、参考資料として配布しております新旧対照表及び給与勧告の骨子等については、所管の総務課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 所管の課長より補足説明を求めます。高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

初めに、配布いたしております人事院の給与勧告の骨子及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、この度の勧告の要点についてご説明申し上げます。

まず、県におきましては、民間給与との比較を行うため、企業規模 50 人以上の民間事業所の職種別民間給与実態調査を実施し、その結果として民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準引き上げと、期末手当及び勤勉手当の給与改定等資料の 1 ページにあります内容に準じ、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して、一般職の職員については、給料の平均改定率を 3.05%、ボーナスを 0.10 月引き上げることなどについて、所要の改正をいたしたく、本議会定例会に上程いたしたところであります。

それでは、上程しております議案について、別にお配りしております新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議第 6 2 号につきまして、第 1 条関係については、特別職の職員の期末手当について、1 2 月期の支給月数を 5/100 引き上げるものであります。

第 2 条関係については、令和 7 年度以降の 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数を平準化するため、当該期末手当について所要の改正をいたすものであります。

次に、議第 6 3 号につきまして、第 1 条関係については、1 2 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、一般職の職員については 5/100、定年前再任用短時間勤務職員については 2.5/100 引き上げるものであります。

また、一般職の職員の給料表の改定については、議案書の給料表により、民間給与との較差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、すべての給料月額を改定いたすものであり、本町におけるその平均改定率は 3.05%であります。更に、寒冷地手当については、本町においては月額を 11.1%引き上げるものであります。

第 2 条関係については、令和 7 年度以降の 6 月期及び 1 2 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、当該手当について所要の改正をいたすものであります。

以上でございます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 条例制定2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第62号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第63号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第63号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第5、議第64号「三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第64号「三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町民の利便性の確保と町民サービス向上を図るため、マイナンバーカードの更新や暗証番号の再設定など、個人番号カードの電子証明書関連事務等を、イオンモール三川内の郵便局に委託いたしたく、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第3条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 議第64号に対しまして修正の動議を提案いたします。

○議 長（志田徳久議員） ただいま鈴木淳士議員から議第64号に対する修正の動議の提出がありました。

他に、この動議に賛成する議員はいますか。

(賛成の声あり)

○議 長（志田徳久議員） この動議は、会議規則第15条の規定により、他に1人以上の賛成者がおりますので、成立しました。

暫時休憩します。

(午前11時49分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前11時55分）

○議 長（志田徳久議員） 先程の修正案提出に砂田 茂議員の賛同がありましたので、動議は成立いたしました。

まず最初に当局についての質問を受け付けます。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） なければ先程出されました修正案について、鈴木淳士議員より提案理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 議第64号「三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」に対する修正動議の提案内容を申し上げます。

裏面をご覧ください。第2条第1号中、「法第2条第6号」を「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号」に改める。

続いて第3条中、「令和7年3月31日までとする。ただし」を「令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3ヵ月までに」に改めるのが修正内容であります。

この趣旨につきましては、本来、法という提案内容が、当初の議案は法という表現になっておりましたが、いかなる法に基づくものなのか表記になっておりませんでしたので、今回の根拠となる法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律ということを示したという修正動議の内容になっております。

また、第3条中については、この協定について更新する規定ということですが、指定機関が、提案されました原案につきましては、来年2月1日から翌3月31日までの実質2ヵ月間しかこの事務の取り扱いについて検証する時間がない設定になっております。その後、いずれもが問題ないという場合は1年間延期するという定めになっておりますけれども、本来十分な実証期間を設けた上で、最低でも3ヵ月、市町村によっては6ヵ月間の前に更新を申し入れるという規定が一般的でありましたので、敢えて年度をまたいで来年、再来年の3月31日までを実証期間とし、その前の3ヵ月前までに双方問題がなければ1年間更新する。その後も順次1年度ごと更新する、延長するという規定内容にすべきという考えからの修正動議であります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから修正案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 次に、表決を行います。

なお、表決は起立採決といたしますが、起立しない議員は「否」とみなしますのでご留意

願います。

それでは、議第64号「三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」に対する修正案について賛成の議員の起立を求めます。

(起立 2 名 不起立 7 名)

○議長(志田徳久議員) 起立少数であります。したがって、議第64号に対する修正案は否決すべきものと決定しました。

次に、議第64号「三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の議員の起立を求めます。

先程原案についての質疑を許しましたが、質疑がありませんでしたので修正案に移りました。それで、町から提出されました原案に対して討論がありませんでした。それで、原案のとおり賛成をすることに賛成の起立を求めた次第であります。

再度、本案は当局の原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7 名 不起立 2 名)

○議長(志田徳久議員) 起立多数であります。したがって、議第64号「三川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。(午前12時06分)

○議長(志田徳久議員) 再開します。(午後 1時00分)

○議長(志田徳久議員) 日程第6、意見書第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の件名及び提出先のみとします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(志田徳久議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番(鈴木淳士議員) 意見書第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」の提出理由については、日米地位協定の抜本的な見直しを求めて、全国知事会における提言の決議や地方議会において意見書が数多く可決されている現状を国として受けとめるべきであり、国会で早急に議論を始めることを求めるものであるといたしております。議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(志田徳久議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから意見書第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」提出の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立多数であります。したがって、意見書第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和6年第6回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午後 1時05分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和6年12月6日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番